

久野錦浦の収蔵活動と 博文堂（美術商）初期の活動実態

下田 章平

はじめに

本稿は近代書画碑帖収蔵史の研究の一環として検討するものである。当該期の収蔵史を体系的に理解するため、稿者は明治時代から現代までを暫定的に五期に区分した。⁽¹⁾ 本稿では、ボストン美術館の中国絵画コレクション⁽²⁾や日本の関西を中心とする中国書画碑帖コレクションといった大コレクションが形成され、中国書画碑帖収蔵史上劃期をなす第二期（辛亥革命から第二次世界大戦終了時）の当初において活動した久野錦浦（⁽³⁾一八七五—一九一八）を取り上げる。

久野錦浦、名は元吉、字は錦浦、齋号は黄裳蓀、墨妙亭（墨妙亭）⁽⁴⁾、広島県の出身の実業家、書画碑帖の収蔵家である。⁽⁵⁾ 広島県士族久野喜作の長男として、明治八年

（一八七五）三月一日に生まれ、同三十一年（一八九八）六月に家督を相続し、西備銀行支配人として実業界で活動した。⁽⁶⁾ 久野錦浦は、当初、京都に避居した羅振玉（一八六六—一九四〇）の書画碑帖コレクションを広島県下の同好の士と競って購入した。「宋拓神龍蘭亭序」（木鐙室所蔵）、王寵「行書琴操十首」（東京国立博物館所蔵）、「先朝宝翰」（京都国立博物館所蔵）、「文徵明沈周書画合卷」（中国個人蔵）、鄧石如「篆書朱韓山座右銘」（中国個人蔵）、虞世南「孔子廟堂碑」（吉田成堂氏旧蔵）などのコレクションが見られるが、西備銀行の経営破綻によってそのコレクションの一部は私財提供として売却され、失意のうちに腸チフスに罹り、大正七年（一九一八）三月一八日に没した。⁽⁷⁾ 妻は広島県平民、福光彌太郎の長女の千代（「チヨウ」「千代松」とも。

一八七七—?)である。大正四年(一九一五)一月の時点で、一男(一九〇一—?)、二男(一九〇三—?)、タミ(一八九五—一九一九)、サダヨ(一八九八—?)、ヒサヨ(一九〇八—?)、雪江(一九一一—?)の二男四女があり、広島県平民の宇都宮謙蔵(一八六三—?)は叔父にあたるという。

西備銀行は明治四一年(一九〇八)一二月に設立され、翌四二年(一九〇九)一月、本店を御調郡三原町三原一五三七番地において営業を開始し、その経営は大正元年(一九一二)までは順調に推移したが、八田貯蓄銀行の取り付け騒ぎや穀蕃合資会社の破綻、三原銀行時代からの放漫な貸出しによって、大正五年(一九一六)九月、広島地方裁判所から破産宣告を受け、その後破産宣告は却下されたものの、大正九年(一九二〇)五月に、株式総会の決議で解散となった。この間に、「西備銀行事件」も生じており、『銀行通信録』第六六卷第三九三号(東京銀行集会所、一九一八、八七頁)に、

●西備銀行事件の判決 広島県三原町株式会社西備銀行重役係等に「よ」る二百万円背任詐欺横領事件は「大正七年」六月二十九日広島地方裁判所にて判決言渡あり頭取檜崎享造、常務取締役川口国次郎

〔棲雀〕両名は懲役四年、取締役村上徳十郎は同二年、副支配人隅田某〔吉衛〕は同三年に処せられたり

と見える。すなわち、この事件は、西備銀行の重役等による二百万円背任詐欺横領事件とされ、後述する収蔵仲間であつた川口棲雀(名は国次郎、一八七二—?)や隅田吉衛は懲役刑を受けている。重役の一人であつた久野錦浦の関与も疑われるが、判決前に没していたために名前が見えないのだろう。

このように、久野錦浦は早逝した収蔵家であつたために、収蔵家としての活動期間も限定的であり、しかも収蔵家としての自身の名が世に知られることを好まなかったために、収蔵事蹟は今日ではあまり顧みられず、先行研究もほとんど備わらない⁶⁾。そこで、本稿では行田市郷土博物館に所蔵されている久野錦浦及びその周辺の資料の分析によって、彼の収蔵活動の実態を解明することを目的とした。本稿での検討によって、久野錦浦の収蔵活動の実態が明らかになるばかりでなく、彼の収蔵活動の期間がごく短期間であることが却って、彼が懇意にした博文堂(美術商)初期の活動の実態や、羅振玉が京都に避居した当初に日本に持ち込んだ「初期羅振玉書画碑帖コレクション」⁶⁾の日本への伝播、さらに山本二峯(名

は悌二郎、一八七〇—一九三七）コレクションの形成と
いった、第二期当初の収蔵史上重要な諸課題の解明に寄
与するものと考えられる。なお、表記に関しては、引用
文献も含めて常用字体を使用し、人名は通称とし、「⁷」
には稿者が補足した語句を記した。資料の表記や改行は
現行のものと異なり、統一性に欠けるものの原文のまま
とし、脚注は「⁷」内に、改行は「⁷」、判読できなかった
文字は□で示すことにする。また、作品名も不統一で
あるため、表1掲載のものはその名称に従うことにす
る。

一 久野錦浦及びその周辺の資料

原田大観（二代目庄左衛門、一八五五—一九三八）の
幼名は清太郎、号は大観。原田家の家督と庄左衛門の名
跡を継承して書肆・出版社であった博文堂を経営し、明
治四〇年代（一九〇七—一九一二）には美術書の出版、
また書画碑帖を扱う美術商として活動した。博文堂は短
期間で名称を変更しており、原田大観の次男の油谷達
（一八八六—一九六九）が代表であった時代を「油谷博
文堂」と称しており、単に博文堂という場合は「油谷博

文堂」等の総称として用いることにする。

さて、原田大観の五男である原田悟朗（一八九三—
一九八〇）の遺族のもとに残された博文堂関連資料や刊
行物、原田家と交流のあった関係者などの資料が行田市
郷土博物館に寄贈され、行田市郷土博物館編『行田市郷
土博物館収蔵資料目録 原田庄左衛門家資料目録』（同
館、二〇二一。以下『目録』とする）として整理された。
また、これらの資料は収容容器ごとに保管され、資料群
（A群からU群）が形成されている。上掲『目録』（八頁）
ではH群に関して、

H 明治末期／昭和期／書簡・葉書

Hは油谷博文堂と名乗っていた明治末期から原田
大観や悟朗が活躍する昭和期にかけての幅広い時間
軸の書簡・葉書が収められている。Eと同様に博文
堂の経営に関するものと私信が共存する書簡・葉書
群で構成されている。

と指摘されているが、その内容の精査によって、H群は
すべて久野錦浦及びその周辺の関連資料であり、それを
差出年順に整理すると、明治末年から大正中葉までの内
容であることが判明した。また、B群にも久野錦浦関連
資料をいくつか見出すことができ、合算すると八一件を

数えるに至った。以下、『目録』掲載の資料の引用に關しては、『目録』に見える「文書番号」も併記することにした。

明治四四年	(一九一一)	九件
明治四五年／大正元年	(一九一二)	二七件
大正二年	(一九一三)	五件
大正五年	(一九一六)	七件
大正六年	(一九一七)	九件
大正七年	(一九一八)	六件
大正八年	(一九一九)	一三件
大正九年	(一九二〇)	五件

日群の資料は實質的には原田大観が整理したものとして良いが、原田大観はなぜ久野錦浦關連の資料を日群として整理したのであろうか。明治四五年(一九一二)四月二七日油谷博文堂宛久野元吉書簡(日一三一)には附属資料(紙片、縦一五・〇センチ×横七・八センチ)が見られ、表には原田大観と推定される墨書で「久野元吉氏／關連文書」と書かれ、裏には印字(日付及び氏名のみ万年筆)で、

大正二(あるいは三)年八月十三日／大阪市北区上福嶋中一丁目五百羅漢直北／黒川医院／油谷御令嬢殿

とあるように、黒川医院の薬袋の紙背に書かれたものである。この附属資料によって、原田大観が上得意であった久野錦浦の關連資料一式を整理しようとした様子が窺え、その時期は大正二年(一九一三)、あるいは大正三年(一九一四)八月一三日以後であることが判明する。上述のように、その後久野錦浦は西備銀行の破綻によって没落するが、博文堂にとっては取引先において初めての事例であったと見られるため、原田大観は今後の收藏家没落に対処するための資料として捨てずに保管したものと考えられる。

また、日群の資料には、久野錦浦の長男の久野一男、妻の久野千代、叔父の宇都宮謙蔵といった久野錦浦の親族のほかに、西備銀行常務取締役の川口棲雀⁸と西備銀行破産管財人の篠原迪、井前正の資料が見える。川口棲雀は福島正則(一五六一一一六二四)に招かれ播磨から三原に移り住んだ川口久右衛門尉宗助を祖とし、屋号を川口屋として醸造業を生業とした、三原の素封家であった。明治二七年(一八九四)四月に家督を相続して、南宗画や篆刻を趣味とし、久野錦浦とともに収蔵活動も行つた人物として知られる。

二 久野錦浦コレクションの実態

(1) 久野錦浦コレクションの形成と散佚

まず、久野錦浦コレクションの形成について見ておきたい。巻末に示した表1「久野錦浦（附川口棲雀）コレクション一覧」は、行田市郷土博物館に収蔵されたH群を中心に整理したものであり、全七八件を確認することができる。これらのコレクションのうち、三七件は初期羅振玉書画碑帖コレクションとの関連が認められるものであり、久野錦浦は羅振玉のコレクションを精力的に収集したことが判明した。その主たる内容は表1に見るように明清書画及び碑帖であり、購入時期は明治四四年（一九一）から明治四五年（一九一二）が大半を占めている。また、書画では文徵明（一四七〇—一五五九）、董其昌（一五五五—一六三六）、碑帖では顔真卿（七〇九—七八五）の作品が複数見られたことから、好んで収集したことが窺われる。

また、初期羅振玉コレクションは玉石混淆であったようであり、明の祝允明（一四六〇—一五二六）の「偽物騒動」を惹起している。明治四五年（一九一二）二月三〇日油谷博文堂宛川口国次郎書簡（H—三一五）に、

……祝枝山〔允明〕ニハ恐入候如何ニモ／閉口仕候得共是ニテ退ク可ラス／更ニ勇ヲ鼓シ度存候間／貴下〔原田大観〕及内藤〔湖南〕博士之御／高助ニテ羅〔振玉〕氏之御所有／中一品御撰扱／被為下候得共一生之幸栄／奉存候何卒宜敷御／願奉申上候／九友帖〔画中九友集冊〕ハ案外之成跡〔續〕／ニテ及第仕候是ハ亦非／常ニ仕合ニ喜申候

と記されているように、川口棲雀が祝允明の偽物を掴まされ、次に周旋する際には博文堂と内藤湖南のしつかりとした鑑定を経たものを購入したいとの旨が記され、「画中九友集冊」の購入の希望を伝えている。この件に関しては、明治四四年（一九一一）二月三〇日（H—二二六）油谷博文堂宛久野元吉書簡にも見え、

……九友帖〔画中九友集冊〕ハ神品之趣／之れ尔〔に〕て埋合相付き申候／此内偽物ハ張〔貼〕替え之上／題跋御願ひ可被申候

とあり、久野錦浦も偽物騒動の一件を「画中九友集冊」で埋め合わせ、その中の偽物を貼り替えて專家の題跋を求めている。なお、明治四五年（一九一二）三月二三日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—三一九）には、「画中九友神品」としてその名が挙げられ、川口棲雀ではなく

久野錦浦の有に帰している。

このような「偽物」が見られたにも関わらず、久野錦浦らはなぜ初期羅振玉書画碑帖コレクションを精力的に購入したのであろうか。大正五年（一九一六）三月一日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—二—五）に、

……要寿〔す〕る二田村〔良一〕氏今日迄の／遣り方ハ羅〔振玉〕氏への／同情より自己本位／二付今少シ勤〔努〕めて／自分が引受らるゝか／他二周旋でも出来／候上ニテ同氏の満足／致され存候様運び候ても遅から須〔ず〕

とあるように、羅振玉への「同情」、すなわちその支援をコレクション形成の目的の第一としていたからである。

次に、久野錦浦コレクションの散佚について確認しておこう。明治四五年（一九一二）四月一〇日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—三—六、日付は消印による）に、

……只々財政上（貧生の／事故）／直〔値〕段之低き方が／宜敷候

とあるように、すでに明治四五年（一九一二）の段階において久野錦浦は財政上の問題を抱えていたようであり、これ以後はコレクションの新規獲得よりも題跋や箱

書を依頼し、また表具の仕立て直し等のコレクションの整理が主となる。

そして、大正三年（一九一四）から同四年（一九一五）の間の書簡は備わらず、このことは却って財政上の破綻を暗示しているといえる。大正五年（一九一六）六月二七日には、「第一回御報告」として同日付の久野錦浦コレクション売却の領収書が残されており、この時点からコレクションの売却が開始されていることが判明する。この領収書（H—三—三二）には、

〔以下、原田大観の筆跡〕第一回御報告／記／一、金百參拾円 明拓雲輝〔麿〕將軍〔李思訓碑〕壹帖／一、金壹阡五拾円 宋拓十七帖／合計金壹阡百八拾円也／内金百拾八円 右二点販売壹割手数料／内金五百円 正金御取換／内金六円九十五銭 別紙商品代／内金壹円式拾銭〔印譜冊式冊／諸名賢壹冊大判〔先朝宝翰〕／（三冊帖〔新帙〕／表紙直シ〕／内金拾円〔西村天囚先〔生〕へ清名賢詩解跋文／謝儀〕／内金拾円〔長尾雨山先生張船山〔問陶〕箱書／及諸名賢詩翰〔先朝宝翰〕題簽謝儀／但シ別冊目錄共一拾式冊〕／内金拾五円〔宇都宮〔謙藏〕様／耶馬溪卷〕／差引金五百拾八円八拾五銭／右本日仕送金

仕候間御改入御領収／可被下候以上／大正五年六月廿七日／「博文堂合資会社」青印／黄裳移〔久野錦浦〕様／〔以下、久野錦浦の墨書〕前証計算差引金正二受領候也久野元吉〔錦浦〕「黄裳移」白文方印

「久野」朱文田印

とあるように、「明拓李思訓碑」と「宋拓十七帖」を売却し、これを商品等の代金と相殺し、五一八円八五銭を得ている。

大正五年（一九一六）一月二一日、筆跡により原田大観の墨書と判断される「広島〔島〕検事送り書留／領収書在中」（封筒表、日―三―二七）と書かれた未開封の封筒が見られる。その内容を窺い知ることはできないが、久野錦浦が支配人として活動していた西備銀行が大正五年（一九一六）九月に広島地方裁判所から破産宣告を受け、この時に重役等の私財提供を受けており、その一環として久野錦浦コレクションも供出されたものと判断される。⁹⁾この間の事情は、大正五年（一九一六）二月一四日原田大観宛久野一男書簡（日―二―一九）に、

……偕福光弥太郎／事他へ転居仕候間／此後御通信ハ／広島市段原町／千六十七／久野一男／宛ニ願上候／尤も此際之事故／秘密ニ関スル事ハ／御通信御

見合／置被下度候／予而御願申上居／候売却物之義も／追々都合よく進／行何連〔れ〕其筋の／許諾ヲ得テ御／周旋願上候事ニ／相成可申義と存／候御含み置被下／度候

と記されている内容と符合する。すなわち、「此際之事故」とは西備銀行の破産宣告を指し、「何連〔れ〕其筋の／許諾ヲ得テ御／周旋」とは、西備銀行破産管財人の指示により、久野錦浦コレクションを別の収蔵家に周旋することを指すのだろう。そして、「福光弥太郎／事他へ転居仕候」とあるように、三原の邸宅も私財提供するために、妻の実家（福光彌太郎は義父）に転居したものと見られる。また、差出人は長男の久野一男となっているが、筆跡によると久野錦浦が差し出したものと見て良い。この背景には、具体的に示されないが、「秘密ニ関スル事」に触れていたためであろう。この「秘密」の語は、例えば、大正七年（一九一八）二月一〇日油谷博文堂宛久野一男書簡（日―二―一五、日付は消印による。筆跡は妻の久野千代のもの）に、

先日御送附の品々も秘密ニなし被下度候と見えるように、久野錦浦が隠匿した書画や印材といった複数のコレクションを指すものと見られる。当該書簡

に限らず、「秘密」の語は久野錦浦没後の博文堂宛久野家書簡に散見し、博文堂にその売却を依頼している。

例えば、上掲王寵「行書琴操十首」も「秘密」のコレクションの一点であつたと見られる。滑川澹如（一八六八一—一九三六）の箱書が付属品として備わり、箱書表に、

雅宜山人琴操、庚申夏七日廿又一日、澹如滑川達署題。

（雅宜山人〔王寵〕琴操、庚申〔大正九年、一九二〇〕夏七月廿又一日、澹如滑川達署題す。）

とあり、「鞠人審定」（朱文方印）が押印され、箱の裏には内野皎亭（一八七三—一九三四）の「内野□□」（朱文方印）が押されている。¹⁰ ゆえに、大正九年（一九二〇）頃、内野皎亭は本冊を入手した後に箱を作り、実兄の滑川澹如に箱書を依頼したのであろう。また、本冊には羅振玉壬子（一九二二）春跋が備わるが、「錦浦先生」の「錦浦」の二字が削り取られている。¹¹ このことは、久野錦浦没後、その後人が「秘密」の本冊を売却する際に、コレクションの旧蔵者が露見しないように削り取ったものである。後述するように、『王履吉正書琴操』（油谷博文堂、一九二二）は、内野皎亭の所蔵となった折に、博文堂の目録で内野皎亭の名を明示していることを考える

と、その売却には博文堂が介在し、博文堂の手によって削り取られたものと推定される。

大正六年（一九一七）三月一二日、久野錦浦コレクションは、西備銀行破産管財人の篠原迪、井前正に引き渡されたことが、久野錦浦の念書（H—二—二九）に見える。

拝啓予而御預ケ致候書画／都今般西備銀行破産管財人へ引渡候事ニ致候間／右管財人ヨリ貴殿〔原田大観〕へ御照／会之節の御引渡被下致候／猶又御売却ニ得ル分ハ／小生〔久野錦浦〕へ対シ御取替金并ニ／御約束の手数料御引去／リ残額モ同様御引渡／被下度候／右得貴意候／大正六年三月十二日頓首／原田庄左衛門〔大観〕殿／久野元吉〔錦浦〕 拇印
念書には久野錦浦の拇印が押され、極めて切迫した状況が窺える。念書の附属品には、上述した西備銀行破産管財人二名の連名による「受領証」も見られ、この時、計三二点のコレクションが引き渡されたことが判明する。
大正六年（一九一七）三月一五日付の原田大観の書いた証書の写し（B—一〇—三七—一）には、

〔欄外〕写シ／〔以下本文〕証／一✓王石谷〔釐〕山水幅／一✓清名賢詩翰／一✓劉〔鄧〕完白書幅／

一「董其昌山水幅を消して」✓扇面帖 壹帖／一✓陸天遊「広」山水幅／一✓黄道周書幅／右六代代金五阡九百貳拾円也ニテ東京／山本悌二郎「二峯」氏へ売却致置候同氏目下／台湾出張中ニ付本年四月十五日迄ニ／右代金受取久野「錦浦」氏へ御立換金及手数／料引去り残額御送金可仕候也／大正六年三月十五日／原田庄左衛門「大観」印／株式会社西備銀行破産管財人／篠原迪殿／井前正殿

とあるように、久野錦浦コレクションの一部は、収蔵家の山本二峯へ売却されたことが判明する。その書画収蔵目録である山本悌二郎『澄懷堂書画目録』（文求堂、一九三二）によると、上掲鄧石如「篆書朱韓山座右銘」は卷八の「鄧石如篆書立軸」、「清名賢詩翰」は卷九の「明清大家詩翰集帖」を指すと見られるが、そのほかは「澄懷堂書画目録」の解説だけでは当該作品に同定することはできない。ちなみに、山本二峯に売却されたコレクションは、大正六年（一九一七）三月一二日付の「受領証」には一点も見当たらない。このことは、資料は残らないものの、西備銀行破産管財人へ何度も久野錦浦コレクションが引き渡されたことを物語っている。

このほかのコレクションに関しては、博文堂を介して

次の収蔵家に割譲されたと推察される（委細は表1参照）。「画中九友集冊」は菊池惺堂（一八六七—一九三五）、上掲王龍「行書琴操十首」は内野皎亭、上掲「文徵明沈周書画合卷」は飯田新七（四代目、一八五九—一九四四）に継承された。

（2）久野錦浦の収蔵上の特色

久野錦浦は収蔵家としての自身の名が公開されることをあまり好まなかったようである。まず、上掲「宋拓神龍蘭亭序」は、大正二年（一九一三）の京都において開催された大正癸丑蘭亭会で出品された。須羽源一（一九一〇—一九七四）は、大阪朝日新聞の「宋拓神龍蘭亭序」に関する記事を引き、その補説の中で、

……朱福清と趙烈文の観記があり、跋文は羅振玉の一跋がある。この跋文によると羅振玉より久野錦浦の手に移り、それより内藤湖南の手に渡ったものである。¹²⁾

と論じている。ここに示された羅振玉跋は大正二年（一九一三）四月一二日に油谷博文堂から発行された『宋拓神龍本蘭亭序』にのみ掲載されたものであり、久野錦浦に関しては、

……敬賀錦浦先生以為何如。壬子九月中澣、上虞羅振玉記。

（敬みて錦浦先生に以て何如と為すと質す。^{ただ}壬子〔一九二二〕九月中澣、上虞の羅振玉記す。）

と記され、その所藏であつたことは認められるものの、須羽源一という羅振玉、久野錦浦、内藤湖南と通伝の過程を示した文言は見えない。また、原本に附載する内藤湖南大正二年（一九一三）¹³ 跋に、

……久野錦浦君既獲此本、命作跋語、因論及蘭亭源流如此。癸丑十一月、内藤虎。

（……久野錦浦君既に此の本を獲て、命じて跋語を作らしめ、因りて論じて蘭亭の源流に及ぶこと此くの如し。癸丑十一月、内藤虎〔湖南〕。）

とあるように、内藤湖南は久野錦浦に依頼されて跋文を認めたことが記されており、内藤湖南の所藏であつたとは考えられない。したがって、「宋拓神龍蘭亭序」は、大正癸丑蘭亭会で内藤湖南の所藏として出品されたが、あくまで久野錦浦から借用したに過ぎないことが判明した。ただし、菅野智明氏が指摘するように、博文堂の目録では一貫して内藤湖南の所藏として記されており、これによって、所藏者を内藤湖南とする言説が生じたのだ

ろう。¹⁴

この点に關しては、大正二年（一九一三）七月三〇日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一一一、日付は消印による）に、

……諸御咄有之候貴堂〔博文堂〕／御發行和漢名蹟／出版目錄御印刷／相成候内／神龍蘭亭〔序〕ハ最早／新聞紙廣告ニモ黄／裳移〔久野錦浦〕藏本ト出で／候事故此分のみハ／矢張黄裳移藏本／トシ其他之分全部内藤〔湖南〕氏藏本ト相願／候方宜敷かと存候／神龍モ其他も内藤〔湖南〕氏／藏本トアルハ〔トキ〕ハ其他の／分も矢張小生〔久野錦浦〕等の／ものと宇都宮〔讜藏〕君ニ／觀察せられ可申と存候／已ニ印刷済ナレバ何連〔レ〕ニ／相成居存候共差支無之存候／余ハ御賢考ニ任セ申度存候とあるように、久野錦浦自体も承知していたようであり、所藏先が久野錦浦、あるいは内藤湖南であつても差し支えない旨を博文堂に伝えている。

また、大正二年（一九一三）、山本竟山（名は由定、一八六三—一九三四）が和漢法書展覽会を京都府立圖書館で開催し、『和漢法書展覽会記念帖』（油谷博文堂、一九一四）を刊行している。表1に示した王文治「行書

幅」と、上掲鄧石如「篆書朱韓山座右銘」の二点はこの展覧会に出品され、いずれも「大阪 博文堂蔵」となっている。しかしながら、これらは明治四四年（一九一二）から同四五年（一九一三）にかけてすでに久野錦浦の所蔵となっており、前稿¹⁵⁾では、

……羅振玉の日本での活動費用を支えるために、一時的に博文堂が買い受けたと見るべきであろう。

と判断したが、少なくともこの二点に関しては久野錦浦の名を秘匿する意味合いがあったと捉えることができる。

さらに、久野錦浦所蔵の上掲王寵「行書琴操十首」は『王履吉正書琴操』（油谷博文堂、一九一二）として刊行されているが、久野錦浦の所蔵時には博文堂の目録で所蔵先が明示されていない。しかし、大正二年（一九一三）の目録以後は、所蔵者が内野皎亭に変わったために、所蔵先が明示されるようになった。¹⁶⁾ゆえに、久野錦浦が自身の所蔵であることをできるだけ宣伝しないようにしていたと捉えることができる。ただし、『王履吉正書琴操』所収の壬子（一九一二）夏の羅振玉跋には「墨妙亭主人」壬子七月の内藤湖南の跋文には「黄裳移主人」と記されており、斎号が久野錦浦のことを指すとわかれば、その

所蔵であることは理解できるようになっている。

このように考えると、上掲「宋拓神龍蘭亭序」の所蔵先を内藤湖南としたのも、久野錦浦が収蔵家としての自身の名前をできるだけ秘匿しようとした意図が明白であり、結果として、久野錦浦の収蔵家としての事蹟が今日ではほとんど伝わらないものと考えられる。

三 博文堂（美術商）初期の活動実態

久野錦浦の収蔵活動の期間は明治末から大正初めのごく短期間であり、このことが却って、彼が懇意にした博文堂（美術商）初期の活動実態を解明する手掛かりを掴むことができると考えられる。ここでは、広島県東部（旧備後国）における博文堂の斡旋・売却、博文堂の書画碑帖販売促進戦略、博文堂の、文求堂、法書会、篆刻家の桑名鐵城（名は箕、一八六四—一九三八）との関係について見ておきたい。

（1）広島県東部（旧備後国）における博文堂の斡旋・売却

辛亥革命（一九一一）後に親族の羅振玉とともに日本

に亡命した王国維（一八七七—一九二七）は、「二田画
廬記」（『王忠愍公遺墨』、原田悟朗（私家版）、一九二八、
頁数不掲載¹⁷）に、次のように記している。

日本備後三原城、有好奇之士三、曰川口国次郎、曰
久野元吉、曰隅田吉衛。三君者相得也、余皆得与之
游。川口君之所居有此君軒、久野君有墨妙亭、余皆
記之矣。既而隅田君以書來曰、「余有二田画廬者、
以沈石田、惲南田之画名焉。君于二君之居既有文、
請為我記之」。則応之曰、「諾」。

（日本備後の三原城に、好奇の士三有り、曰く川口
国次郎〔棲雀〕、曰く久野元吉〔錦浦〕、曰く隅田
吉衛と。三君は相ひ得たるなり、余皆な之と遊ぶ
を得たり。川口君の所居に此君軒有り、久野君に墨
妙亭有り、余皆な之を記せり。既にして隅田君書
を以て来りて曰く、「余に二田画廬なる者有り、沈
石田〔周〕、惲南田〔寿平〕の画を以て焉を名づく。
君は二君の居に于いて既に文有り、請ふ我が為に之
を記さん」と。則ち之に応じて曰はく、「諾」と。）

ここには、旧備後国（現在の広島県東部）の三原町（当時）
には川口棲雀、久野錦浦、隅田吉衛の三名の好事家がお
り、三者は互いに気が合い、王国維も三者と交流があり、

「此君軒」、「墨妙亭」、「二田画廬」という各収蔵家の斎
号の由来を記したという。ここに示された三原の同好の
士は、いずれも西備銀行の役員であった。「全国銀行会
社録」の「株式会社西備銀行」の条を見ると、常務取締
役に川口国次郎（棲雀）、支配人に久野元吉（錦浦）、副
支配人に隅田吉衛の名が見える。王国維は西備銀行の序
列に基づき、上掲「二田画廬記」を記したものと考えら
れる。また、大正二年（一九一三）八月三日油谷博文堂
宛久野元吉書簡（H—二—一三）に、

……追而羅〔振玉〕王〔国維〕藤〔内藤湖南〕三先
生へ粗品差出／可申候之レハ荷造／の都合上兩三日
／相後れ可申候直／接小包便ニ托シ候／御含み置被
下度候

と記されるように、王国維だけでなく、羅振玉、内藤湖
南もまた、久野錦浦の収蔵活動を展開する上で重要な人
物であったことが知られる。

ここで、三名の斎号の由来について見ておこう。川口
棲雀の「此君軒」に関しては、王国維「此君軒記」（上
掲『王忠愍公遺墨』¹⁹）に、

……日本川口国次郎君、冲澹有識度、善絵事、尤愛
墨竹。嘗集元呉仲圭、明夏仲昭、文徵仲諸家画竹、

為室以奉之、名之曰「此君軒」。其嗜之也至篤、而搜之也至專。非其志節意度符于古君子、亦安能有契于是哉。吾聞川口君之居、在備後之國三原之城、山海環抱、松竹之所叢生。君優游其間、遠眺林木。近觀園画、必有有味于余之言者。

(……日本の川口国次郎〔棲雀〕君、冲澹にして識度有り、絵事を善くし、尤も墨竹を愛す。嘗て元の呉仲圭〔鎮〕、明の夏仲昭〔景〕、文徵明〔徵明〕諸家の画竹を集め、室が為に以て之を奉じ、之を名づけて曰はく「此君軒」と。其の之を嗜む也至つて篤く、而して之を搜す也至つて専らなり。其の志節意度古君子に符するに非ずんば、亦た安くんぞ能く是に契ること有らん哉。吾れ聞くならく川口君の居、備後の國三原の城、山海環抱し、松竹の叢生する所に在り。君其の間に優游し、林木を遠眺す。近ごろ園画を觀ば、必ず余の言に味有る者有らん。)とあるように、川口棲雀が元の呉鎮(一二八〇—一三五四)、明の夏景(一三八八—一四七〇)、文徵明の墨竹画によつて室号を「此君軒」と称し、また自らも松竹に囲まれた居所で水墨画を嗜んでいたとする。ここに挙げられた第一の元の呉鎮「墨竹卷」は、明治四五年

(一九二二)四月一五日油谷博文堂宛久野錦浦書簡(日—三四)に、

○／一昨日田中文求堂添書／ヲ以テ同人弟在京都／寸紅堂常太郎ナル人／羅〔振玉〕先生所藏の内／宗〔宋〕元書画十点計りと／外ニ文求堂南清ニテ／手ニ入れ候品四五点／携帶一見致候／様ニこの事ニテ參り申候／羅〔振玉〕先生のものハ／菅〔管〕夫人墨竹卷／梅道人〔呉鎮〕々〔墨竹卷〕／米芾書卷／趙子昂〔孟頫〕書卷／其外宗〔宋〕元の書幅ニ御座候／実ニ絶品ニ有之存候

とあるように、文求堂經由で購入された羅振玉コレクションであると見られ、購入時期は明治四五年(一九二二)四月以降となろう。

第二の明の夏景「墨竹卷」は、明治四五年(一九二二)五月五日油谷博文堂宛久野錦浦書簡(日—二一八)に、
……夏仲昭〔景〕／墨竹卷ハ／此君軒／主人〔川口棲雀〕へ御勸／め居申候

とあるため、その購入時期は明治四五年五月(一九二二)以降であろう。²⁰⁾

第三の文徵明「墨竹画幅」は、次の明治四五年(一九二二)四月二八日油谷博文堂宛川口棲雀書簡(日—

二一二〇）に言及のある「墨竹之軸」と見られる。

……先日「久野」錦浦先生／上阪之砌／羅「振玉」先生御恵与被為下候／此君軒「川口棲雀の斎号」之額御托送被為／下難有慥ニ拝受仕候是迄既ニ墨竹之軸御厚／配ニテ拝受其後文求堂／伝ニ墨竹之巻拝受小包ニ／「羅振玉」先生之御割愛相願居候／折柄今回特ニ右額御恵／賜ニ相接何登（ト）無申上様／非常ニ相喜申居候誠ニ／是ニテ小生ハ無上之富栄／ヲ博シタル盛致一生之幸／福愉快ニ御座候何登（ト）無申様禧敷至極ニ御／座候間何卒／尊下（原田大観）ヨリモ御直接／「羅振玉」先生ニ御礼詞御鳳声／奉願上候

この幅は『初期羅振玉書画碑帖コレクション目録』にある文徵明の墨竹（一千元）である可能性が高い。⁽²¹⁾また、川口棲雀は呉鎮「墨竹巻」と文徵明「墨竹画幅」を入手した時点で、羅振玉の染筆になる「此君軒」の題額を得て此君軒と称し、この時に羅振玉の「此君軒」白文方印も得ている。⁽²²⁾なお、川口棲雀は油谷博文堂宛の封筒には「宝墨竹居」という朱文方印や朱文印（文字のみ）を押印しており、これも斎号と見ることができよう。⁽²³⁾

次に、久野錦浦の「墨妙亭」は、上掲「先朝宝翰」に

基づく。王国維「墨妙亭記」（『觀堂集林』卷二三所収）をもとに、日比野丈夫（一九一四―二〇〇七）、福本雅一（一九三一―二〇一三）が「墨妙亭」について考察しているが、⁽²⁴⁾ここで最も詳しい「先朝宝翰」所収羅振玉無紀年跋を確認しておこう。

……始得之両疊軒後人、……去歲航海東、來霽所藏長物、以充旅食、此冊独珍襲、不敢人示。今年春、都中乱起、天府所藏、往々散出。宝沈齋侍郎、貽書告予、「近於都市、見徵明文公書冊、乃由先朝賜恭忠親王、今由邸中流出者。索賈子巨力、不能得」。勸予購之、不獲已乃出此冊、及它名迹之不忍割棄者、讓之同好文士、宝翰乃得歸予齋。此冊今遂歸錦浦先生。錦浦之得此冊、狂喜廢眠食与予同、並以墨妙亭、名其所居。此冊可謂得賢主人矣。

（……始めて之を両疊軒「呉雲」の後人に得たり、……去歲「宣統三年、一九一一」海東に航し、来りて所藏の長物を鬻ぎ、以て旅食に充つるも、此の冊独り珍襲し、敢へて人に示さず。今年「民国元年、一九一二」の春、都中に乱起こり、天府の所藏、往々にして散出す。宝沈齋侍郎「宝熙」、書を貽りて予に告ぐ、「近ごろ都の市に於いて、徵明文公「文徵

明」の書冊を見る、乃ち先朝よ由り恭忠親王〔奕訢、一八三二—一八九八〕に賜ひ、今邸中よ由り流出せし者なり。賈子の巨力なるを索むるも、得る能はず」と。予に勧めて之を購はしめ、已むを獲ずして乃ち此の冊、及び它の名迹の割棄するに忍びざる者を出し、之を同好の文士に譲り、宝翰は乃ち予斎に帰するを得たり。此の冊は今遂に〔久野〕錦浦先生に帰す。〔久野〕錦浦の此の冊を得たるや、狂喜して眠食を廢すること予と同じ、並びに墨妙亭を以て、其の所居に名づく。此の冊は賢主人を得たと謂ふ可し。〕

この跋文によつて「先朝宝翰」は、羅振玉が呉雲（一八一—一八八三）の後人から入手し、日本に渡つてからも秘藏したが、宝熙（一八七一—一九四二）により紹介された恭親王家旧蔵の「文徵明書冊」を入手するために本冊などを割愛したという。久野錦浦はこの跋文の記された民国元年（一九二二）頃に入手し、「先朝宝翰」によつて「墨妙亭」の斎号の由来が判明する。ちなみに、久野錦浦には「黄裳簪」の斎号も見えるが、これはコレクションから名付けられたものではなく、『周易』坤26に、「六五、黄裳。元吉。」（六五、黄裳なり。元おほいに吉。）と

あるように、久野錦浦の名の元吉に由来するものと見られる。

続いて、隅田吉衛の「二田画廬」は、上述のように明の沈周（一四二七—一五〇九）と清の惲寿平（一六三二—一六九〇）に由来する。両者の作品はともに初期羅振玉書画碑帖コレクションに見えるが、委細は不明なため、現段階で同定するのは困難である。

ここで、久野錦浦と川口棲雀、隅田吉衛の交友関係について見ておこう。久野錦浦と川口棲雀の交友関係に関しては、明治四四年（一九一一）—二月二日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日三—三二四）に、

……川口〔棲雀〕氏へ届け品ま、／差出置申候同氏
／両三日他行ニ付／此義御含み被下度候／先日一寸
申上置候／羅飯牛〔牧〕山水卷／（羅振玉氏旧蔵先日
日拝見／致候分）／川口〔棲雀〕氏所望ニ付同方へ
／向け小包便ニテ御／發送願上候／……○／御序之
際川口〔棲雀〕氏へ／御送りの通りの白／画帖式冊
御送り／被下度願上候

とあるように、久野錦浦が川口棲雀所望の「羅飯牛〔牧〕山水卷」や「白画帖式冊」を博文堂に手配している。また、上掲明治四四年（一九一一）—二月三〇日油谷博文

堂宛久野元吉書簡（H—二—二六）に、

……川口〔棲雀〕氏へ祝枝山〔允明〕の／代リニ書
卷何か／相勧め可申候豊南禺〔坊〕書卷／丁度宜敷
かと存候／文徵明と同時代ニモ／有之墨竹の画ニ／
対シ書卷取合セ／至極と存候相／勸度存居候／此書
面此度迄書きて／川口〔棲雀〕氏へ相見セ申候／枝
山〔祝允明〕の代リ尔〔に〕書卷／置受けハ大賛成
／ニ有之存候間豊南禺〔坊〕書／卷ニテモ何ニテモ
内藤〔湖南〕／先生の御指図通りニ／可致旨ニ御座
候

と見えるが、祝允明の「偽物騒動」（上掲）に巻き込ま
れた川口棲雀に対して「豊坊書卷」を勧め、幹旋に当たっ
ては内藤湖南の指南に従うように差配している。そし
て、明治四五年（一九一二）三月八日（H—二—二七）
油谷博文堂宛久野元吉書簡では、

昨夜計算御引合セ／相願置度ニ付不取敢／計算書差
出置申候／処今朝行違ニ／川口〔棲雀〕氏明拓法帖
式／種代価御知被下／拝承仕候昨夜ニ／速算五拾円
増／加之上持參可仕候／其他も思違致居／候ハゞ御
報相願／度候……只々／其後法帖式種／内藤〔湖
南〕先生の撰拔〔跋〕ヲ／願ひ候位の事申居存候／

御含み置被下度候

とあるように、川口棲雀が購入した「明拓法帖式種」の
代金を久野錦浦が立て替え、それに内藤湖南の題跋を依
頼している。

続いて、久野錦浦と隅田吉衛の關係に関しては、明治
四五年（一九一二）一月二〇日油谷博文堂宛久野元吉書
簡（H—三—一四）に、

——〇——北宋拓聖教序第三版分／智永千字文／王右
軍書記〔折本／仕立分〕／右備後国三原町／隅田吉
衛へ／御送本被下度候／代金ハ夫々計算／書本人へ
御送り／被成度候

とあるように、久野錦浦が隅田吉衛に対する博文堂刊行
の影印本の差配を行つている。また、大正五年（一九一六）
三月一日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—二—二五）に、
……当度又々羅〔振玉〕先生ヨリ珍品御贈与ニ預リ
／貴下〔原田大観〕御執成被下存候給物と厚く／
奉感謝存候／羅〔振玉〕先生へハ早速礼状／差出置
申候御序の節／宜敷御挨拶願上候／川口〔棲雀〕隅
田〔吉衛〕両君へも早速相届け置申候／両君共大
満足ニ御座候

と見えるように、羅振玉の「珍品」が久野錦浦、川口棲

雀、隅田吉衛の三者へ贈与され、久野錦浦が川口棲雀と隅田吉衛にそれらを分与している。

以上のように、川口棲雀、久野錦浦、隅田吉衛のいずれもその斎号は各々のコレクションによって名付けられていることが明らかとなった。また、隅田吉衛の作品は特定できないものの、王国維が斎号の由来を示した文章を書いていることに鑑みれば、三者ともに初期羅振玉コレクションの割愛を受けて名付けられた可能性が高い。また、西備銀行の好事家らにより初期羅振玉書画碑帖コレクションの収蔵活動が展開されていたと考えられるが、その中心にいたのは久野錦浦であった。川口棲雀の所望品を博文堂に伝え、幹旋の指南を行い、代金の立て替えも行っているように、博文堂は川口棲雀や隅田吉衛に直接取引を行わずに、久野錦浦が取りまとめていることが確認できたからである。

また、久野錦浦自身で博文堂との取引を行う場合もあったが、竹部半野を代理に立てて、博文堂の代わりに広島県東部の素封家（銀行家）を中心に羅振玉コレクションを幹旋する事例も見られた。竹部半野（半野堂とも。名は秀松）の詳しい閥歴は不明であるが、三原在住の収蔵家であったようである。明治四四年（一九一）

一二月一・二日油谷博文堂宛久野錦浦書簡（日一一二二三、差出年は内容より判断）に、

拜啓先日ハ御来原〔三原〕／被下候処終始欠礼仕候／其際川口〔棲雀〕氏宅ニ於テ／御紹介申上候竹部／秀松〔半野〕君今一度／拝見相願度且ツ／二三点御譲受申度旨有之候／御差支無之限り／可然御便宜御与へ／被下度候自然品物／持帰リ度旨申出候共／其辺ハ小生〔久野錦浦〕等ニ於テ／御引受可申候間御心置なく御思召被下度候／右御依頼旁如此御座候とあるように、竹部半野は久野錦浦の紹介で博文堂との面識を得、羅振玉書画碑帖コレクションの割愛を望んでいたことが窺われる。明治四四年（一九一）一二月九日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一一二三）にも、……竹部〔半野〕事八点引受け／申候趣了承仕候代金ハ／取約め送付為致可申候」

とあるように、意欲的に購入していたことが判明する。明治四五年（一九二）二月八日油谷博文堂宛久野錦浦書簡（日一一一六）には、

……国朝書人輯略ハ／文求堂ヨリ取寄セ申候／竹部半野非常の／熱心ニテ桐陰論画／書人輯略等ニ依り／研究唐画趣／味鼓吹の積リニテ／大ニ策戦計画／

中二御座候也

と見えるように、久野錦浦は清末の震鈞『国朝書人輯略』（光緒三四年（一九〇八）刊）を文求堂より取り寄せ、竹部半野は清の秦祖永『桐蔭論画』（同治三年（一八六四）刊）によって「唐画」（ここでは明清画を指す）趣味を鼓吹したという。このように、彼らは漢籍の原著にあたって書画碑帖を探究しているように、その収蔵の背景には漢籍の素養があったことが明らかである。

また、竹部半野は久野錦浦の指示により久野錦浦と博文堂間を往来し、広島県東部の収蔵家に初期羅振玉書画碑帖コレクションの斡旋を行っていたと見られる。例えば、明治四五年（一九一二）二月一五日油谷博文堂宛久野錦浦書簡（日一三一五）に、

……尚貴方〔原田大観〕御預りの品／ニ付当方へ向きの好きもの可有之／其他御打合せ度／趣きニ付両三日の／〔竹部〕半野上阪可致／様申居候其際／全人持帰り希／望の品ハ何卒／御渡被下度候／万事ハ全人直接／可申上存候

とあるように、博文堂が羅振玉から預かったコレクション（「貴方御預りの品」）で久野錦浦に割愛するものの相談を竹部半野に任せ、また希望するものを持ち帰らせる

ように指示していることがわかる。また、上掲大正五年（一九一六）三月一五日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一二一五）には、

○／先日〔竹部〕半野上阪の節／持帰り候目録／御序ニ御写取り／御送り被下度候／同人監督上必要ニ／御座候御含み被下度候

と見えるように、竹部半野は、久野錦浦の「監督」下で収蔵活動を展開していたことがわかる。また、明治四五年（一九一二）四月一一日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一八）に、

……竹部〔半野〕君目下／広島方面へ／活動致居候も／其後近々売約／済のもの御座候／田村〔良一〕氏への御回報も可成同人の／手を経る様御取／斗遣ハし被下度候／選挙事務中モ／竹部〔半野〕君の事ハ／無油断督励／致居候ニ付安／神〔心〕被下度候と記されるように、広島方面で斡旋を行い、田村良一（一八七四—？）もその益を受けていたことが判明する。田村良一は、多額納税者で世羅銀行取締役を務めた田村九郎の子であり、大正一五年（一九二六）に戸主になっているように、広島県下の素封家として知られる人物であった。⁽²⁸⁾上掲明治四五年（一九一二）二月一五日油谷博

文堂宛久野元吉書簡（H—三一—一五）に、

○／広島県世羅郡東大田村／田村良一／法書会へ入会希望／ニ付書宛第一号／ヨリ直接御送付／被成下度候

と見えるように、久野錦浦の紹介を経て博文堂と面識を得、その後初期羅振玉書画碑帖コレクションを購入するようになる。しかし、上掲明治四五年（一九一二）四月二七日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—三一—一二）に、「田村（良一）君の行為」に対して久野錦浦は次のような批判を展開する。

……〔竹部〕半野君へも／面会の期なく心／掛リニ存居候処／今朝同人大阪方／帰来拙宅へ／参り寸閑ヲ得／先日來田村（良一）君の／行為承知如何／ニモ憤慨ニ堪へ／不申候直接／貴臺〔原田大観〕へ御依／頼申上秘藏／品ヲ引出シ／難癖ヲ付ケテ／返スハ如何ニモ／言語道斷／如此人ニ是迄／羅〔振玉〕先生の旧藏／品ヲ譲リタルガ／残念ニ御座候／就テハ此度〔竹部〕半野／持帰り候／〔文〕徵明山水幅／及沈周〔文〕徵明／合卷壹二／品是非何と／か処置可仕候／然ラザレバ貴／翁〔原田大観〕へ対シテモ／相済不申又／羅〔振玉〕先生へ対シテモ／日本

人の面汚シニ相成／可申上と存候／詳細ハ〔竹部〕半野／兄ニ申上べく候

すなわち、その行為とは、原田大観に初期羅振玉書画碑帖コレクションの割愛を直接依頼したが、示されたコレクションに「難癖」をつけて返却したことを示し、久野錦浦はこの田村良一の行為に対して原田大観と羅振玉に対して申し訳なく、「日本人への面汚シ」とまで言及し、久野錦浦が田村良一の代わりに初期羅振玉書画碑帖コレクションを購入するといった措置を講じる必要があることを述べている。同旨の内容は、上掲大正五年（一九一六）三月一五日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—二一—五）に、

……田村（良一）氏が今少シ外品ヲ引受られて／後の事ニ致度候／同氏ハ今迄自分勝／手の品のみ引抜かれ／居候事ニテ決〔決〕して／残念と申され候程の／事ハ無之存候／……要寿〔す〕るニ田村（良一）氏今日迄の／遣り方ハ羅〔振玉〕氏への／同情より自己本位／ニ付今少シ勤〔努〕めて／自分が引受らる、か／他ニ周旋でも出来／候上ニテ同氏の満足／致され存候様運び候ても遅から須〔す〕と見える。ここでは久野錦浦が田村良一に対して羅振玉

への支援（「同情」）よりも自分の欲するコレクションだけを抜き取る人物であったことが言及されている。このことよって、久野錦浦や川口棲雀は、羅振玉支援を第一に考え、意中でないコレクション（「外品」）も併せて引き受けていたと捉えることができる。

ちなみに、上掲『和漢法書展覽会記念帖』には、広島県の山口讓三と植田辰郎（一八六八—？）の名がある。「全国銀行会社録」の「株式会社世羅銀行」の条には、取締役に山口讓三、田村九郎、植田辰郎の名が見え、いずれも世羅銀行の人脈であることがわかる。世羅銀行は、明治三二年（一八九八）七月に、広島県世羅郡甲山町（現在の世羅町）に開業した銀行であり、久野錦浦等が活動拠点としていた西備銀行（御調郡三原町）とも近い。久野錦浦の関連資料には彼らの名を見出すことはできないが、彼らの収蔵も久野錦浦が直接、あるいは間接的に介在した可能性もあろう。

以上のように、広島県東部（旧備後国）においては久野錦浦自身、あるいは久野錦浦の指示により、竹部半野が博文堂間、あるいは素封家（銀行家）を中心に羅振玉コレクションの斡旋を行っていたことが明らかとなった。そして、初期の博文堂の活動は久野錦浦のような地

方の有力な収蔵家に書画碑帖の斡旋を委任していた状況があることも判明した。

では、博文堂はどのようにして広島県東部の素封家と面識を得たのであろうか。明治四五年（一九一二）四月一日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—三一六）に、

……兼而御噂申上居候通／花井〔卓蔵〕選挙準備ニ取掛り昼夜兼行／実ニ閉口致候／来ル廿四五日比ニハ／花井〔卓蔵〕モ御地へ参り／可申候ニ付小生〔久野錦浦〕上阪／可仕候其際是非／差操一寸ニテモ御／伺ひ可申候

とあるように、三原出身の政治家である花井卓蔵（一八六八—一九三二）の選挙活動に言及があり、博文堂のもとに久野錦浦と花井卓蔵の両者が参上する旨が記されている。博文堂は明治初期より犬養木堂（一八五五—一九三二）、尾崎行雄（一八五八—一九五四）、河野広中（一八四九—一九二三）らの自由民権運動を支援していたが、花井卓蔵も彼らに連なる人物であり、このような博文堂の政治的活動を通じて面識を得たものと考えられる。あるいは、後述のように、博文堂は法書会大阪支部として活動する中で関係を築いたともいえよう。

(2) 博文堂の中國書画碑帖販売促進戰略

博文堂は活動開始当初から折に触れて目録を収蔵家に配布し、また書画碑帖の販売後には、収蔵家からの依頼に応じて専門家への問い合わせや箱書、跋文を依頼して販売した書画碑帖の価値を定め、表具の仕立て直しの手配を引き受けるといったアフターサービスの充実を図っている。このことは、大量に日本にもたらされた初期羅振玉コレクションの販売促進のために見出された戰略といってもよからう。

第一の販売目録に関しては、前稿において、初期羅振玉コレクションの斡旋、売却の過程で着目されるのは、事前に売却目録を作成し、コレクション展を行っており、このことは以後の「犬養木堂を中心とする収蔵集団」の斡旋、売却方法の指針となったことを指摘した。³¹ 上掲明治四四年（一九一一）二月三〇日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一一二六）に、

……跡〔後〕倉庫ニ残品眞／筆分相分り次第目録御
示シ被下度候

とあり、上掲明治四五年（一九一二）三月二三日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一九）にも、

……〔竹部〕半野堂持帰り品目録御送／〔五枚目〕

付被下御手数謝上候／……目録末尾ニ御記載の九点
／〔六枚目〕御序ニ代価御知被下度候現品ハ／更ニ
申上存候際御送付被下候ハ、宜敷候

と見えるように、明治四四年（一九一一）には久野錦浦との売買の中で販売目録のことが言及されている。上掲前稿では、羅振玉自身が作品名と金額を明記した目録を作成していることを指摘したが、博文堂も羅振玉の目録に啓発を得て、日本人収蔵家へ販売する折には目録を配布して取引をしていたことが窺われる。

第二に、専門家への問い合わせや箱書、跋文の依頼に関しては、次の書簡に断片的に言及されている。

・明治四四年（一九一一）八月二二日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一二二）
……陳者十七帖之義／色々御手数相煩シ／奉謝候内
藤〔湖南〕博士／秋涼之頃御認め／被下候趣相承仕
候

・明治四四年（一九一一）一月二八日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一二三）

……昨日ハ御多用中／態々御出張被下且ツ／内藤
〔湖南〕博士御意見／一々御説明被下大ニ／快感相
覚急申候

・明治四五年（一九一二）一月七日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一—一九）

拝啓年首勿々御多繁之際罷出種々／御高配ニ預リ以御蔭／内藤〔湖南〕先生の御高話／拝聴益寿〔す〕

る所不黜／習字の心得等ハ実ニ得る所多々有之存候
・明治四五年（一九一二）三月一三日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一—一〇）

……乍御手数／文徵明詩帖／董其昌千文／右式点ハ羅〔振玉〕先生へ表題跋等／御依頼被成下度候

これらを見ると、博文堂を通じて内藤湖南や羅振玉に対して跋文を依頼し、内藤湖南からの指南（「御意見」）を受け、直接内藤湖南の「御高話」を拝聴する特別な機会も設けられていたことが判明する。また、上掲大正五年（一九一六）六月二七日久野元吉の領収書（日一三—三三）に、

……内金拾円〔西村天囚先（生）へ清名賢詩解説文／謝儀〕／内金拾円〔長尾雨山先生張船山〔問陶〕箱書／及諸名賢詩翰〔先朝宝翰〕題簽謝儀／但し別冊目録共一拾式冊〕

とあるように、西村天囚（名は時彦、一八六五—一九二四）への解説文の謝儀が一〇円、長尾雨山（名は甲、一八六四—

一九四二）への箱書・題簽の謝儀も一〇円であり、博文堂を通じて支払われていることが判明する。この当時の謝儀の具体的な様相を窺うことができる点で貴重である。

第三の表具の仕立て直しの手配に関しては以下の書簡に見える。

・明治四五年（一九一二）一月九日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一—二〇）

拝啓弊屋床の／寸法／折釘ヨリ下／〔折釘の図省略。横に「七尺四寸」とあり〕／幅の長サ／七尺三寸ナレバ／至極適當／右ニ御見計被下度候

・明治四五年（一九一二）一月一二日油谷博文堂宛川口国次郎書簡（日一二—三二）

……拙宅床内ノリを金尺七尺二御座候間／掛物之格好ニモ相依リ可申候得共六尺／八寸位ニ御切り縮可被下願上候万々事／御手数而已相煩恐入候得共宜敷願上候

・明治四五年（一九一二）四月一五日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三—四）

……書論額寸法大略／左の通り位ニ願上候／〔額の図あるが省略。縦「一尺二三寸」、横「六七尺位」

とあり〕／右ハ大略の寸法申上候／義ニ付御見合被下度候

久野錦浦、川口棲雀は購入後に自室の広さに応じてコレクシヨンの軸装を改めたり、額仕立てにしたりすることもあつたようである。また、明治四五年（一九一二）三月一三日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—三一〇）に、

……画冊式点ハ／帙縦横ニ仕立替へ方／御命被下度候／表題の張〔貼〕紙ハ可成前の分其儘／使用候様御命被下度候／張簞邨〔宗蒼〕画冊／〔下部に見取図。省略。縦「一尺〇二分五厘」、横「一尺三寸七分」と記す〕／陳堯峯〔煥〕画冊〔下部に見取図。省略。縦「九寸八分」、横「一尺二寸三分」と記す〕／右ハ何連〔れ〕も箱内側の寸法ニ御／座候間此寸以内ナレバ宜敷候

とあるように、帙の仕立て直しも行われたようである。この点に関しては、表具師の井口古今堂と収蔵家の阿部屋次郎（一八六八—一九三七）の事例が明らかとなっているが、すでに明治末年の久野錦浦の事例が見られるように、博文堂専属の表具師もいたものと考えられる。この点に関しては、今後の検討課題としたい。

（3）博文堂の文求堂及び法書会との関係

上掲明治四五年（一九一二）四月一五日油谷博文堂宛久野元吉書簡（H—三一四）に、

○／一昨日田中文求堂添書／ヲ以テ同人弟在京都／寸紅堂常太郎ナル人／羅〔振玉〕先生所蔵の内／宗〔宋〕元書画十点計りと／外ニ文求堂南清ニテ／手ニ入れ候品四五点／携帯一見致候／様ニとの事ニテ参り申候／羅〔振玉〕先生のものハ／菅〔管〕夫人墨竹卷／梅道人〔吳鎮〕々〔墨竹卷〕／米芾書卷／趙子昂〔孟頫〕書卷／其外宗〔宋〕元の書幅ニ御座候／実ニ絶品ニ有之存候／右ハ秘密之事故御含／み迄申上存候

とある。ここでは、文求堂主人の田中慶太郎（号は救堂、一八八〇—一九五四）の実弟である寸紅堂主人の田中常太郎（号は王城、一八八五—一九三九）が羅振玉コレクシヨンと、文求堂が中国南部で入手した四、五点を携えてきたことを、久野錦浦が原田大観に「秘密之事」として取り扱うように伝えている。ちなみに、この書簡の出現によって、これまで明らかにされてこなかった田中常太郎と田中慶太郎が実の兄弟であることが判明した。

文求堂は文久元年（一八六一）に京都で開業し、明治

三四年（一九〇二）に東京本郷へ移転した中国書専門店である。³³ 書画碑帖の売買も行っていたようであり、手掛けたいくつかの作品は明らかとなっている。蔡襄「楷書謝賜御書表詩卷」（台東区立書道博物館所蔵）は、大正八年（一九一九）六月七日に中村不折（一八六六—一九四三）、黃庭堅「王史二氏墓誌銘稿卷」（東京国立博物館所蔵）は大正八年（一九一九）五月八日に林朗庵（一八九七—一九七二）、張即之「李伯嘉墓誌銘」（藤井齊成会有鄰館所蔵）は時期は不明であるものの、林朗庵に売却されている。³⁴ 「楷書謝賜御書表詩卷」と「王史二氏墓誌銘稿卷」はともに端方（一八六一—一九一一）コレクションであり、田中慶太郎が大正八年（一九一九）頃に端方の遺族から出たものを日本に将来したのであろう。田中常太郎は、早稲田大学卒業後に、京都に書画骨董商の寸紅堂を開設した。³⁵ 京都に開設したのは、かつて文求堂が京都で形成した地盤を継承しようとしたからである。俳誌『懸葵』第六卷第七号（一九〇九年九月、六四頁）に、「京都 東三本樹〔木〕寸紅堂」の広告があり、京には、勤王家、儒者、俳人、歌人の短冊や尺牘を専門に集める店がなければならぬ、それに無いのは遺憾である、こんな理由で、寸紅堂は開店しました、

……

と記されるように、寸紅堂は明治四二年（一九〇九）九月頃に京都の東三本木通に設立され、当初は日本人の短冊や尺牘を中心に販売したものと見られる。この広告が載せられた『懸葵』は田中常太郎の俳句の師であった中川四明（一八四九—一九一七）が創刊した句誌であり、また、田中常太郎は早稲田大学では高浜虚子（一八七四—一九五九）にも師事していたため、開業当初は俳人関係者を相手に商売していたのだろう。『懸葵』第七卷一号（一九一〇年三月）に、「京麴屋町 寸紅堂 三条之南」の広告があり、「寸紅堂は中京へ移転せり」と記されているように、翌年には麴屋町三条の南へ移転し、以後はこの地で営業しているが、この地はかつて京都にあった文求堂の所在地に近接している。³⁶ 高浜虚子「序」（田中八重編『王城句集』、田中八重〔私家版〕、一九四〇、一一〇頁）に、

……昭和十一年に大患に罹つてからは其体力は著しく衰へた。それ以来殆ど本職の方はやめて俳句専門にあつたのであつた。

と記すように、昭和十一年（一九三六）頃には廃業していることがわかる。また、上掲書簡に見えるように明治

末年には中国の書画碑帖も扱うようになり、この背景には羅振玉の京都避居が深く関係していると見られる。羅振玉は明治末葉において田中慶太郎と面識を得、『唐風樓藏三代吉金文字』（田中慶太郎「私家版」、一九〇九）を刊行するほどの関係性を持っていたからである。⁽³⁷⁾また、田中兄弟の關係に関しては、林朗庵「日本現存唐宋名家墨迹萃知」（『書苑』第六卷一号、一九四二、四八—五九頁）の「宋張即之李伯嘉墓誌銘 京都 藤井〔善助〕氏藏」の条に、

……文求堂の伝来、曾て寒斎藏卷の一つ（「で」）あった。関東大震災の当時、敝藏の書画百餘点を救堂〔田中慶太郎〕の倉庫に托し置き、全部灰燼に帰したが、この巻はその前日、救堂の令弟〔田中常太郎〕が関西へ借行したので、唯一点その厄を逃れたのである。

とあるように、兄弟は東西に分かれてはいたものの、書画碑帖を通じた交友關係があったことが窺われる。現段階において、上述のように文求堂は書画碑帖の取引に関する資料があまり確認することができないが、このことは、中国書籍は文求堂、書画碑帖は寸紅堂というように、田中兄弟で販売物を棲み分けていた可能性もあるといえ

よう。

次に、博文堂と文求堂との關係を見ておこう。原田青昊『句集流転』（原田悟朗「私家版」、一九七四）の「あとがき」（二六九—二九一頁）に、

……彼の地（アメリカ）の美術館に山本二峯氏收藏の作品が、それぞれの美術館の收藏になって居るのは田中王城〔常太郎〕氏が金儲け主義に災いされたので、日本へ将来した君〔原田悟朗〕の骨折りも、徒勞になって残念ですねと言はれ、是非その真相を打開けて被下いとのことでした。……王城氏は目的の為手段を撰ばず、私に俳句をしきりに勧めましたのは私から中国の文化財を得たい為だったのです。俗臭の烈しい人でした、……山本二峯氏と王城氏の事は、書いたら限り無く、あとがきとしては逸脱するのでやめます。

とある。青昊は原田悟朗の俳号である。原田悟朗は原田大観の五男で後に博文堂主人として活動した。ここに見るように、原田悟朗は田中常太郎の人柄及び、山本二峯コレクションをアメリカへ売却したことに対して激烈に批難している。⁽³⁸⁾一方、このような批難の背景には、博文堂と寸紅堂が関西を舞台として競合していたことを物

語っている。上掲書簡に見えるように、寸紅堂は明治末年には博文堂が活動する広島県東部（旧備後国）にまで販路を広げ、しかも、博文堂と同じく初期羅振玉書画碑帖コレクションを取り扱っていたからである。

また、上掲書簡には、「実二絶品」と久野錦浦が記している。いずれも博文堂が取り扱った初期羅振玉書画碑帖コレクションには見えないものであり、具体的な作品は判明しないものの、文求堂（すなわち寸紅堂）のために用意されたコレクションと見られる。このことは、羅振玉は博文堂だけに肩入れせず、自身が清末に築いた日本人の人脉を頼りに、したたかに販路を開拓していたことを物語っているといえよう。

次に、『書苑』との関わりを見ておきたい。『書苑』（後継誌『書画苑』）は法書会という会員組織を母体として、明治四四年（一九一一）に発刊された日本初の書の専門誌である。³⁹『書苑』第一号奥付に、

発行所 大阪市西区靱上通二丁目八十番屋敷／法書会大阪支部／電話西三八四〇番／振替口座大阪
一二〇一五番

とあり、第二号奥付にある「特約売捌所」に、

大阪市西区靱上通二丁目八十番屋敷 油谷博文堂

と見えるため、「法書会大阪支部」はすなわち博文堂であったことが判明する。『書苑』の後継誌『書画苑』の終刊（一卷第三号、一九二〇）まで博文堂は法書会大阪支部としてに参加しており、関西方面の法書会の入会希望や雑誌の送付を取りまとめていたようである。上掲明治四五年（一九一二）二月一五日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一―一五）に、

○／広島県世羅郡東大田村／田村良一／法書会へ入会希望／二付書苑第一号／ヨリ直接御送付／被成下
度候

とあるように、久野錦浦は博文堂に田村良一を紹介している。また、明治四五年（一九一二）四月一〇日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一―一六）に、

……書苑第六号広／告ニテ博文堂の名声揚ク「コト」／数千丈ニ御座候

と見えるように、久野錦浦が博文堂の広告に対して称賛を与えている。『書苑』第六号（一九一二）の巻末を見ると、「書苑第六号附録」として、博文堂、芸艸堂、西東書房の広告が見える。博文堂の広告が他社と異なる点は、タイトルを朱にして二色刷とし、例えば「宋拓甲秀堂帖」では「天下の孤本」、「北宋の原刻」といった部分

を大字にして強調するなど、見た目のインパクトを重視し、さらにその書物を価値付けるために、書名脇に羅振玉や内藤湖南などの掲載跋文を明示している。このように、『書苑』誌は博文堂の名を広め、美術出版に対する宣伝として当初より活用されていたことを示している。

加えて、法書会の会員は収蔵家を兼ねる場合もあり、博文堂の中国書画碑帖の販路拡大に貢献したものと考えられる。前稿では、法書会の会員であり、書画碑帖の収蔵家として著名な菊池惺堂を例に、大正中葉に「書苑を中心とする収蔵集団」から「犬養木堂を中心とする収蔵集団」に傾倒していく様子を確認した。⁽⁴⁰⁾このように、法書会大阪支部であった博文堂がその人脈等を継承して販路を拡大し、「犬養木堂を中心とする収蔵集団」を牽引していったと考えられる。

(4) 桑名鐵城との関係

桑名鐵城は富山市出身の篆刻家であり、明治三〇年（一八九七）、同三二年（一八九九）に渡清、低廉な明清画に的を絞り、系統的に収集したという。⁽⁴¹⁾博文堂は若き篆刻家であった桑名鐵城を広島県東部（旧備後国）の素封家に紹介し、経済面で支援したようである。上掲明治

四五年（一九一二）一月七日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一一九）に、

……翌日ハ又桑名〔鐵城〕先生、／御紹介被下御親切なる／御指導ニ預リ兩日共／誠尔〔に〕愉快尔

〔に〕相過し／申候

とあるように、久野錦浦は博文堂から桑名鐵城を紹介され、二日間の篆刻指導を受けている。また、明治四五年（一九一二）一月一九日油谷博文堂宛久野元吉書簡（日一三一二六）に、

……桑名〔鐵城〕翁の御刻の／印誠尔〔に〕難有存候／謝儀之事御来示／了承何連〔れ〕二三／月又々上京其際／持参可致御含み／置被下度候御序の／節〔桑名鐵城〕先生へ可然／御礼御伝置被下度候／……印台川口〔棲雀〕氏非／常ニ満足刻り／用の刃至急御／送被下候様依頼／御座候何卒／御運の程願上候

と見えるように、久野錦浦は桑名鐵城に刻印を依頼しているが、この時に収蔵仲間の中川口棲雀も篆刻に誘ったと見えて、川口棲雀は刻刀を所望している。そして、明治四五年（一九一二）二月二〇日油谷博文堂宛川口棲雀書簡（日一三一二二）に、

おわりに

〔一枚目〕 拜啓先日者〔ハ〕 桑名〔鐵城〕 先生御篆刻早速／御調送被為下御手数奉多謝候……何卒印刀書籍粗印材少許乍／此上奉願上候小生〔川口棲雀〕モ御弟子入二相／成春ニモ相成候得共一勉強仕／〔二枚目〕 度樂居候

とあるように、久野錦浦と川口棲雀は桑名鐵城の「弟子」となっていたようである。桑名箕編『蘭亭印譜』（一九一三）は、京都で開催された大正癸丑蘭亭会の記念として作られた印譜であり、会の当日展示されていた⁽⁴²⁾という。同書の冒頭にある内藤湖南序に、

……鐵城今之善於篆刻者也。於是大募印友、分刻「契帖」中語、以印譜一卷、亦一時盛事也。

（……）〔桑名〕鐵城は今の篆刻を善くする者なり。是に於いて大いに印友を募り、「契帖」〔蘭亭序〕中の語を分刻し、印譜一卷を以てするも、亦た一時の盛事なり。）

とあり、久野錦浦は三顆（暮春之初）白文方印、「雖趣舍万殊靜躁不同」白文方印、「其致一也」朱文方印、川口棲雀（向之所欣）朱文方印、「所以興懷」白文方印は二顆を刻し、「印友」として参加している。

本稿では行田市郷土博物館に所蔵される久野錦浦及びその周辺の資料の分析によって彼の収蔵活動を検討した。検討の結果、久野錦浦コレクションの形成と散佚、収蔵上の特色、博文堂初期の活動実態について明らかにすることができた。

久野錦浦の収蔵活動に関しては、明治四四年（一九一）から明治四五年（一九一）に、羅振玉を支援するため初期羅振玉書画碑帖コレクション（明清書画及び碑帖）を購入したことにより形成された。また、支配人として勤務した西備銀行の経営破綻によって、大正五年（一九一六）にはコレクションの売却を開始し、翌年には西備銀行破産管財人へ私財提供の一環としてコレクションの一部を明け渡し、山本二峯へ売却されたものも見られた。また、久野錦浦は収蔵家としての自身の名が公開されることを好まず、それによって、彼の収蔵事蹟が今日ではほとんど伝わらないことを指摘した。

博文堂（美術商）初期の活動の実態については、広島県東部（旧備後国）における博文堂の斡旋や売却について検討し、久野錦浦のような地方の有力な収蔵家に書画

碑帖の斡旋、委託販売を行っていた状況が明らかとなった。そして、博文堂の政治活動及び法書会大阪支部の活動を通じて博文堂が地方の収蔵家に面識を得たことを指摘した。

また、博文堂は折に触れて目録を刊行して収蔵家に配布し、書画碑帖の販売後には、収蔵家からの依頼に応じて専家への問い合わせや箱書、跋文を依頼して販売した書画の価値を定め、表具の仕立て直しの手配を引き受けるといったアフターサービスの充実を図り、中国書画碑帖の販売促進戦略としていたことに言及した。

このほかに、博文堂は京都に店舗を構えた寸紅堂と関西を舞台として中国書画碑帖の売買で競合し、法書会大阪支部として『書苑』誌の広告によって博文堂の美術出版を宣伝し、収蔵家を兼ねる法書会会員を訪ねて中国書画碑帖の販路拡大に努め、篆刻家の桑名鐵城を経済的に支援したことについても指摘した。

本稿では行田市郷土博物館に所蔵される「原田庄左衛門家資料」の一部を検討したにすぎない。今後も継続して当該資料の調査、考察を進め、博文堂（美術商）の活動実態をさらに解明したいと考えている。

【注】

(1) 拙稿「近代書画碑帖碑帖収蔵史研究」（『アジア遊学』二六九、二〇二二、二七六―二八七頁）参照。

(2) 久野錦浦の閲歴は、内尾直二編『人事興信録』第三版（人事興信所、一九〇三、く一二頁）、同編『人事興信録』第四版（人事興信所、一九一五、く七頁）参照。

(3) 西備銀行に関しては、田辺良平『芸備選書』ふるさとの銀行物語【備後編】（菁文社、二〇〇四、九五―一〇二頁）参照。

(4) 大正七年（一九一八）五月一日油谷博文堂宛久野一男書簡（日―三一―）に、「拝啓亡父元吉

〔久野錦浦〕儀存／命中は色々御世話様／に相成居候処去二月中旬来腸チブスと相成り／薬石の効もなく三月十／八日遂に死去仕候全体／早速御通知申す筈／の処いろ／取りまざれ／葬儀も五月五日漸く相／済ませたる程に候て本意／ならずも本日まで延引仕候／段何卒御海容なし下さ／れ度候先は甚だ延引な／がら御通知申上候／草々／五月十一日／久野一男／博文堂様」とある。

(5) 須羽源一「大正癸丑の京都蘭亭会について」（『書

論』第三号、一九七三、四七―七二頁）に、「……

この〔内藤湖南旧蔵とされる「宋拓神龍蘭亭序」跋文によると羅振玉より久野錦浦の手に移り、それより内藤湖南の手に渡ったものである。久野錦浦は岡山県玉島の素封家で、犬養木堂の後援者でもあり、京都で亡命していた羅振玉のパトロンでもあった。それ故に羅振玉は所蔵の書画法帖を屢々贈与したので、この神龍蘭亭もその一つである。平凡社の書道全集第四巻図版26の神龍半印本はこの帖である。』（五四頁）と言及するが、これは柚木玉邨（一八六五―一九四三）の説明の誤りであろう。なお、『書道全集』第四巻では旧蔵者や所蔵者について言及されていない。

（6）拙稿「初期羅振玉書画碑帖コレクションの日本への流入」（『書学書道史研究』第三二号、二〇二二、五七―七〇頁）参照。

（7）西上実「油谷達と博文堂―そのコロタイプ美術出版について」（『美術フォーラム21』第二六号、二〇一二、九二―一〇〇頁）参照。

（8）川口棲雀の閲歴は、前掲注（2）『人事興信録』第三版（か一〇五―か一〇六頁）、同編『人事興

信録』第四版（か四五頁）、成瀬麟、土屋周太郎編『大日本人物誌 一名現代人名辞書』（八紘社、一九一三、かの部一六頁）、澤井常四郎編『御調郡誌』（社団法人御調郡教育会、一九二五、三二七頁）参照。

（9）前掲注（3）『芸備選書』ふるさとの銀行物語【備後編】参照。

（10）「東京国立博物館画像検索」（<https://webarchives.tnm.jp/imgsearch/show/E0104153>）参照。本冊は『書苑』第三巻第五号（一九三九）にも影印で掲載されている。

（11）『王履吉正書琴操』（油谷博文堂、一九一二）には壬子（一九一二）夏の羅振玉跋と壬子（一九一二）七月の内藤湖南跋が見えるが、これらは本書のために書かれたものであり、実際の作品には附載されていない。なお、実際の作品に見える羅振玉跋は壬子（一九一二）春に書かれたものである。

（12）前掲注（5）須羽源一論考参照。

（13）伊藤滋編著『游墨春秋』（株式会社日本習字普及協会、二〇〇二、二六―二七頁）参照。

（14）菅野智明「博文堂における中国法書の影印出版

について」(『中国近現代文化研究』第一六号、二〇一五、一四―五二頁) 参照。

(15) 前掲注(6) 拙稿参照。

(16) 前掲注(14) 菅野智明氏論考参照。

(17) 王国維『觀堂集林』卷二三にも所収する。

(18) 『日本紳士録』第一九版(交詢社、一九一四、下七三頁) 参照。

(19) 前掲注(17) 『觀堂集林』卷二三にも所収する。

(20) 明治四五年(一九一二) 五月五日油谷博文堂宛久野元吉書簡(H―二一八) にも同旨の内容が見える。

(21) 「初期羅振玉書画碑帖コレクション目録」の概要については、前掲注(6) 拙稿参照。当該目録には、N10「文徵明墨竹一千元」、N161「明文徵明墨竹画幅」、N371「明文衡山墨竹」とあり、いずれも同一作品と見られる。目録は未刊であり、いずれ別稿で翻刻する予定である。

(22) 丁小明、陸豊川編『雪堂雅集・羅振玉、王国維の學術世界』(華東師範大学出版社、二〇二〇、一六四頁) 参照。

(23) 明治四五年(一九一二) 四月二八日油谷博文堂

宛川口国次郎書簡(H―二二二〇)、明治四五年(一九二二) 五月一三日油谷博文堂宛川口国次郎書簡(H―二二一七) 参照。

(24) 日比野丈夫「先朝宝翰三卷」(『上野有竹斎蒐集中国書画図録』、京都国立博物館、一九六六、図版解説一七―一八頁)、福本雅一「先朝宝翰について(一)」(『書論』第八号、一九七六、五九―七〇頁)、同「先朝宝翰について(二)」(『書論』第九号、一九七六、二一〇―二二三頁) 参照。

(25) 前掲注(24) 『上野有竹斎蒐集中国書画図録』附图「先朝宝翰」60羅振玉跋文、頁数未掲載 参照。定本は十三経注疏本。鈴木由次郎『全釈漢文大系』第九卷 易経 上(集英社、一九七四、一一九―一二三頁) 参照。

(26) 「羅飯牛(牧)山水卷」に関しては、明治四四年(一九一二) 一月二八日油谷博文堂宛久野元吉書簡(H―三一―一三) にも見える。本巻は初期羅振玉書画碑帖コレクションに見えるN211「清羅飯牛山水卷」、N533「羅飯牛墨筆山水精品」、N610「羅飯牛山水長卷」を指すか。

(28) 『人事興信録』第八版(人事興信所、一九二八、

タ七〇頁)、「田村九郎」の条参照。

- (29) 前掲注(18)『日本紳士録』第一九版(下七三頁)参照。

- (30) 大木源二編著『花井卓蔵全伝』上巻(花井卓蔵全伝編纂所、一九三五、五二一—五一四頁)、鶴田武良「原田悟朗氏聞書 大正—昭和初期における中国画コレクシヨンの成立」(『日中国交正常化20周年記念「中国明清名画展」、財団法人日中友好会館、一九九二、頁数不掲載)参照。

- (31) 前掲注(6)拙稿参照。

- (32) 徳山亜希子「船場の表具師・井口古今堂と関西コレクター」(森橋なつみ編『平成30年度特集展示「生誕150周年記念 阿部房次郎と中国書画」開催記念国際シンポジウム報告書 阿部コレクシヨンの諸相—文化的意義とその未来」、大阪市立美術館、二〇一九、一一五—一三一頁)参照。

- (33) 田中壮吉編『日中友好的先駆者「文求堂」主人 田中慶太郎』(汎極東物産株式会社、一九八七)参照。

- (34) 拙稿「端方の収蔵における近代性—中国書画の海外流出の契機」(『中国文化』第七三号、二〇一五、

九二—一〇四頁)、同「林朗庵の収蔵に関する一考察」(『相模国文』第四九号、二〇二二、二六—六六頁)参照。

- (35) 「王城 田中常太郎」(金児農夫雄編『現代俳家人名辞書』、素人社書店、一九三〇、三四頁)、杉村邦彦「内藤湖南における学問研究と書法創作との関係—『玉石雜陳』を手がかりとして—」(『湖南』第三八号、二〇一八、二〇—二九頁)参照。

- (36) 田中八重編『王城句集』(田中八重〔私家版〕、一九四〇)、奥付に、「京都市下京区寺町通四条下ル 発行者 田中八重」とある。神田喜一郎「啊、文求堂」(前掲注(33)『日中友好的先駆者「文求堂」主人田中慶太郎』、三一頁)に、かつて京都にあった文求堂書店の場所を「寺町街四条北辺路西」とするため、田中八重はその所在地に住んでいたものと考えられる。なお、神田喜一郎の文章は『日本古書通信』第一九卷第三号(一九五四、三頁)を初出とするが具体的な所在地の言及はない。

- (37) 菅野智明「羅振玉と明治末葉の東京」(『中国文化』第七四号、二〇一六、八〇—九二頁)参照。

(38)

山本二峯と寸紅堂の關係に関しては、拙稿「山本二峯の収蔵に関する一考察―関西大学図書館内藤文庫所蔵湖南宛二峯書簡を中心として」(『中国文化』第七九号、二〇二一、八一―九三頁)ですでに言及されている。

(39)

『書苑』誌に関しては、高橋利郎『近代日本における書への眼差し―日本書道史形成の軌跡』(思文閣出版、二〇一一、八五―八八頁)参照。

(40)

拙稿「中国書画碑帖の日本流入に関する一考察―収蔵家・菊池惺堂を起点として」(『日本中国学会報』第七一集、二〇一九、一八七―二〇〇頁)参照。

(41)

桑名鐵城に関しては、味岡義人「桑名鐵城」(『関西中国コレクション研究会編『中国書画探訪』、二玄社、二〇一一、一三頁)、同「橋本コレクションと桑名コレクション」(前掲注(7)『美術フォーラム21』第二六号、七三―七六頁)参照。

(42)

『蘭亭印譜』については陶徳民編『大正癸丑蘭亭会への懷古と継承―関西大学図書館内藤文庫所蔵品を中心に―』(関西大学出版部、二〇一三、八一―八五、一二四頁)参照。

【附記】

本稿は主に二〇二二年度の行田市郷土博物館における調査研究に基づく。本稿執筆にあたり、行田市郷土博物館、関西大学図書館内藤文庫より資料提供、萩信雄氏よりご教示を賜った。記して御礼申し上げたい。本稿はJSP S 科研費一九K〇〇二〇一の助成を受けたものである。

(本学准教授)

表1 久野錦浦（附川口棲雀）コレクション一覧

書	
米芾書卷 北宋（1051-1107）	明治45年（1912）4月15日に文求堂（寸紅堂）から羅振玉所蔵の「米芾書卷」を紹介されたことを博文堂に知らせている（H-3-4）。大正7年（1918）10月16日に「宋米海岳書卷／黃裳篠蔵 羅振玉題印」と題された桐の二重箱に収納された卷子を久野錦浦の妻の千代が発見、博文堂に価格を問い合わせている（H-3-29）。羅目録になし。
祝允明書卷 明（1460-1526）	明治45年（1912）1月18日に「祝允明書卷」を300円で博文堂より購入する（H-3-21）。大正6年（1917）3月12日に西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H2-29）。N61「祝允明書卷三百元」を指す。
祝允明詩帖	大正5年（1916）3月15日、博文堂に依頼した「祝枝山詩帖」の跋文が届く（H-2-5）。羅目録になし。
文徵明詩帖 明（1470-1559）	明治45年（1912）3月13日、博文堂を介して羅振玉へ「文徵明詩帖」の題跋を依頼（H-3-10）、同年3月23日には博文堂から「文徵明詩帖」の返却を受けている（H-3-9）。羅目録になし。
文徵明千字文冊	明治45年（1912）4月10日、博文堂に「千字文」割譲の依頼をし（H-3-6）、同年4月15日、博文堂の承諾通知を得て「文徵明千字文」の帙箱と題跋を依頼する（H-3-4）。大正6年（1917）3月12日、「文待詔細楷千字文冊」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。
文徵明大字卷	大正5年（1916）3月15日、博文堂に依頼した「文徵明大字卷」の跋文が届く（H-2-5）。N110「文徵明大字卷 三百元」を指すか。
王寵行書琴操十首 明（1494-1533）	東京国立博物所蔵。『王履吉正書琴操』（油谷博文堂、1912）所収羅振玉壬子（1912）夏跋により、この頃、羅振玉から入手されたと見られる。大正9年（1920）頃に内野皎亭が購入し、その後高島槐安を経て東京国立博物館に寄贈された。N396「又〔王雅宜〕石湖詩冊、N567「王雅宜石湖詩冊」を指す。

豊坊書卷 明 (1494-1569)	明治44年(1911)12月26日、30日の両日、博文堂に対して川口棲雀へ「豊南禺書卷」を斡旋し(H-3-17、H-3-5)、明治45年(1912)1月2日、博文堂より久野錦浦のもとに「豊南禺書卷」が届くが(H-3-18)、川口棲雀が難色を示したために、久野錦浦が購入したようである。大正5年(1916)3月15日、博文堂に依頼した「豊南禺書卷」の跋文が届く(H-2-5)。N108「豊南禺書卷 二百五十元」、N286「十五 豊南禺書卷 250」、N401「豊南寓行書卷」を指すか。
董其昌草書千字文明 (1555-1636)	明治45年(1912)3月13日、博文堂を介して羅振玉へ「董其昌千文」の題跋を依頼し(H-3-10)、明治45年(1912)3月23日、「董其昌文〔千〕字文」の返却を受けている。大正5年(1916)11月23日、「董其昌艸書千字文」の書付に関して博文堂とやりとりする(H-2-2)。大正6年(1917)3月12日、「董其昌草書千字文冊」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。羅目録になし。
董其昌書	明治45年(1912)3月23日、博文堂から「董光〔香光〕墨眇」が送達されている(H-3-9)。委細不明。
董其昌草書詩帖	大正5年(1916)3月15日、博文堂に依頼した「董其昌詩帖」の跋文が届く(H-2-5)。同年11月23日、「艸書詩冊」の書付に関して博文堂とやりとりする(H-2-2)。大正6年(1917)3月12日、「董文敏草書冊」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。羅目録になし。
董其昌正書樂志論	大正6年(1917)3月12日、「董其昌正書樂志論」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。羅目録になし。
黃道周書幅 明 (1585-1646)	西備銀行破産管財人に引き渡された作品。大正6年(1917)3月15日、博文堂を介して山本二峯へ「黃道周書幅」が売却された(B-10-37-1)。『澄懷堂目録』巻4の解説だけでは当該作品を同定することができない。羅目録になし。

傅山書幅 明（1607-1684）	大正2年（1913）7月24日、「傅山書幅」を博文堂より入手した（H-2-14）。羅目録になし。
陳元素書卷 明（万曆崇禎間）	明治44年（1911）12月26日、博文堂へ「陳元素書卷」の購入希望を伝えた（H-3-17）。N32「陳元素書卷 一百元」、N542「陳元素行書卷」を指すか。
魯治書卷 明（生没年不明）	大正6年（1917）3月12日、「魯治先生書卷」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N7「魯治書卷 三百元」、N155「明魯治書卷 300」、N278「七、明魯治草書卷 300」を指すか。
明人書帖	明治44年（1911）12月30日、「明人書帖」を博文堂より入手した（H-2-26）。N4「明人墨迹冊子 三百元」、N140「明人墨跡冊子〔徐有貞／王錫爵／李夢陽／羅倫〕」を指すか。
張伯琮草書幅 清（1646-1731）	大正6年（1917）3月12日、「張伯琮草書幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。
王澐十七帖 清（1668-1739）	大正6年（1917）3月12日、「王虛舟十七帖」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。
王文治行書幅 清（1730-1802）	明治44年（1911）12月26日、博文堂へ「王文治行書」の購入希望を伝え（H-3-17）、明治45年（1912）1月18日、「王夢樓書」の代金60円を博文堂に支払っている（H-3-21）。『和漢法書展覽会記念帖』（博文堂、1914）では「清王夢樓〔文治〕条幅」（「羅振玉」白文方印が鈐印される）と題し、「大阪 博文堂蔵」としてあるが、久野錦浦が自身の所蔵を隠すために「博文堂蔵」としたか。N8「王夢樓書幅 六十元」、N34「王夢樓行書 六十元」、N53「王夢樓書幅 六十元」、N148「清王夢樓行書条幅 二 60」、N519「王夢樓行書」、N620「王夢樓行書」、N641「王夢樓字蹟」を指す。羅目録に久野錦浦購入のチェックあり。

翁方綱書幅 清（1733-1818）	大正6年（1917）3月12日、「翁方綱書幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。
劉墉行書幅 清（1719-1804）	明治45年（1912）1月18日、「劉石菴」に80円を博文堂に支払っている（H-3-21）。大正6年（1917）3月12日、「劉石菴書幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N54「劉石庵書幅 八十元」、N150「清劉石菴行書条幅」、N658「劉石庵行書」を指す。羅目録に久野錦浦購入のチェックあり。
梁山舟書幅 清（1723-1815）	明治45年（1912）1月18日、「梁山舟」の代金40円を博文堂に支払っている（H-3-21）。N55「梁山舟書幅 四十元」を指す。羅目録に久野錦浦購入のチェックあり。
蔣仁草書幅 清（1743-1795）	大正6年（1917）3月12日、「蔣山堂草書幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N520「蔣山堂墨跡」とあるが同定はできない。
鄧石如篆書朱韓山座右銘 清（1743-1805）	明治45年（1912）1月18日、「 ^(マツ) 劉完白 50」の代金50円を博文堂に支払っている（H-3-21）。大正6年（1917）3月15日、「 ^(マツ) 劉完白書幅」が博文堂を介して山本二峯に売却されたことが、原田大観を通じて西備銀行破産管財人に通知された（B-10-37-1）。『和漢法書展覧会記念帖』（博文堂、1914）では「清鄧石如〔完白〕条幅」（羅振玉「曾藏羅叔言処」（白文方印）が鈐印される）と題し、「大阪 博文堂蔵」としているが、久野錦浦が自身の所蔵を隠すために「博文堂蔵」としたか。N58「鄧完白書幅 五十元」、N151「清鄧完白篆書条幅」、N279「清鄧完白篆書 50」、N627「鄧完白篆書」を指すか。羅目録に久野錦浦購入のチェックあり。久野錦浦、山本二峯、林朗庵（1897-1971）、小林斗盦（1916-2007）を経て嘉徳2018年秋季拍売会で中国の個人に販売された。『楽篆』107号（2019）参照。
毛懷書卷（川口） 清	明治44年（1911）12月26日、博文堂へ「毛意香書卷」の購入希望を伝えた（H-3-17）。N33「毛意香書卷 八十元」を指すか。

清名賢詩翰 清	大正5年〔1916〕6月27日、西村天囚への「清名賢詩」跋文の謝儀10円を博文堂に支払う。大正6年（1917）3月12日、「清名賢詩翰」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。『澄懷堂書画録』巻9所収「明清大家詩翰集帖」を指すか。
先朝宝翰 明清	京都国立博物館所蔵。大正5年（1916）6月27日、長尾雨山への「諸名賢詩翰」題簽及び他1件の謝儀10円を博文堂に支払う（H-3-32）。また、この時に「三帖冊」の新帙を作り、表紙直しをしている。羅振玉無紀年跋によると、久野錦浦は羅振玉から民国元年（1912）頃に入手し、本巻により「墨妙亭」と称した。羅目録になし。その後上野理一、上野精一（1882-1970）を経て京都国立博物館に所蔵されている。
画	
呉鎮墨竹卷（川口） 元（1280-1354）	明治45年（1912）4月15日、田中常太郎が羅振玉の「梅道人々〔墨竹卷〕」を久野錦浦のもとに持ち込んでいるため（H-3-4）、川口棲雀の購入時期はそれ以後と見られる。羅目録になし。
王蒙山水幅 元（1308-1385）	大正6年（1917）3月12日、「王蒙（黄鶴山樵）山水幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。
陸広山水幅 元	大正6年（1917）3月15日、博文堂を介して「陸天遊山水幅」が山本二峯へ売却された（B-10-37-1）。『澄懷堂目録』巻2の解説だけでは当該作品を同定することができない。羅目録になし。
夏昫墨竹卷（川口） 明（1388-1470）	明治45年（1912）5月5日、久野錦浦が川口棲雀に「夏仲昭墨竹卷」を勧めるよう、原田大観にアドバイスをしているため（H-2-18）、購入時期はそれ以後と見られる。羅目録になし。
沈周縮図幅 明（1427-1509）	大正6年（1917）3月12日、「沈石田縮図幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。

唐寅采菜卷 明（1470-1523）	大正5年（1916）3月15日、博文堂より「唐伯虎采菜卷」に依頼した跋文と作品本体が送達される（H-2-5）。N74「唐伯虎采菜図 三百元」、N380「明唐子畏采菜図」を指すか。
文徵明墨竹画幅 （川口） 明（1470-1559）	明治45年（1912）4月28日、油谷博文堂宛川口棲菴書簡（H-2-20）に言及のある「墨竹之軸」と見られる。N10「文徵明墨竹 一千元」、N161「明文徵明墨竹画幅」、N371「明文衡山墨竹」を指すか。
文嘉文従簡山水卷 明（1501-1583） 明（1574-1648）	大正6年（1917）3月12日、「文嘉文従簡山水卷」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。
徐渭画卷 明（1521-1593）	大正6年（1917）3月12日、「徐青藤卷」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N103「徐青藤野菜卷 二百五十元」、N398「徐青藤花卉図卷」、N667「徐青藤墨花卷」を指すか。
陳嘉言花鳥図 明（1539-?）	大正5年（1916）3月15日、博文堂より「陳孔彰花鳥図」に依頼した跋文と作品本体が送達される（H-2-5）。N93「陳嘉言花鳥軸 八十元」、N186「明陳孔彰花鳥幅—250」、N640「陳孔彰花鳥」を指すか。
董其昌山水幅 明（1555-1636）	大正6年（1917）3月12日、「董其昌山水幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N71「董其昌采筆山水幅 二百五十元」、N181「明董其昌採筆山水幅」、N287「十六 明董其昌山水 350」、N410「董香光采筆山水立軸」を指すか。
蕭雲從山水卷 明（1596-1673）	大正6年（1917）3月12日、「蕭尺木山水卷」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N594「蕭尺木山水横幅」を指すか。
楊文驄山水幅 明（1597-1645）	明治44年〔1911〕12月30日、博文堂より「文総」を入手。大正6年（1917）3月12日、「楊文総山水幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録には卷子作品は見えるが幅作品は見えない。

陳煥山水冊 明	明治44年（1911）12月26日、博文堂へ「陳煥山水冊」の購入希望を伝える（H-3-17）。明治45年〔1912〕3月13日、「陳堯峯画冊」の帙仕立替えを博文堂に依頼（H-3-10）、同年3月23日、博文堂より「陳堯峯画冊」の送達を受けている（H-3-9）。N30「陳煥山水冊二百元」、N170「明陳堯峯山水冊 200」、N439「陳堯峯山水冊」を指すか。
卞文瑜山水幅 明	大正6年（1917）3月12日、「卞文瑜山水幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N611「卞文瑜山水」を指すか。
画中九友集冊 明清	明治44年（1911）12月30日に博文堂より「九友帖」を入手する（H-2-26）。明治45年（1912）3月23日、博文堂から「画中九友神品」が送達されている（H-3-9）。羅目録にはないが、『画中九友集冊』（博文堂合資会社、1921）を指すか。久野錦浦の後は、菅野智明「博文堂における中国法書の影印出版について」（『中国近現代文化研究』第16号、2015、14-52頁）によると、菊池惺堂の所蔵となったという。羅目録になし。
石濤山水冊 清（朱若極、道濟、1630- ?）	明治45年（1912）1月18日、博文堂に「石濤」の代金250円を支払っている（H-3-21）。大正6年（1917）3月12日、「石濤画冊」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。N57「石濤画冊二百五十元」、N195「清石濤山水冊 250」を指す。羅目録に久野錦浦購入のチェックあり。
王翬山水幅 清（1632-1717）	西備銀行破産管財人に引き渡された作品。大正6年（1917）3月15日、博文堂を介して山本二峯へ「王石谷山水幅」が売却された（B-10-37-1）。N3「王石谷山水 五百元」、N106「王石谷山水軸 四百五十元」、N227「清王石谷山水幅〔二〕一四五〇」、N466「王石谷仿吳趙興立軸」を指すか。『澄懷堂書画録』巻6には当該作品が見えない。

呉歴山水 清 (1632-1718)	明治45年(1912) 1月18日、博文堂に「呉歴山水」の代金350円を支払っている(H-3-21)。N48「呉歴山水 三百元」、N134「一呉歴仿黄〔公〕望山遊図三〇〇」を指すか。
徐用錫山水幅 清 (1656-?)	大正6年(1917) 3月12日、「徐晋斎山水幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。羅目録になし。
張宗蒼画冊及山水幅 清 (1686-1756)	明治44年(1911) 12月19日、博文堂より入手する(H-3-23)。前者は、明治45年(1912) 3月13日、「張篁邨画冊」の帙の仕立て直しを博文堂に依頼(H-3-10)、同年3月23日、博文堂から「張宗蒼画冊」が送達されている(H-3-9)。N25「張宗蒼山水冊二百五十元」、N204「清張宗蒼山水冊 250」、N497「張墨岑山水冊」を指す。羅目録に久野錦浦購入のチェックあり。後者は、N26「張墨岑山水 一百元」、N618「張墨岑山水」を指すか。
張問陶 清 (1764-1814)	大正5年(1916) 6月27日、長尾雨山への「張船山箱書」他1件の謝儀10円を博文堂に支払う(H-3-32)。N17「張船山墨梅卷 五十元」、N539「張船山墨梅」を指すか。
湯貽汾山水卷(川口) 清 (1778-1853)	明治44年(1911) 12月26日、博文堂へ「湯貞愍山水卷」の購入希望を伝える(H-3-17)。N28「湯貞愍公山水卷 五十元」、N123「湯雨山山水 五十元」、N215「清湯雨生山水卷 50」、N261「清湯雨生山水幅」、N541「湯貞愍公山水」、N609「湯貞愍公山水卷」を指すか。
王昱雲烟山水 清	大正6年(1917) 3月12日、「王昱雲烟山水マクリ」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。羅目録に王昱(東莊)の名があるが同定はできない。
閻錫純画冊 清	明治45年(1912) 1月18日、博文堂に「閻竹賓」の代金70円を支払っている(H-3-21)。N56「閻竹賓画冊 七十元」、N217「清閻竹賓画冊 70」を指す。

尹錫老猫幅 清	大正6年(1917)3月12日、「尹西村老猫軸」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。N94「尹西村毫耄図 二百元」、N248「清尹西村山水幅 一二五〇」を指すか。
項奎山水巻 清	大正6年(1917)3月12日、「項東井山水巻」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。N9「項東井山水巻 五十元」、N207「清項東井山水巻 50」、N550「項東井山水巻」を指すか。
石濤黄研旅度嶺図巻 清	大正5年(1916)11月25日、博文堂より入手した(H-2-4)。羅目録になし。古原宏伸「石濤「黄研旅度嶺図巻」」(『文化財学報』第8集、1990、1-30頁)と見られるが、古原氏は通伝の過程を明らかにしない。
王舟麓山水幅 不明	大正6年(1917)3月12日、「王舟麓山水幅」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。羅目録になし。王舟麓の閥歴は不明。
書画合巻	
文徵明沈周書画合巻 明(1470-1559) 明(1427-1509)	明治45年(1912)4月27日、博文堂に「沈周徵明合巻」委譲の依頼をし(H-3-1)、大正2年(1913)8月5日、「文沈合巻」を入手した(H-2-10)。大正6年(1917)3月12日、「文沈合巻」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。羅目録になし。外題簽に、「文沈詩画合巻〔墨眇亭珍藏／羅振玉題〕」、「羅振玉」白文方印、「玉簡齋」白文方印、内藤湖南大正2年(1913)3月跋、羅振玉無紀年跋、長尾雨山大正4年(1915)跋が見える。羅振玉跋に、「……壬子春、即歸錦浦先生、復命題字。」とあり、跋の執筆後に久野錦浦に譲渡されたのだろう。その後飯田新七(四代目、1859-1944)の収蔵を経て東京中央オークションに出品された。大野修作『民間に眠る名品 文徵明沈周書画合巻—清国墨眇亭旧蔵 羅振玉題』(アートライフ社、2013)参照。羅目録になし。

陳淳書画合卷 明 (1483-1544)	大正 5 年 (1916) 3 月 15 日、博文堂より「陳白陽書画合卷」に依頼した跋文と作品本体が送達される (H-2-5)。N160「明陳道復書画合卷」、N389「又〔陳白陽〕大画合卷」を指すか。
李流芳書画卷 明 (1575-1629)	大正 5 年 (1916) 3 月 15 日、博文堂より「李流芳卷」に依頼した跋文と作品本体が送達される (H-2-5)。大正 6 年 (1917) 3 月 12 日、「李流芳書画卷」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている (H-2-29)。N44「李流芳書画合卷 三百元」、N73「李流芳書画卷 二百五十元」を指すか。
清人書画冊 清	明治 44 年 (1911) 11 月 28 日、博文堂に「清人画帖〔王石谷〔翬〕／賈鉉／唐岱〕の購入依頼をし (H-3-13)、明治 45 年 (1912) 1 月 18 日、博文堂に「清人書画冊」の代金 250 円を支払っている (H-3-21)。N194「清人書画冊〔王翬／唐岱〔朱で罨線〕／賈鉉／錢朝鼎／沈獅峯／馬扶曦〕」を指す。
扇面帖一帖 不明	西備銀行破産管財人に引き渡された作品。大正 6 年 (1917) 3 月 15 日、博文堂を介して山本二峯へ「扇面帖 壺帖」が売却された (B-10-37-1)。羅目録になし。『澄懷堂目録』の解説だけでは当該作品を同定することができない。
碑帖	
宋拓孔子廟堂碑	大正 6 年 (1917) 3 月 12 日、「宋拓孔子廟堂碑帖」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている (H-2-29)。羅目録にないが、遠藤昌弘解題『羅振玉審定 至精宋拓 孔子廟堂碑 唐 虞世南』(現代書研究社、2005)と判断される。宝熙の代售して羅振玉が日本にもたらし、久野錦浦、そして吉田成堂氏の所蔵となった。同書収載羅振玉壬子 (1912) 五月跋参照。
明拓多宝塔碑	大正 6 年 (1917) 3 月 12 日、「明拓顔真卿多宝塔帖」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている (H-2-29)。N323「明拓多宝塔碑〔翁覃谿跋〕一百五十元」とあるが同定することはできない。

麻姑仙壇記	明治45年(1912)3月23日、博文堂から「麻姑仙壇記」の返却を受けている(H-3-9)。N300「南宋拓大字麻姑山仙壇記〔張叔未跋〕四百元」を指すか。
郭氏家廟碑	明治45年(1912)3月23日、博文堂から「郭氏家廟碑」の返却を受けている(H-3-9)。羅目録になし。西泠印社2012年春季拍卖会古書籍善本専場に、「阮元、羅振玉題宋拓郭氏家廟碑」として出品された。
明拓李思訓碑	大正5年(1916)6月27日、「明拓雲麾〔麾〕將軍壺帖」を博文堂に「金百參拾円」で売却した(H-3-32)。N333「明拓雲麾將軍碑〔韓桂齡 湯雨生題跋〕一百五十元」を指すか。
宋拓二種	明治45年(1912)3月8日、「宗〔宋〕拓二種」を博文堂と内藤湖南の仲介で入手した(H-2-27)。具体的な内容は不明である。
甲秀堂周秦篆譜	明治45年(1912)3月23日、「甲秀堂周秦篆譜」を博文堂から返却を受けている(H-3-9)。N349「明拓甲秀堂帖(周秦篆譜)〔曹□□藏〕一百元」を指すか。
史岑出師頌	明治45年(1912)3月23日、博文堂より「史孝山出師頌」の送達を受けている(H-3-9)。羅目録になし。西泠印社2016年秋季拍卖会吉金嘉会・金石碑帖専場に、「羅振玉等題宋拓出師頌」として出品された。
宋拓黄庭經	大正6年(1917)3月12日、「宋拓黄庭經」と題され西備銀行破産管財人へ引き渡されている(H-2-29)。N296「宋拓黄庭經〔楊大瓢諸家題跋〕七百元」は大西見山の所蔵で本件とは異なる。『唐樵宋拓黄庭經』(油谷博文堂、1914)参照。
宋拓十七帖	明治44年(1911)8月22日、博文堂より「十七帖」を入手し、内藤湖南の題跋を求めている(H-3-12)。大正5年(1916)6月27日、博文堂に「金壹阡五拾円」で「宋拓十七帖」を売却している(H-3-32)。N301「宋拓十七帖殘本〔唐鶴安藏〕一百五十元」を指すか。

宋拓神龍蘭亭序	本雞室所蔵。『宋拓神龍本蘭亭叙』（油谷博文堂、1913）所収羅振玉壬子（1912）九月中澣跋末に「……錦浦先生以為何如。」とあり、この頃に羅振玉から久野錦浦の有に帰している。羅目録になし。
宋拓書譜	大正6年（1917）3月12日、「宋拓書譜」と題され、西備銀行破産管財人へ引き渡されている（H-2-29）。羅目録になし。
争坐位帖	明治45年（1912）3月23日、博文堂から「争坐位帖」の返却を受けている（H-3-9）。N303「宋拓争坐位帖〔臨川李公博蔵〕一百五十元」を指すか。なお、大西見山旧蔵の『南宋拓論坐帖』（油谷博文堂、1914）とは異なる。
明拓法帖二種（川口）	明治45年（1912）3月8日、久野錦浦が博文堂へ川口棲雀の代わりに「明拓法帖式種」の代金を支払い、内藤湖南跋を要請する（H-2-27）。具体的な内容は不明である。
過雲楼蔵帖	明治45年（1912）4月15日、博文堂より「過雲楼蔵帖八冊」が送達され、帙箱と題跋を依頼する（H-3-4）。当該法帖は光緒9年（1883）に顧文彬が編纂した全8巻の法帖である。羅目録になし。

久野錦浦関連資料

【凡例】

- ・ここで示す「久野錦浦関連資料」はすべて行田市郷土博物館所蔵の資料である。
- ・件数は、行田市郷土博物館編『行田市郷土博物館収蔵資料目録 原田庄左衛門家資料目録』（同館、二〇二二）による。なお、複数の附属品が備わる場合も見られるが、それらをすべて含めて一件と数える。
- ・表記に関しては、引用文献も含めて常用字体を使用し、人名は通称とし、「〔 〕」には稿者が補足した語句を記した。
- ・資料の表記や改行は現行のものと異なり、統一性に欠けるものの原文のままとし、脚注は「〔 〕」内に、改行は「／」、判読できなかった文字は□で示し、判読できない文字で推定可能なものは文字を囲って示した。
- ・資料の作成年月日に関しては資料本体に記されているものは原則としてそのまま記し、消印や内容から判断できる場合は、備考欄にその旨記した。
- ・封筒は読む際に切り取られ、封書もサイズが一定でない場合が多い。そこで「封筒外寸」、「封書本紙外寸」は残長とした。

1 明治四四年（一九一）八月二二日（H-3-12）

- ・封筒外寸 縦二一・六センチ×横八・三センチ
- ・消印 広島／三原／44823／后9-11

大阪川口／44824／后□3

- ・封筒表書（以下墨書）大阪市西区靱上通式丁目／油谷博文堂／御中

- ・封筒裏書（以下「TS」はシール、他は墨書）TS／備後三原町／久野元吉（錦浦）／八月廿三日

- ・封書本紙外寸「巻紙」縦一八・〇センチ×横一〇四・七センチ

- ・本文（以下墨書）拝呈残炎難去候処／益御清祥奉賀候／陳者十七帖之義／色々御手数相煩シ／奉謝候内藤〔湖南〕博士／秋涼之頃御認め／被下候趣相承仕候／其際又々御送可申候間／何卒御取謀之程／願上候／〔貫名〕翁レ菰手紙之件／御来示了承仕候／御差支なくバ／拝見仕度候代価／并セテ御報相／願度候／右貴報旁如此ニ／御座候／拝具／八月廿二日／久野元吉〔錦浦〕／博文堂御主人〔原田大観〕

2 明治四四年（一九一）十一月二八日（H-3-13）

- ・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横七・七センチ

・消印 広島・三原／44.128／后7-9

大阪川口／44.129／前9-10

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下「封」はシール、他は墨書〕封／備後三原町／久野元吉〔錦浦〕／十一月廿八日

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・九センチ×横一三五・八センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓仕候昨日ハ御多用中／態々御出張被下且ツ／内藤〔湖南〕博士御意見／一々御説明被下大ニ／快感相覚急申候／何等の御構も不仕／終始欠礼仕候何卒／御海容被成下度候／祝允明書巻及清人／書画帖毫冊ハ川口〔棲雀〕氏ヨリ／返送致さるべく候同時／同氏所藏之枝山〔祝允明〕書簡御手元迄送られ可申候／間宜敷御依頼申上存候／清人画帖〔王石谷〔輩〕／賈鉉／唐岱〕等の分／小生御譲受け申度存居候／乍御手数先日目の目録ニ／記入アリシ人名〔画冊の分〕／御知被下度候尚人物伝／御序ニ内藤〔湖南〕博士ニ御尋／御知被下候ハ、幸甚ニ存候／何れハ右画冊ニ伝記／御記入方〔内藤湖南〕博士ニ相願／度存居候御含み置被下度候／川口〔棲雀〕氏羅飯牛〔牧〕山

水／巻望まれ居候間／同方へ御送り被下度候／右要旨申上存候／拜具／十一月廿八日夜／久野元吉〔錦浦〕／博文堂主人〔原田大観〕

3 明治四四年（一九一）十一月二日（H-3-24）

・封筒外寸 縦一九・五センチ×横七・七センチ

・消印〔判読不能〕／44.122／后35

大阪川口／44.123／前0-5

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下、「メ」、日付は墨書、他は印字〕メ／明治四拾四年十二月二日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔一枚目、巻紙〕縦一八・〇センチ×横一二・〇五センチ〔二枚目、巻紙〕縦一七・八センチ×横三七・〇センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拜啓宮崎文庫／旧蔵巻并手簡／巻等御送被下正ニ／到着仕候何連〔れ〕後／便御様子可申上存候／川口〔棲雀〕氏へ届け品まゝ、差出置申候同氏／両三日他行二付／此義御含み被下度候／先日一寸申上置候／羅飯牛〔牧〕山水巻／（羅振玉

氏旧藏先日拝見／致候分〕／川口〔棲雀〕氏所望ニ付同方へ／向け小包便ニテ御／發送願上候／御取替被下候〔集字〕聖教序／只今着旧分御返／送申上候御査取被下度候一部ハ川口〔棲雀〕氏へ為持置候／○／御序之際川口〔棲雀〕氏へ／御送りの通りの白／画帖式冊御送り／被下度願上候／右御報旁如此ニ／御座候／拝具／十二月二日／久野元吉〔錦浦〕／博文堂／御主人〔原田大観〕〔二枚目〕副啓／羅振玉氏旧藏中／書幅代価百円以内／のもの内藤〔湖南〕先生ト御／申合され引受置／候て宜敷もの御御座候ハ／御送り被下度御依／頼申上候也

4 明治四四年（一九一）十一月二日（H-2-23）

- ・封筒外寸 縦一九・四センチ×横九・三センチ
- ・消印 [なし]
- ・封筒表書 [以下墨書] 大阪市西区靱上通式丁目／八十番地／油谷博文堂／御中
- ・封筒裏書 [以下墨書] メ／備後三原町／久野元吉〔錦浦〕／竹部秀松〔半野〕持来
- ・封書本紙外寸 [巻紙] 縦一八・一センチ×横九〇・四センチ

・本文 [以下墨書] 拜啓先日ハ御来原〔三原〕／被下候処始終欠礼仕候／其際川口〔棲雀〕氏宅ニ於テ／御紹介申上候竹部／〔竹部〕秀松〔半野〕君今一度／拝見相願度且ツ／二三点御譲受／申度旨有之候／御差支無之限り／可然御便宜御与へ／被下度候自然品物／持帰り度旨申出候共／其辺ハ小生〔久野錦浦〕等ニ於テ／御引受可申候間御心置なく御思召被下度候／右御依頼旁如此御座候／拝具／極月〔十二月〕十二日／久野元吉〔錦浦〕／博文堂主人〔原田大観〕／御中

・備考 内容より判断して明治四四年（一九一）と推定した。

5 明治四四年（一九一）十一月九日（H-3-23）

- ・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横七・七センチ
- ・消印 [広島・三原／44.12.19／后7-9]
- ・封筒表書 [以下墨書] 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中
- ・封筒裏書 [以下、「封」はシール、日付は墨書、他は印字] 封／明治四拾四年十二月十九日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・四センチ×横二二・九センチ

・本文〔以下墨書〕拝呈張宗蒼画冊及山水幅御送相成／正ニ入手仕候御来示之／通り如何ニモ珍幅之／様被存申候／〔貫名〕菰翁鑑定書御返送被下御手数之段謝上候／御示之通巻首か巻末へ／張〔貼〕込み可申候／竹部〔半野〕事八点引受け／申候趣了承仕候代金ハ／取約め送付為致可申候／羅〔振玉〕氏藏幅中の／朱之蕃墨竹／御差支無之候ハ、拝見／相願度候他へ御見せ／被成候御妨げル〔に〕も相成／不申候ハ、御送被下度候／祝允明書卷分式品の／義ニ付色々御手数相煩／奉多謝候／先日御送相願可申候書翰／卷仕立料御序ニ／御知被下度候／右要耳如此ニ御座候／頓首／十二月十九日／久野元吉〔錦浦〕／博文堂御主人〔原田大観〕様／書卷十八巻箱入／只今到着（十九日午後／七時比）／緩ニ拝見可仕可申候／明日何分の義御報／可申上存候也

6 明治四四年（一九一）十一月二二日（壬子-22）

・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横七・七センチ
・消印 広島・三原／44.1222／后□-□

大阪川口／44.1223／前9-10

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下、日付、「メ」は墨書、他は印字〕封／明治四拾四年十二月廿二日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・〇センチ×横六四・六センチ

・本文〔以下墨書〕拝啓御送付の書翰拝／見仕候如何ニモ珍敷／殊ニ多数相纏まり居候／事故御譲受け申度ハ／存候得共先般来／格別の奮発ル〔に〕て／乍遺憾御返送／申置候間当分ハ／他へ御向け被下度候／頓首／十二月廿二日／久野元吉〔錦浦〕／博文堂御主人〔原田大観〕殿

7 明治四四年（一九一）十一月二六日（壬子-17）

・封筒外寸 縦二〇・五センチ×横七・八センチ
・消印 広島・三原／44.1226／后3-5

大阪川口／44.1227／前0-5

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中／急

・封筒裏書〔以下、日付、「封」は墨書、他は印字〕封／明治四拾四年二月廿六日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・〇センチ×横一一七・三センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓昨夜書面ヲ以テ／川口〔棲雀〕氏へ／豊南禺〔坊〕書卷か／王履吉〔寵〕石湖八絶句書冊〔行書琴操十首〕／の内／又小生へ画冊の内／御送付方御依頼申上／置候処今朝竹／部〔半野〕帰来／〔毛意香〕〔懷〕書卷／湯貞愍〔貽汾〕山水卷／川口〔棲雀〕氏／〔陳燠〕〔煥〕山水冊／陳元素書卷／王文治行書／小生〔久野錦浦〕／右之通り引受申候間／前記御依頼之分ハ／送付方御見合被下度候／只今電報ヲ以テ／サクヤテガミノシナ／オクルニオヨバズ／アトフミ／ト申上置候御承引被下度候／右要耳／勿々頓首／臘月念六〔二月二六〕／元〔久野元吉〕〔錦浦〕／油谷博文堂様

8 明治四四年（一九一一年）十一月三十日（十二-26）

・封筒外寸 縦二〇・五センチ×横七・七センチ

・消印 広島・三原／44.12.30／前11后1

大阪川口／44.12.31／前7-8

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／油谷博文堂／御中〔書留〕朱文印「表番号／三原局／貳九六」

・封筒裏書〔以下、印字、日付のみ墨書〕備後三原町／〔株式／会社〕西備銀行／久野元吉〔錦浦〕／明治四拾四年十二月三十日

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・〇センチ×横二七八・八センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓年末愈切迫／御繁用察入申候／川口〔棲雀〕氏蔵祝允明書卷御来旨之趣了承／御書翰全氏へ相示し申候／偽物を珍藏せし愚さ／セル〔に〕ハ随分此謝多々／可有之候得共今更／ながら両人大笑ニ／御座候落担〔胆〕所か至／極平氣ニ御座候小生〔久野錦浦〕分／冷かさる、ニ閉口仕候ニ御座候／九友帖〔画中九友集冊〕ハ神品之趣／之れ尔〔に〕て埋合相付き申候／此内偽物ハ張〔貼〕替之上／題跋御願ひ可被申候／尤も疑ハシト心得居候／文総〔楊文驄〕が非常の上出来／随分面白き事ニ御座候／明人書帖全部真／筆の由相承小生〔久野錦浦〕一人／大勝利ニ御座候／御同慶被下度候／伝記御取調べ跋文／等之事宜敷

御願申上候／竹部〔半野〕持帰りの陳煥〔煥〕／山水冊値段御書誤りの／趣き全冊ハ小生〔久野錦浦〕引／

受居申候折角張宗蒼冊ニ比較シ／安過ぎハせぬか位の／感ハ御座候得共／支那ニテ持てぬ人か／と存居可申候画の出／来尔〔に〕於テハ中々／樂しめ申候張宗／蒼画冊と共に／毎夜机上ニ展／觀致居候就テハ／不足額加付差出／申候間宜敷御取斗被下度候／跡〔後〕倉庫ニ残品眞／筆分相分り次第目録御示シ被下度候／川口〔棲雀〕氏へ祝枝山〔允明〕の／代リニ書卷何か／相勧め可申候豊南禺〔坊〕書卷／丁度宜敷かと存候／文徵明と同時代ニモ／有之墨竹の画ニ／対シ書卷取合セ／至極と存候相／勸度存居候／此書面此度迄書きて／川口〔棲雀〕氏へ相見セ申候／枝山〔祝允明〕の代リ尔〔に〕書卷／置受けハ大賛成／ニ有之存候間豊南禺〔坊〕書／卷ニテモ何ニテモ内藤〔湖南〕／先生の御指図通りニ／可致旨ニ御座候／乍御手数〔内藤湖南〕先生へ／御相談相願度候／前後不揃尔〔に〕／乱筆御推読被下度候／頓首／極月〔一二月〕三十日／元〔久野元吉〔錦浦〕〕／油谷〔達〕翁／追而小生〔久野錦浦〕ハ一月四日／迄在宅五日ヨリ／十日比他行可致候／可相成候ハ四日比迄ニ／御返書願度

候／御返送の枝山〔祝允明〕書／卷ハ着致候由ニ／御座候也

9 明治四四年（一九一）十一月二〇日（H-2-30）

・封筒外寸 縦二〇・七センチ×横七・八センチ
・消印 〔広島〕〔三原〕／44.12.30／前□-□

大阪川口／44.12.31／前10-11

・封筒表書 〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／油谷博文堂様／急々

・封筒裏書 〔以下「封緘」はシール、日付は墨書、他は印字〕封緘／明治四十四年十二月三十日備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸 〔巻紙〕縦一七・四センチ×横六八・六センチ

・本文 〔以下墨書〕拜啓前便ヲ以テ／川口〔棲雀〕氏へ祝枝山〔允明〕／代りの書卷之事ニ付／申上置候通全氏／非常ニ代り品の／着ヲ樂しみ尔〔に〕雀首致居られ／候間御含みニテ／可相成早く御／送り被下度候／草々／三十日夜／元〔久野元吉〔錦浦〕〕／油谷〔達〕翁

10 明治四五年（一九一二）一月二日（壬子-18）

・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横七・七センチ

・消印 広島・三原 / 45.12 / 后 7-9

大阪川口 / 45.13 / 后 2-3

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油

谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下、「封緘」はシール、日付は墨書、他

は印字〕封緘／明治四拾五年一月二日／備後国三原

町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・四センチ×横一〇五・七

センチ

・本文〔以下墨書〕一陽来復慶賀／候／旧臘ハ度々

御手配相煩／恐縮仕候豊南禺〔坊〕／書巻相届き申候

出来／并ニ伝来御申分無之／候得共伝記取調ベ候処／

人格ニ於テ如何敷辺／有之候様被存候川口〔棲雀〕氏

／躊躇之気味有之可申候／可相成ハ祝允明の／失策ニ

対シテ何か／総而の点ニ於テ快感を／覚ゑらる、様の

もの／相勧め申度不得止／画の方に致寿〔す〕べくか

と／申居られ可申候要スルニ／跡〔後〕品御送付被下

趣／きニ付拝見之上何か／御勧め可申候／右要耳如此

ニ御座候／頓首／一月初二／元〔久野元吉〔錦浦〕

拝／博文堂様／桑名〔鐵城〕先生へ御紹介被下候趣奉
大謝候

11 明治四五年（一九一二）一月七日（壬子-19）

・封筒外寸 縦二〇・六センチ×横七・七センチ

・消印 広島・三原 / 45.18 / 前 11-后 1

大阪川口 / 45.18 / 后 11-12

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油

谷博文堂／御中

・封書裏書〔以下、日付、「封」は墨書、他は印字〕封／

明治四拾五年一月八日／備後国三原町／久野元吉〔錦

浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・一センチ×横一〇七・〇

センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓年首早々御多繁之際罷出種々／

御高配ニ預リ以御蔭／内藤〔湖南〕先生の御高話／拝

聴益寿〔す〕る所不踴／習字の心得等ハ実ニ／得る所

多々有之存候／翌日ハ又桑名〔鐵城〕先生、／御紹介

被下御親切なる／御指導ニ預リ両日共／誠尔〔に〕愉

快尔〔に〕相過し／申候全く貴下〔原田大観〕／御高

配之給物と／厚く／奉感佩可申候／両先生〔内藤湖

南、桑名鐵城」へ貴下ヨリ／宜敷御挨拶成置／被下度候／右不取敢御礼／旁如此ニ御座候／拜具／正月七日／「久野」錦浦／油谷「達」大人／侍史

12 明治四五年（一九一〇）一月九日（H3-20）

・封筒外寸 縦二〇・七センチ×横七・七センチ

・消印 広島・三原／45.1.10／前□-□

大 阪川□／45.1.10／后2-□

・封筒表書 「以下墨書」 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中

・封筒裏書 「以下、日付、「封」は墨書、他は印字」封／明治四拾五年一月九日／備後国三原町／久野元吉「錦浦」

・封書本紙外寸 「巻紙」縦一七・四センチ×横九〇・二センチ

・本文 「以下墨書」拝啓弊屋床の／寸法／折釘ヨリ下／「折釘の図省略。横に「七尺四寸」とあり」／幅の長さ／七尺三寸ナレバ／至極適當／右ニ御見計被下度候／六書通／漢印分韻／続齋魯古印攷／右御送り御手数謝／上候代金ハ後便ニ／御送可申存候也／右要耳／頓首／正月九日／「久野」錦浦／油谷「達」翁

13 明治四五年（一九一〇）一月一一日（H2-32）

・封筒外寸 縦二〇・五センチ×横七・八センチ

・消印 「判読不能」／45.1.12／「判読不能」

大阪川□／44.12.31／前10-11

・封筒表書 「以下墨書」 大阪市西区靱上通／貳丁目／油谷博文堂様

・封筒裏書 「以下墨書」メ／一月十二日／備後三原／川口国次郎「棲雀」

・封書本紙外寸 「便箋三枚」縦二二・六センチ×横一二・六センチ

・本文 「以下墨書」「一枚目」謹啓愈御安康奉大賀候陳者祝枝山「允明」／書卷之儀度々御厄介相供「共」恐縮仕候何／卒宜敷願上候写真之儀更ニ御遠慮／無御座候間御撮影被為成度候／箱ハ裏面二〇「まろ」き穴者「ハ」至極便宜ニ御座／候間何卒御明け可被下候紐者「ハ」小生「川口棲雀」之分／無御座方便利ニ奉存候如仰箱相重／収候節不便ニ奉存候「二枚目」拙宅床内ノリを金尺七尺ニ御座候間／掛物之格好ニモ相依リ可申候得共六尺／八寸位ニ御切り縮可被下願上候万々事／御手数而已相煩恐入候得共宜敷願上候／内藤「湖南」博士之御面会之節可然御手数之／御礼御鳳声奉願

上候尚從來所藏／祝允明近日相送候間何卒宜數／願上候「三枚目」申後れ失礼之至ニ御座候得共先日參／堂仕御地走ニ相成候段可然／御令閤様御一同様へ御礼御伝声奉／願上候右要領耳如此御座候／敬具／一月十二日 川棲鶴〔川口棲雀〕／油谷博文堂様侍史

14 明治四五年（一九一〇）一月一八日（H-3-21）

・封筒外寸 縦二〇・六センチ×横七・七センチ
・消印 広島・三原／45.1.18／后13

大阪川口／33.1.19／前0-5

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／油谷博文堂／御中「書留」朱文方印「〔表番号〕三原局 六参八」

・封筒裏書〔以下、日付、「封」は墨書、他は印字〕封／明治四拾五年一月十八日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔卷紙〕縦一八・〇センチ×横九一・八センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓／呉歴山水350／清人書画冊250／祝允明書卷300／王夢樓「文治」書60／劉石菴「塘」80／梁山舟「同書」40／閻竹賓70／石濤250／劉「鄧」完白

〔石如〕50／計千四百五拾円／右乍延引御送／申上存候御査／収被下度候也／一月十八日／元〔久野元吉〔錦浦〕〕／博文堂殿

15 明治四五年（一九一〇）一月一九日（H-3-26）

・封筒外寸 縦二〇・九センチ×横七・七センチ
・消印 広島・三原／45.1.20／前0-5

大阪川口／45.1.20／后3-4

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／油谷博文堂御中

・封書裏書〔以下、「封」はシール、日付は墨書、他は印字〕封／明治四拾五年一月十九日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔卷紙〕縦一七・五センチ×横一一・三・〇センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓万事御手数／相備へ大謝候／桑名〔鐵城〕翁の御刻の／印誠尔〔に〕難有存候／謝儀之事御来示／了承何連〔れ〕二三／月又々上京其際／持參可致御含み／置被下度候御序の／節〔桑名鐵城〕先生へ可然／御礼御伝置被下度候／内藤〔湖南〕博士御注意／難有存候／印台川口〔棲雀〕氏非／常ニ満足刻

り／用の刃至急御／送被下候様依頼ニ／御座候何卒／御運の程願上候／御送付の品何れも／着仕候／右御礼旁書外拝眉ニ譲り申候／頓首／一月十九日／〔久野〕錦浦／博文堂御主人〔原田大観〕様

16 明治四五年（一九一二）一月二〇日（エ3-14）

- ・封筒外寸 縦二〇・六センチ×横七・六センチ
- ・消印 広島・三原／45.120／后9-11

大阪川口／45.121／后2-3

- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／油谷博文堂／御中
- ・封筒裏書〔以下、日付、「封」は墨書、他は印字〕封／

明治四拾五年一月廿日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

- ・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・五センチ×横一一・六・三センチ

・本文〔以下墨書〕拝啓／乍御手数／漢篆千字文／北宋拓聖教序第三版分／智永千字文／王右軍書記〔折本／仕立分〕右備後国御調／田熊村／村上春谷へ／——／北宋拓聖教序第三版分／智永千字文／王右軍書記〔折本／仕立分〕／右備後国三原町／隅田吉衛へ／御送

本被下度候／代金ハ夫々計算／書本人へ御送り／被成度候尚小生〔久野錦浦〕ヨリ注文致候旨御書加へ／置被下度候／右要耳／勿々不一／一月廿日／〔久野〕錦浦／博文堂様

17 明治四五年（一九一二）二月八日（エ3-16）

- ・封筒外寸 縦二〇・一センチ×横七・七センチ
- ・消印 判読不能／45.238／后□□

大阪川口／45.239／前0-5

- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中
- ・封筒裏書〔以下、日付、「封」は墨書、他は印字〕封／

明治四拾五年二月八日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

- ・封書本紙外寸〔一枚目、巻紙〕縦一八・二センチ×横一一・八・三センチ、〔二枚目、巻紙〕縦一八・一センチ×横三七・四センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拝啓桑名〔鐵城〕先生／御急病之趣き／驚人申候御全快／祈上候千代松〔久野錦浦夫人〕上阪／急ニ御厄介相備へ／恐縮此事ニ御座候／万事御指示願上候／表装直ニ納并ニ／桑名〔鐵

城〕先生へ贈物／不容易御手数／相煩シ難有謝上候／御送りの荷物参／個正ニ到着仕候／御安神〔心〕被下度候／羅〔振玉〕先生の表題／并ニ内藤〔湖南〕先生の／帙及箱書等誠尔〔に〕／見事の出来ニテ／珍襲可致存居候／右御札旁要旨／申述度如此ニ御座候／拜具／二月八日／〔久野〕錦浦／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史〔二枚目〕国朝書人輯略ハ／文求堂ヨリ取寄セ申候／竹部半野非常の／熱心ニテ桐陰論画／書人輯略等ニ依り／研究唐画趣／味鼓吹の積リニテ／大ニ策戦計画／中ニ御座候也

18 明治四五年（一九一〇）二月十五日（H-3-15）

- ・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横七・七センチ
 - ・消印 神戸下関間／45.216／前□-□
- 大阪川口／45.216／后11-12

- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂／御中
- ・封筒裏書〔以下「封入」はシール、日付、「夜」は墨書、他は印字〕明治四拾五年二月十五日夜／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕
- ・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・五センチ×横一五六・八

センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓昨日ハ電報／電話ニテ欠礼仕候／御送付の三点正ニ／入手仕候／右三点ハ買約相調／ひ申候其外／沈石田〔周〕風樹卷／陸包山〔治〕山水幅／羅牧々〔山水幅〕／陸鍔蕭〔鼎〕々〔山水幅〕／沈宗敬山水卷／文寿承〔彭〕書画帖／外三四点ハ／大略左付き申候／尚貴方〔原田大観〕御預りの品／二付当方へ向きの好きものも可有之／其他御打合せ度／趣きニ付両三日の／〔竹部〕半野上阪可致／様申居候其際／全人持帰り希／望の品ハ何卒／御渡被下度候／万事ハ全人直接／可申上存候／〇／外箱之義御配意／多謝々々可然御／取斗希上候／〇／広島県世羅郡東大田村／田村良一／法書会へ入会希望／二付書苑第一号／ヨリ直接御送付／被成下度候／〇／右要耳／勿々／二月十五日夜／〔久野〕元吉〔錦浦〕／油谷〔達〕大人

19 明治四五年（一九一〇）二月十日（H-2-21）

- ・封筒外寸 縦二〇・五センチ×横七・八センチ
 - ・消印 広島・三原／45.121／前□-□
- 大阪川口／45.121／后□-3
- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／

油谷博文堂御中

- ・封書裏書〔以下墨書〕✓／一月廿日夜／「備後三原川口国次郎電話二番」朱文住所印
- ・封書本紙外寸〔便箋二枚〕縦二一六センチ×横二一・五センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拜啓先日者〔ハ〕桑名〔鐵城〕先生御篆刻早速／御調送被為下御手数数奉多謝候美事ニ春來大ニ喜申居候御面會／之節可然御礼御伝声奉願候印／臺御下送被為下是亦大ニ喜申居候／何卒印刀書籍粗印材少許乍／此上奉願上候小生〔川口棲雀〕モ御弟子入ニ相／成春ニモ相成候得共一勉強仕／〔二枚目〕度樂居候万々事宜敷奉願上候／千字文御送附被下正ニ到達仕候／色々御手数数相供〔共〕恐縮之至ニ御／座候右要領耳如此御座候／敬具／二月廿日／〔川口〕棲雀／博文堂主人〔原田大観〕／侍史

20 明治四五年（一九一〇）二月四日（十二・28）

- ・封筒外寸 縦二一・一センチ×横八・四センチ
- ・消印 広島／4534／后3-5
- 大阪川口／4535／前0-5
- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油

谷博文堂／御中／急々

- ・封筒裏書〔以下墨書〕✓／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕／三月四日
- ・封書本紙外寸〔卷紙〕縦一七・六センチ×横二一四・六センチ

・本文〔以下墨書〕冠省御免可被下候／只今ハ電話ニテ欠礼仕候／御書面并ニ電話ニテ御／申聞の趣了承仕候／竹部〔半野〕君今夜行ニテ上／阪可致候同人ヨリ／前ニ文徵明、董其昌／等書帖拝見仕度ニ付／電話ニテ申上存候処／早速御承引被下／〔竹部〕半野ハ上阪行違ニ神品ハ／客車便ニテ明朝着／可致丁度都合宜／敷候／川口棲鶴翁昨晚／帰原〔三原〕羅〔振玉〕氏／訪問の事相咄シ申候／残念／と申候／勝木筆ハ売切れニ／相成居存候事情勝／木へ相咄申候処／売り先きへ相渡候得共／已ニ使用后の由ニ候／依テ調製方依／頼致置存候約六ヶ月／かゝり可申旨ニ候／御序ニ内藤〔湖南〕博士ヨリも／御催促被下候ハ／好都合ニ御座候／○／本朝日新聞／秋野先生觀鸞會／參考展覽の項中／最后ニ明末四大家の／内董華庭〔亭〕を欠ぐ〔く〕を／憾みとする様の／記事有之候／○／内藤〔湖南〕博士御渡清ハ／神戸ヨリ御乗船ニヤ／若

シ馬関広島等ヨリ御乗船なれ者〔バ〕／当地方汽車ニテ／御通過の時刻／御報相願度候／○／其外先日來の／御配意万謝くく候／何連〔れ〕拜眉万〔々〕／可申上存候／拜具／三月四日午后四時／尾道出先ニテ／〔久野〕錦浦／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史

21 明治四五年（一九一〇）三月八日（巳-2-27）

- ・封筒外寸 縦二〇・九センチ×横七・七センチ
- ・消印 〔判読不能〕／〔判読不能〕／前7-9

大阪川口／45.38／后11-12

裏面には「大阪川口／45.38／后11-12」とあり。

- ・封筒表書 〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂御中／急々

- ・封筒裏書 〔以下「封」は篆書のシール、日付、「朝」は墨書、他は印字〕「封」／明治四拾五年三月八日朝／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

- ・封書本紙外寸 〔巻紙〕縦一七・五センチ×横一六九・四センチ

- ・本文 〔以下墨書〕昨夜計算御引合せ／相願置度ニ付不取敢／計算書差出置申候／処今朝行違ニ／川口〔棲雀〕氏明拓法帖式／種の代価御知被下／拝承仕候昨夜

ニ／速算五拾円増／加之上持参可仕候／其他も思違致居／候ハゞ御報相願／度候／宗〔宋〕拓二種ハ実ニ絶品内藤〔湖南〕博士并ニ貴大人〔原田大観〕の御親切ニテ／小生〔久野錦浦〕の手ニ入り申候段／厚く／奉感謝可申候／羅〔振玉〕先生篆書三種／之義了承是又／御手数謝上候殊尔〔ニ〕／最初御揮毫の分／小生〔久野錦浦〕等ニ御送り被下候趣／難有謝上候／謝儀御注意被下存候通／取斗上阪の節／持参可仕候／○／羅〔振玉〕先生并ニ内藤〔湖南〕博士／重も二小生〔久野錦浦〕の噂而已／被成下候趣尔〔に〕／難有／存候／川口〔棲雀〕氏へ多少気兼ねの辺も／有之一々御書面ヲ同氏ニ／見セ兼居候就テハ／宗柘〔宋拓〕も同氏へハ相段〔談〕の事／申さ須〔ず〕居存候只々／其後法帖式種／内藤〔湖南〕先生の撰拔〔跋〕ヲ／願ひ候位の事申居存候／御含み置被下度候／勿々／三月八日朝／〔久野〕錦浦／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史

22 明治四五年（一九一〇）三月三日（巳-3-10）

- ・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横七・七センチ
- ・消印 〔廣島・三原〕45.313／〔判読不能〕

大阪川口／45.313／后11-12

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂蔵

・封筒裏書〔以下墨書〕 封／三月十三日／「備後国三原町久野元吉」朱白住所印

・封書本紙外寸〔巻紙〕 縦一七・八センチ×横一一・七センチ

・本文〔以下墨書〕 冠省御免可被降〔下〕候先日上阪の／際携帶方失念致候四点／別客車便ニテ御送申上候間／乍御手数／文徵明詩帖／董其昌千文／右式点ハ羅〔振玉〕先生へ表題跋等／御依頼被成下度候／画冊式点ハ／帙縦横ニ仕立替へ方／御命被下度候／表題の張〔貼〕紙ハ可成前の分其儘／使用候様御命被下度候／張簞邨〔宗蒼〕画冊／〔下部に見取図。省略。縦「一尺〇二分五厘」、横「一尺三寸七分」と記す〕／陳堯峯〔煥〕画冊〔下部に見取図。省略。縦「九寸八分」、横「一尺二寸三分」と記す〕／右ハ何連〔れ〕も箱内側の寸法ニ御／座候間此寸以内ナレバ宜敷候／〇／義之〔王羲之〕半截帖〔興福寺断碑〕五部／文徵明千字文 二部／米芾 二部／右御序の時ニテ宜敷候間御送り被下度候／右ハ御依頼迄／草々／三月十三日／黄裳 篠元吉〔久野錦浦〕／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史

23 明治四五年（一九一二）三月二三日（H-3-9）

・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横七・八センチ

・消印 広島・三原／45323／前□・□

大阪川口／45323／后23

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目二ノ八〇／油谷博文堂蔵

・封筒裏書〔以下、「緘」、日付は墨書、他は印字〕 緘／明治四拾五年三月廿三日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙〔便箋七枚〕 縦二一・五センチ×横二一・六センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕 拝啓觀鸞会審査ニ就テハ色々／御繁用奉察可申候／兼而御依頼申上／居候墨蹟法帖等御返送被下／是ニテ一先づ相済み候事と存候／誠尔〔に〕御多端の場合をも不顧／〔二枚目〕 無遠慮ニ御手数相備へ以御蔭／何連〔れ〕も都合克く相調ひ申候／厚く御礼申上存候／王履吉〔寵〕詩帖〔行草琴操十首〕跋文中隅田〔吉衛〕云々と／有之候処右ハ小生引受け居存候／〔三枚目〕 品ニ御座候間序の節に一応／差出可申候其際ハ御改め／被下候様御取斗被下願上候／生〔久野錦浦〕等所持の印押捺差出方御来／示

了承仕候近日差出可申候／「四枚目」御含み置被下度候／内藤〔湖南〕先生へ文通方御注意被下／難有奉謝存候折角御尋ね／申上度存居存候好都合ニ存候／「竹部」半野堂持帰り品目録御送／「五枚目」付被下御手数謝上候／小生先日來風邪ニテ引籠り居申候／最早全快致候ニ付十分「竹部」半野堂／督励致可申候／目録末尾ニ御記載の九点／「六枚目」御序ニ代価御知被下度候現品ハ／更ニ申上存候際御送付被下候ハ、宜敷候／右御受旁如此ニ御座候頓首／三月廿二日／「久野」錦浦／拝／蘭亭翁〔原田大觀〕侍史／「七枚目」画中九友神品〔画中九友集冊〕／王履吉〔寵〕詩帖〔行書琴操十首〕／麻枯〔姑〕仙壇記／海屋〔貫名菰翁〕書／史孝山〔岑〕出師頌／董〔香〕光〔其昌〕墨鈔／甲秀堂周秦篆譜／争坐位帖／郭氏家廟碑／文徵明詩帖／陳堯峯〔煥〕画冊／董其昌文〔千〕字文／張宗蒼画冊／松花堂〔昭乘〕一羽雀／右無事着 箱式個

24 明治四五年（一九一二）三月二八日（土37）

・封筒外寸 縦二〇・五センチ×横七・九センチ
・消印 神戸広島線／上便／45328／糸広間／「三」字
程度判読不能」前10-□

大阪川口／45328／后11-12

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／二ノ八〇／油谷博文堂殿
・封筒裏書〔以下墨書〕封／三月廿八日／備後三原町／久野元吉〔錦浦〕
・封書本紙外寸「巻紙」縦一八・〇センチ×横七〇・七センチ
・本文〔以下墨書〕先般來御出版相成申候／墨蹟批評朝日〔新聞〕毎日〔新聞〕／共拝読致候也／拝啓益御多様／奉賀候陳者／法帖現在残り／居候分の目録／乍御手数御写／取り御送り被下度／御依頼申上候／拝具／「久野」錦浦／拝／蘭亭翁〔原田大觀〕／侍史／「竹部」半野堂引続き／活動致居存候／詳細ハ時々本／人可申上存候也

25 明治四五年（一九一二）四月一〇日（土36）

・封筒外寸 縦二〇・七センチ×横七・八センチ
・消印 広島・三原／45410／后□-□
大〔阪川口〕／45411／前9-10
・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂殿／急

・封筒裏書〔以下「メ」と日付は墨書、他は印字〕メ／
明治四拾五年四月十日／備後国三原町／久野元吉〔錦
浦〕

・封書本紙外寸〔一枚目、巻紙〕縦一八・〇センチ×横
一一九・七センチ〔二枚目、巻紙〕縦一八・一センチ×
横三一・七センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拝復文徴明山水書幅／并
ニ千字文之義ニ付御納／書被下拝読仕候／千字文之方
御譲受け／出来候ハゞ至極結／構ニ御座候何卒宜／敷
願上候／兼而御噂申上居候通／花井〔卓蔵〕選挙準備
ニ取掛り昼夜兼行／実ニ閉口致候／来ル廿四五日比ニ
ハ／花井〔卓蔵〕モ御地へ参り／可申候ニ付小生〔久
野錦浦〕上阪／可仕候其際は是非／差繰一寸ニテモ御／
伺ひ可申候／書外拝眉ニ譲り申候／拜具／四月十日／
〔久野〕錦浦／拜／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史／甲秀
堂法帖ハ／実ニ見事ニ出来／書苑第六号広／告ニテ博
文堂の／名声揚ク〔コト〕／数千丈ニ御座候／〔二
枚目〕千字文が六ツケ敷候ハゞ／山水画幅ニテモ／何
連〔れ〕か一品是非／御譲り受け願上候／只々財政上
〔貧生の／事故〕／直〔値〕段之低き方が／宜敷候

26 明治四五年（一九一二）四月一日（H-3-8）

・封筒外寸 縦二・一センチ×横七・七センチ

・消印〔判読不能〕／454.11／后□-□

大阪川口／454.12／前9-10

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油
谷博文堂／御中／急

・封書裏書〔以下「封」はシール、日付は墨書、他は
印字〕封／明治四拾五年四月十一日／備後国三原町／
久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・四センチ×横一五・三
センチ

・本文〔以下墨書〕拝呈文徴明の／事ニ付御細書拜／
読多忙中不取敢返事差出／置申候何卒何連〔れ〕かの
忝品ハ／小生〔久野錦浦〕へ譲り受け／度希望ニ不堪
存候／可相成ハ千字文の／方ニ願上度候／廿四日前后
上阪の／事申上置候処／花井〔卓蔵〕と御地ニテ／会
合候義ニ付緩ニ／貴家〔博文堂〕へ御伺ひ／存候ハ六
ツケ敷と／存居候間／羅〔振玉〕氏御藏品の／義ハ矢
張書面ニテ／御通知願上候／竹部〔半野〕君目下／
広島方面へ／活動致居候／其後近々売約／済のもの
御座候／田村〔良一〕氏への御回報も可成同人の／手

を經る様御取／斗遣ハし被下度候／選舉事務中モ／竹部〔半野〕君の事ハ／無油斷督勵／致居候ニ付安／神〔心〕被下度候／勿々／四月十一日／〔久野〕錦浦／拝／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史

27 明治四五年（一九一二）四月一日（エ34）

- ・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横七・八センチ
- ・消印 広島・三原／45.4.16／前0-5

大阪川口／45.4.16／后2-3

- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂殿

- ・封筒裏書〔備後国三原町久野元吉〕朱白住所印
- ・封書本紙外寸〔卷紙〕縦一八・〇センチ×横一六・二八センチ

- ・本文〔以下墨書〕拜啓文徵明千字文／御讓被下候趣き御高／配奉多謝候／過雲樓藏帖八冊／御添へ被下候趣大慶／此事ニ御座候／帙箱等夫々御地ニテ／御納製願上候／諸大家〔先朝宝翰〕跋文之義／宜敷願上候／書論額寸法大略／左の通り位ニ願上候／〔額の図あるが省略。縦「一尺二三寸」、横「六七尺位」とあり〕／右ハ大略の寸法申上候／義ニ付御見合被下度候／博

物場預り証加付返／上仕候／○／一昨日田中文求堂添書／ヲ以テ同人弟在京都／寸紅堂常太郎ナル人／羅〔振玉〕先生所藏の内／宗〔宋〕元書画十点計りと／外ニ文求堂南清ニテ／手ニ入れ候品四五点／携帶一見致候／様ニとの事ニテ参り申候／羅〔振玉〕先生のものハ／菅〔管〕夫人墨竹卷／梅道人〔呉鎮〕々〔墨竹卷〕／米芾書卷／趙子昂〔孟頫〕書卷／其外宗〔宋〕元の書幅ニ御座候／実ニ絶品ニ有之存候／右ハ秘密之事故御含／み迄申上存候／右要耳多忙中ニ付／余ハ拝眉ニ譲り申候／勿々／四月十五日／〔久野〕錦浦／拝／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史

- ・附屬品一 内封筒

- ・封筒外寸 縦一九・七センチ×横七・二センチ
- ・封筒表書〔以下墨書〕久野錦浦殿
- ・封筒裏書〔以下黒印〕府立大阪博物館
- ・付屬品二 陳列証

- ・外寸 縦一九・一センチ×横二七・四センチ
- ・本文〔以下記入箇所のみ墨書〕第六八号／陳列証／取扱主任印「大槻芳印」朱文方印／品目・清毛南周〔毛懷を指すか〕書卷／数量 壹卷／摘要 箱壹／計壹点／右本場規則ニ基キ出品相成候間陳列可

致候也／明治四十五年二月廿八日／府立大阪博物館

長田村太兵衛「府立大阪博物館長印」朱文方印／

久野錦浦殿

・付属品三 特別券

・外寸 縦一〇・〇センチ×横六・六センチ

・本文「表面」〔以下、日付、氏名は墨書、他は印

字〕「自明治／至全」四十五「年三月一日／年全月廿七日」効用／特別券／久野錦浦殿「府立大阪

「博物館割印」朱文楕円印

・本文「裏面」〔以下番号のみ墨書、他は印字〕第

三四号／出入場ノ節此券門衛ニ示サルベシ／但此券

壹人ニ限ル／府立大阪博物館「府立大阪博物館」

朱文方印

28 明治四五年（一九一〇）四月一八日（H-2-22）

・封筒外寸 縦二〇・五センチ×横七・八センチ

・消印「判読不能」／45.4.18／「判読不能」

大阪川口／45.1.19／前9-10

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油

谷達様

・封筒裏書〔以下墨書〕〇／備後三原町／川口国次郎

〔棲雀〕

・封書本紙外寸「巻紙」縦一八・〇センチ×横六〇・一センチ

・本文〔以下墨書〕一筆啓上仕候承候得共／御老親様

〔原田みよ、大観の母〕御病氣被為／在候処薬石無其効／遂ニ御永眠被為遊候間／驚愕仕候／御満堂様御

悲嘆之至／奉送察居候早速御吊／詞可仕候之処親籍

〔戚〕病人／有之其方ニ参リ帰來／承知仕候様之次第

ニ御座候／延引之段御有免可被為下／奉願候右乍畧

儀／謹可申候吊詞奉置仕候／恐懼頓首／川口国次郎

〔棲雀〕／油谷達様／参る人々御中

・備考 差出年月日は消印による。

29 明治四五年（一九一〇）四月二二日（H-3-2）

・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横七・八センチ

・消印 広島・三原／45.4.17／印3-□

大阪川口／45.4.18／前0-5

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／八〇／

油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下「×」、日付は墨書、他は印字〕×／

明治四拾五年四月十七日／備後国三原町／久野元吉

〔錦浦〕

・備考 封筒のみ現存。差出年月日は消印による。

30 明治四五年（一九一〇）四月二二日（H-3-3）

・封筒外寸 縦二〇・六センチ×横七・八センチ

・消印 〔広島〕・三原／〔45〕4.21／前1-9

大阪川口／45.4.21／后1-12

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二ノ八〇／

油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔日付と「メ」は墨書、他は印字〕メ／明治

治四拾五年四月廿一日／備後国三原町／久野元吉〔錦

浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・〇センチ×横六八・〇

センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓小生〔久野錦浦〕事／明廿二

日夜出立／廿三日朝京都／由夜か廿四日朝／か／大阪

着／廿三日朝七時前后／大阪駅ニテ御面会／出来候

ハ／至極／好都合ニ御座候／匆々／廿一日／元〔久野

元吉〔錦浦〕拜／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史

31 明治四五年（一九一〇）四月二七日（H-3-1）

・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横七・八センチ

・消印 広島・三原／45.4.27／后3-5

大阪川口／45.4.28／□3-5

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二ノ八〇／

油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下「メ」と日付は墨書、他は印字〕メ／

明治四拾五年四月廿七日／備後国三原町／久野元吉

〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・〇センチ×横二五九・一

センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓先日上阪の節ハ／不容易御厄

介／相備へ何時も乍ら／御厚情感謝ニ不堪候／帰来直

チニ戦陣ニ／相立チ御無沙汰／致候〔竹部〕半野君へ

も／面会の期なく心／掛リニ存居候処／今朝同人大阪

カ／帰来拙宅へ／参り寸閑ヲ得／先日来田村〔良二〕

君の／行為承知如何／ニモ憤慨ニ堪へ／不申候直接／

貴臺〔原田大観〕へ御依／頼申上秘蔵／品ヲ引出シ／

難癖ヲ付ケテ／返スハ如何ニモ／言語道断／如此人ニ

是迄／羅〔振玉〕先生の旧蔵／品ヲ譲リタルガ／残念

ニ御座候／就テハ此度〔竹部〕半野／持帰り候／〔文〕

徵明山水幅／及沈周〔文〕徵明／合卷外壹二／品是非
何と／か処置可仕候／然ラザレバ貴／翁〔原田大観〕へ
対シテモ／相済不申又／羅〔振玉〕先生へ対シテモ／
日本人の面汚シニ相成／可申上と存候／詳細ハ〔竹
部〕半野／兄ニ申上べく候／御了承願上候／勿々／四
月廿七日／〔久野〕錦浦／拜／蘭亭翁〔原田大観〕／
侍史／戰陣多忙／乱筆御海／容被成下度候／兎角御無
沙／汰勝是又御／含み置被下候／印御篆刻之／義宜敷
願上候／此君軒額／〔川口〕棲雀兄大満足／／／

・ 附屬品 紙片

・ 外寸 縦一五・〇センチ×横七・八センチ

・ 紙片表書 〔以下原田大観墨書〕久野元吉氏／関係

文書

・ 紙片裏書 〔以下日付、氏名のみ万年筆、他は印字〕

大正二〔あるいは三〕年八月十三日／大阪市北区上福

嶋中一丁目五百羅漢直北／黒川医院／油谷御令嬢殿

32 明治四五年（一九一二）四月二十八日（壬子20）

・ 封筒外寸 縦一七・五センチ×横八・一センチ

・ 消印 神戸下関線／45.4.28／糸下間／下関発前330

・ 封筒表書 〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／

油谷博文堂御中

・ 封筒裏書 〔以下墨書〕メ／四月廿八日／備後三原町／

川口国次郎〔棲雀〕「宝墨竹居」朱文印

・ 封書本紙外寸 〔巻紙〕縦一七・三センチ×横九六・八
センチ

・ 本文 〔以下墨書〕謹啓仕候其后御無音打／過候処愈御
安康／奉恭賀候先日〔久野〕錦浦先生／上阪之砌／羅
〔振玉〕先生御恵与被為下候／此君軒〔川口棲雀の斎号〕
之額御托送被為／下難有慥ニ拝受仕候是迄既ニ墨竹之
軸御厚／配ニテ拝受其後文求堂／伝ニ墨竹之巻拝受小
包ニ／〔羅振玉〕先生之御割愛相願居候／折柄今回特
ニ右額御恵／賜ニ相接何登〔ト〕無申上様／非常ニ相
喜申居候誠ニ／是ニテ小生ハ無上之富栄／ヲ博シタル
盛致一生之幸／福愉快ニ御座候何登〔ト〕／無申様禧敷
至極ニ御／座候間何卒／尊下〔原田大観〕ヨリモ御直
接／〔羅振玉〕先生ニ御礼詞御鳳声／奉願上候小生ヨ
リモ不取敢／以書中御礼申上置／候得其猶心ニ足り不
／申候間其御含被為下／万々深ク厚ク御礼乍／失礼
御伝達奉願上候／右御礼迄如此御座候／敬具／四月
二十八日／此君軒／主人〔川口棲雀〕／蘭亭大人〔原
田大観〕侍史

33 明治四五年（一九一〇）五月五日（H2-18）

・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横七・七センチ

・消印 広島・三原／45.55／前11-后1

大阪川口／45.55／后11-12

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二ノ八〇／

油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下墨書〕メ／備後三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・八センチ×横一二・三センチ

・本文〔以下墨書〕尊書拝誦候／忙中の快／感五月蠅／云々ハ少々うらめ／しく候尤も／小生返書認め／余裕無之／御宿被下度候／夏仲昭〔杲〕／墨竹巻ハ／此君軒／主人〔川口棲雀〕へ御勸／め居申候／名人墨妙／垂涎禁ズル／不能候兵／站部大苦心／御同情願／上候品ハ即日／閑ヲヌスミ／拝見仕候／勿々／五日／〔久野〕錦浦／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史

34 明治四五年（一九一〇）五月八日（H2-16）

・封筒外寸 縦二〇・七センチ×横八・四センチ

・消印〔判読不能〕／45.58／□7-9

大阪川口／45.58／后11-12

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上二ノ八〇／油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下墨書〕メ／備後三原／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・二センチ×横五九・一センチ

・本文〔以下墨書〕夏仲昭〔杲〕墨竹／巻ハ此君軒／主人〔川口棲雀〕へ是非勸め／可申候委曲〔竹部〕半野生近日上阪／御報可申候／勿々／陣中／〔久野〕錦浦／蘭亭翁〔原田大観〕

・備考 差出年は消印による。

35 明治四五年（一九一〇）五月十三日（H2-17）

・封筒外寸 縦一七・五センチ×横八・六センチ

・消印 広島・三原／45.13／后3-5
大阪川口／45.14／前0-5

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通／二丁目／油谷博文堂／御中

・封筒裏書〔以下墨書〕五月十三日〔備後三原川口国次郎〔棲雀〕電話一番〕朱文住所印〕「宝墨竹居」朱

文方印

- ・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・四センチ×横六六・〇センチ

・本文〔以下墨書〕羅〔振玉〕先生可然御鳳／声奉願上候／謹啓仕候時下愈御／安康可被為在奉賀候扱而毎々不容易御高／配相蒙奉拝謝候／内藤〔湖南〕先生も近日帰／国被為遊候由奉賀候／汽車ニテ御帰ニ相成候／得共予当地之時間乍御手数御一報奉／願候／村上一笑君上阪被致／貴家〔博文堂〕御訪問被致候様／被申居候万事宜敷／奉願上候／右要領耳敬具／五月十三日／此君軒〔川口棲雀〕「宝墨竹居」朱文方印

36 明治四五年（一九一〇）十一月二〇日（土3-5）

- ・封筒外寸 縦二〇・九センチ×横七・七センチ
- ・消印 〔広島・三原〕／44.12.30／前1-□

大阪川口／44.12.31／前10-11

- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／油谷博文堂御中
- ・封筒裏書〔以下墨書〕メ／極月〔十一月〕卅日／備後三原町／川口国次郎〔棲雀〕
- ・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一九・七センチ×横九二・一センチ

センチ

・本文〔以下墨書〕拝啓仕候愈御安康被為在／奉賀候先達ハ結構之帖／御恵与被為下難有奉拝／謝候／〔頼〕山陽先生之手簡早速表／装被為調御送附被下正ニ到／着仕候御手数多謝ニ候／祝枝山〔允明〕ニハ恐入候如何ニモ／閉口仕候得共是ニテ退ク可ラス／更ニ勇ヲ鼓シ度存候間／貴下〔原田大観〕及内藤〔湖南〕博士之御／高助ニテ羅〔振玉〕氏之御所有／中一品御撰扱／被為下候得共一生之幸栄／奉存候何卒宜敷御／願奉申上候／九友帖〔画中九友集冊〕ハ案外之成跡〔續〕／ニテ及第仕候是ハ亦非／常ニ仕合ニ喜申候／万事御高配ニテ判明／仕大ニ御厚誼難有奉万／謝候深ク御礼申上候乍此／上宜敷御願奉申上候／敬具／十二月三十日／川口国次郎〔棲雀〕／博文堂御中／多忙中乱筆御推読奉願候

37 大正二年（一九一三）七月二四日（土2-14）

- ・封筒外寸 縦一九・九×横七・一センチ
- ・消印 〔広島・三原〕／27.7.24／前0-8
- 大阪川口／27.7.24／后2-3
- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油

谷博文堂様

・封筒裏書〔以下墨書〕絨／備後三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔一枚目、巻紙〕縦一七・四センチ×横一三八・〇センチ〔二枚目、巻紙〕縦一七・四センチ×横二〇・三センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拝呈酷暑難堪候処／御高堂皆様御障り／無之候也伺上候／先般ハ東京并ニ／京都御親族御病人御養生不相叶／御長逝被遊候趣／御愁傷察入申候／偕傳山書幅御送り／被下正ニ入手仕候／見事之表装ニテ／満足仕候／王〔国維〕氏ヨリ壬癸詩集御惠贈被下難有／拝受仕候／先日來他行ニテ御挨拶延引／不惡御承引被下／度候王〔国維〕氏／へも礼状差出置申候／右不取敢御礼申／述度書外後便ニ／可申上存候／頓首／七月廿三日／〔久野〕元吉〔錦浦〕／拝／〔原田〕大觀亭大翁／侍史／先日之国民新聞／徳富蘇峯／大西見山氏ヲ訪ヒ／漢印并ニ黄道／周楷書卷ニ感／服致候記事／有之申候〔二枚目〕再白／八月中旬旧盆ニ相当／彼是多忙極居申候／盆過ニハ又々御伺ひ申度存居候

38 大正二年（一九一三）七月十五日（土-2-12）

・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横八・一センチ

・消印 広島・三原／27.26／前0-8

大阪川口／27.26／后2-3

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂様

・封筒裏書〔以下墨書〕封／七月廿五日／備後三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・六センチ×横七九・八センチ

・本文〔以下墨書〕炎熱難堪候処愈／御清祥奉恭賀候／先日來他行之為／御無音ニ打過候処／病氣等ニハ無之也と／御心ニ懸けられ御／尋被下候御芳情／奉感謝候実ハ／各支店巡回致居／不図滞在ニ相成申候／先日來小閑ヲ得／揮刀別印影差／出申候御批評願上候／右迄如此ニ御座候／頓首／七月念五〔二五〕日

39 大正二年（一九一三）七月三〇日（土-2-11）

・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横八・〇センチ

・消印 広島・三原／27.30／后4-6

大阪川口／27.31／前0-7

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂様／急惠展

・封筒裏書 「古硯生雲」 白文方印／〔以下墨書〕 備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔巻紙〕 縦一七・五センチ×横一一・四センチ

・本文〔以下墨書〕 拝呈昨日ハ御邪魔／仕候奉多謝候／
諸御咄有之候貴堂〔博文堂〕／御発行和漢名蹟／出版
目録御印刷／相成候内／神龍蘭亭〔序〕ハ最早／新聞
紙広告ニモ黄／裳移〔久野錦浦〕 蔵本ト出で／候事故
此分のみハ／矢張黄裳移〔久野錦浦〕 蔵本／トシ其他
之分全部内藤〔湖南〕氏蔵本ト相願／候方宜敷かと存
候／神龍モ其他も内藤〔湖南〕氏／蔵本トアルハ〔ト
キ〕ハ其他の／分も矢張小生〔久野錦浦〕等の／もの
と宇都宮〔謙蔵〕君ニ／觀察せられ可申と存候／已ニ
印刷済ナレバ何連〔レ〕ニ／相成居存候共差支無之存
候／余ハ御賢考ニ任セ申度存候／仰尔〔ニ〕 従ヒ先日
の印影差出申候／本日ハ明治天皇御／一周年祭ニ付終
日／家居古硯生雲、鵬南詩画、二枚拙刻／試み候御笑
艸迄ニ／差出申候／右迄頓首／〔久野〕元吉〔錦浦〕
／拝／〔原田〕大観亭翁／侍史

・附屬品一 巻紙

・外寸 縦一七・五センチ×横一七・一センチ

・本文〔以下墨書〕「大観／蘭亭」の二枚并ニ／〔内〕
藤〔湖南〕博士分も追而／差出可申候

・附屬品二 印箋二枚

・外寸 縦二四・四センチ×横三四・五センチ

・印文「洒〔洗〕 硯魚吞墨宮〔煮〕 茶鶴避煙」朱文
方印「游戲翰墨」白文方印「園日涉以成趣」白文
長方印「笑而不答」白文方印「以画說法」白文方
印「棲雀過眼」朱文方印

・備考 差出年は消印及び内容による。

40 大正二年（一九一三）八月三日（E-2-13）

・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横八・〇センチ

・消印 広島・三原／284／前10-12

大阪川口／284／后10-12

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通／二丁目／
油谷博文堂様

・封筒裏書 「古硯生雲」 白文方印／〔以下墨書〕 八月
三日／備後国三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔一枚目、巻紙〕 縦一七・九センチ×横

四七・七センチ 「二枚目、巻紙」 縦一七・九センチ×横八〇・八センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕

拝呈出版目録／御印刷之義ニ付／又々勝手申上／御手数相備へ恐々縮々／右御礼申上候／頓首／八月三日／〔久野〕元吉〔錦浦〕／蘭亭大翁〔原田大観〕／侍史〔二枚目〕 拝呈炎熱難堪候／高堂御揃愈／御清祥恭賀候／陳者別便粗酒／暑中御見舞の／印迄差出申候／御笑味被下候ハゞ／幸甚之至ニ御座候／敬具／八月三日／久野元吉〔錦浦〕／川口国次郎〔棲雀〕／油谷博文堂様／追而羅〔振玉〕王〔国維〕藤〔内藤湖南〕三先生へ粗品差出／可申候之レハ荷造／の都合上兩三日／相後れ可申候直／接小包便ニ托シ候／御含み置被下度候頓首

41 大正二年（一九一三）八月五日（エ210）

・封筒外寸 縦一九・七センチ×横七・二センチ

・消印 □□／285／前□-□

大阪川口／286／后2-3

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂様／恵展

・封筒裏書〔以下墨書〕×／備後三原町／久野元吉〔錦浦〕

・封書本紙外寸〔便箋一枚〕 縦二二・八センチ×横二二・五センチ

・本文〔以下墨書〕 拝呈文〔徵明〕沈〔周〕合巻御送被下正ニ／入手仕候御入用之節ハ何時／ニテ御申聞被下拝送可仕候／右御報迄頓首／八月五日 元〔久野元吉〕〔錦浦〕 拜／〔原田〕大観亭大翁／研北

42 大正五年（一九一六）三月一日（エ255）

・封筒外寸 縦二一・一センチ×横七・七センチ

・消印 広島・三原／45315／前5-□

大阪川口／45316／前9-10

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂殿

・封筒裏書〔以下墨書〕 封／「備後国三原町久野元吉」朱白住所印

・封書本紙外寸〔一枚目、巻紙〕 縦一八・〇センチ×横三六・二センチ〔二枚目、巻紙〕 縦一八・〇センチ×横九二・二センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕 冠省御免可被下候／内藤

〔湖南〕博士御出発ニ就テハ／万事御配意引続き／御
幹旋御疲労の御事と／奉察存候／当度又々羅〔振玉〕
先生ヨリ珍品御贈与ニ預リ／貴下〔原田大観〕御執成
被下存候給物と厚く／奉感謝存候／羅〔振玉〕先生
へハ早速礼状／差出置申候御序の節／宜敷御挨拶願上
候／川口〔棲雀〕隅田〔吉衛〕両君へも早／速相届け
置申候／両君共大満足ニ御座候／品物ハ荷造御注／意
被成下候爲め／更ニ無狀無之御安／神〔心〕被下度候
／田村〔良一〕氏残念云々の義ハ／小生〔久野錦浦〕
へも度々文通／有之候得共同氏ハ／比較的今日迄ニ幸
／福を得ラレ居リ候名幅ヲ／先取られ云々ハ董其／昌
山水の分の事ニ御座候／之レハ小生〔久野錦浦〕分ハ
最初之事ニ／有之只々川口〔棲雀〕氏か／先般御送付
の内ヲ／引受られ候分ニシテ／抽籤杯ニ可致ものニハ
／無之存候強而御所／望なれ者〔バ〕川口〔棲雀〕氏
の／分を譲られ存候様相運／び可申かとも〔竹部〕半
野と／申合候得共其れハ／田村〔良一〕氏が今少シ外
品ヲ引受られて／後の事ニ致度候／同氏ハ今迄自分勝
／手の品のみ引抜かれ／居候事ニテ決〔決〕して／残
念と申され候程の／事ハ無之存候／沈石田〔周〕、陸
治、／祝枝山〔允明〕等ニテ満足／致されて結構ニ御

座候／阿々／例の仇英唐美人／何義門〔焯〕の楷書幅
／錢叔美〔杜〕墨梅等／未だ決定致さ〔ず〕候／而
シテ他人の物を／恙〔恙〕み居られ候之れ等ヲ／引受
られた上ニテ／董其昌も譲方相運び試み可申候／要寿
〔す〕るニ田村〔良一〕氏今日迄の／遣り方ハ羅〔振玉〕
氏への／同情より自己本位／ニ付今少シ勤〔努〕めて
／自分が引受らるゝか／他ニ周旋でも出来／候上ニテ
同氏の満足／致され存候様運び候ても遅から〔ず〕
と存候／御一笑可被下存候／万々一文徵明千字本
〔文〕／御割愛ニも相成可申候／様ナレバ小生兵站部
の／宥寿〔す〕範圍内ナレバ／頂戴仕度候是レハ／急
ヲ要シ存候事ニハ／無之寧口羅〔振玉〕氏／御珍藏の
方残／念が少なくて／宜敷候／阿々／田村〔良一〕氏
が取らるれ者〔ば〕／猶更残念ニ御座候／王履吉〔寵〕
跋文へ小生／珍藏之義御書加へ／被下候趣難有存候／
○／先日來表題跋文等／御願申上置存候／文徵明大字
卷／祝枝山〔允明〕詩帖／董其昌詩帖／陳白陽〔淳〕
書畫合卷／李流芳卷／豐南禺〔坊〕書卷／唐伯虎〔寅〕
采葉卷／陳孔彰〔嘉言〕花鳥圖／右無事到着仕候／
〔王〕義〔義〕之半截帖〔興福寺斷碑〕五／〔文〕徵
明千字本〔文〕二／米芾評紙帖二／到着入手仕候

／○／先日〔竹部〕半野上阪の節／持帰り居候目録／御序ニ御写取り／御送り被下度候／同人監督上必要ニ／御座候御含み被下度候／右要耳／勿々不一／三月十五日／〔久野〕錦浦／拜／蘭亭翁〔原田大観〕／侍史〔二枚目〕追啓仕候／羅〔振玉〕先生へ礼状差出の／序ニ先日御願申上置存候／額面御揮毫之義／御依頼申上置存候／詳細ハ貴下〔原田大観〕ヨリ／可申上候様申上置候間／御序の節宜敷／御取謀被成下度／奉希上候／拜具／黄裳縹／〔久野〕錦浦拜／蘭亭翁〔原田大観〕／可成爲書御加筆願／上度候／黄裳縹〔久野錦浦〕の方宜敷かと／存候尤モ羅〔振玉〕先生ハ／久野〔錦浦〕の方よく分り／居候故久野〔錦浦〕ニテモ／宜敷其辺御便／宜ニ任セ度候／御含み置被下度候

43 大正五年（一九一六）六月二七日（H-3-32）

・領収証外寸 縦二三・八センチ×横三一・七センチ
・本文（以下、原田大観の墨書）第一回御報告／記／一、金百参拾円 明拓雲輝〔魔〕將軍〔李思訓碑〕壹帖／一、金壹阡五拾円 宋拓十七帖／合計金壹阡百八拾円也／内金百拾八円 右二点販売割手数料／内金五百円 正金御取換／内金六円九十五銭 別紙商品

代／内金壹円貳拾銭〔印譜冊貳冊／諸名賢壹冊大判〔先朝宝翰〕（三冊帖〔新峽〕／表紙直シ）／内金拾円〔西村天因先〔生〕へ清名賢詩解跋文／謝儀〕／内金拾円〔長尾雨山先生張船山〔問陶〕箱書／及諸名賢詩翰〔先朝宝翰〕題簽謝儀／但シ別冊目録共一拾貳冊〕／内金拾五円〔宇都宮〔謙藏〕様／耶馬溪卷〕／差引金五百八拾八円八拾五銭／右本日仕送金仕候間御改入御領収／可被下候以上／大正五年六月廿七日／〔博文堂合資会社〕青印／黄裳縹〔久野錦浦〕様／〔以下久野錦浦の墨書〕前証計算差引金正ニ受領候也久野元吉〔錦浦〕〔黄裳縹〕白文方印 〔久野〕朱文円印

44 大正五年（一九一六）十一月二二日（H-3-27）

・封筒外寸 縦一七・九センチ×横二〇・二センチ
・消印〔なし〕
・封筒表書〔原田大観の墨書〕十一月廿一日／広嶋〔島〕検事送り書留／領収書在中
・封筒裏書〔原田大観の墨書、〔メ〕、「日付」以外は印字〕メ／大阪市西区靱上通貳丁目拾六番地／博文堂合資会社／電話長土佐堀七八四番／振替口座大阪一二〇一五番／大正五年十一月廿一日

・備考 未開封につき本紙の内容は不明。

45 大正五年（一九一六）十一月十三日（H-2-2）

・封筒外寸 縦二一・三センチ×横八・四センチ

・消印 神 戸下関間／5.□.□／〔判読不能〕

大阪川口／5.1.24／前0-7

・封筒表書〔以下墨書〕大阪西区靱上通二丁目／博文

堂／原田大観様／親展

・封筒裏書〔以下墨書〕広島土手町廿七／福光弥太郎

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・二センチ×横一三四・〇センチ

・本文〔以下墨書〕拝啓此度之一件／貴方へ御心配相／備へ何とも申訳／無之恐縮／／研旅先生度嶺卷〔石濤黄研旅度嶺図卷〕／ハ付落トノ事拝承／是レハ当方ニ在リシ／事可致候又董／其昌艸書千字文ハ／書付ニ記入アレバ／宜布候董其昌の／分の草書詩冊と／艸書千字文と／両冊ニ有之候様／存居候尤モ当方ハ／何の書付も無之／只々数ガ大略／符合致候ハ、／其レニテ宜布候／何連〔レ〕万事之事情も／申上且ツ親敷御／挨拶も可申上機／有之候得共此上／貴方の御心配／万々無之候小生も／昨夜帰宅致候／事件ハ大略左／付可申

候／右要耳／頓首／廿三日／元吉〔久野錦浦〕拜／〔原田〕大観様

46 大正五年（一九一六）十一月二十五日（H-2-4）

・封筒外寸 縦二一・一センチ×横八・四センチ

・消印 広島／5.1.26／前10-12

大阪川口／5.1.27／前0-7

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／博文堂／原田大観様

・封筒裏書〔以下墨書〕緘／広島／福光弥太郎

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・〇センチ×横五六センチ

・本文 拝啓／研旅先生度／嶺図卷〔石濤黄研旅度嶺図卷〕／右御送被下正ニ／入手仕候／御安神〔心〕被下度候／頓首／廿五日／元吉〔久野錦浦〕拜／〔原田〕大観様

47 大正五年（一九一六）十一月二十六日（H-2-3）

・封筒外寸 縦二〇・三センチ×横七・九センチ

・消印 神 戸下関間／5.1.26／糸・神／三上

大阪川口／5.1.27／前9-10

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市靱上通二丁目／博文堂

合資会社／原田大観様／御親展

・封筒裏書〔以下墨書〕 備後三原町／鎖 十一月廿六

日竹部半野拝

・封書本紙外寸〔卷紙〕 縦一七・九センチ×横六一・二センチ

・本文〔以下墨書〕 拝啓／過日柴原様御許の事ハ／貴下〔原田大観〕御申出之通り尔〔に〕て／差支無之候此段御／安心被下度候就而ハ小生〔竹部半野〕／他の要件あり昨日上阪可仕心算有之右御事附／の為御伺申上べきの処／上阪の義少し延引仕候間乍略書右御通知迄／柴原様より宜敷御伝一言呉れとの事ニ御座候／不日御面□を期可申上候／頓首／十一月廿六日／〔竹部〕半野拝／原田大観様／座 下

48 大正五年（一九一六） 十一月十四日（H-2-19）

・封筒外寸 縦二一・二センチ×横八・五センチ

・消印 広島／51214／后0-2

大阪川口／51215／前0-7

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／博

文堂／原田大観様／親展

・封筒裏書〔以下墨書〕 緘／広島市段原町／一〇六七

／久野一男

・封書本紙外寸〔卷紙〕 縦一八・一センチ×横一五七・一センチ

・本文〔以下墨書〕 拝啓尔来御無／音多々謝々小生義／其後不相変無／事消光罷在／候間御放念被下／度候偕福光弥太郎／事他へ転居仕候間／此後御通信ハ／広島市段原町／千六十七／久野一男／宛ニ願上候／尤も此際之事故／秘密ニ関スル事ハ／御通信御見合／置被下度候／予而御願申上居／候売却物之義も／追々都合よく進／行何連〔れ〕其筋の／許諾ヲ得テ御／周旋願上候事ニ／相成可申義と存／候御含み置被下／度候／〇木堂翰墨談御発行之由新／聞ニテ承知仕候／乍御手数二部／前記へ御郵送願上候／右要耳頓首／十二月十四日／元吉〔久野錦浦〕／拝／原田大観翁

49 大正六年（一九一七） 三月二日（H-2-29） 封筒

・封筒外寸…縦一九・七センチ×横七・八センチ

・消印〔判読不能〕／4534／后35

・封筒表書〔以下原田大観の墨書〕 久野元吉〔錦浦〕氏

代（大正六年三月十五日）／株式会社西備銀行破産管財人／「篠原迪／井前正」両氏領収証入／両氏来簡／

外二電信入

・封筒裏書〔特殊（通常小包）郵便物受領証貼付につき一部分のみ翻刻〕「博文堂合資会社」の封筒と見られる〕……会社／……堀七八四番／……一二〇一五番

「原田」朱文円印二顆

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦二三・八センチ×横三三・六センチ

・本文〔以下墨書〕拝啓予而御預ケ致居候書画／都今般西備銀行破産管財人へ引渡候事ニ致候間／右管財人ヨリ貴殿〔原田大観〕へ御照／会之節の御引渡被下致候／猶又御売却ニ係ル分ハ／小生〔久野錦浦〕へ対シ御取替金并ニ／御約束の手数料御引去／リ残額モ同様御引渡／被下度候／右得貴意候／大正六年三月十二日頓首／原田庄左衛門〔大観〕殿／久野元吉〔錦浦〕

拇印

・附属品一 篠原迪名刺

・外寸 縦八・七センチ×横四・八センチ

・本文〔以下印字〕広島地方裁判所／破産管財人篠

原迪

・付属品二 井前正名刺

・外寸 縦九・八センチ×横六・〇センチ

・本文〔以下印字〕「弁護士／從五位」井前正／広島市上柳町七／電話四六一番

・附属品三 特殊（通常小包）郵便物受領証

・外寸 縦八・六センチ×横一五・七センチ

・本文〔以下、受取印宿所氏名、差出人宿所氏名、郵便料のみ手書〕受取印宿所氏名 広島市小町／篠原迪／差出人宿所氏名 報上通式丁め／原田庄左衛門〔大観〕／郵便物区別「□書留□□」朱文印／引受番号「389」青印／引受主任印「石丸」朱文棊円印／郵便料 拾三錢／日附印 大阪京町堀上／6315／后1-2／摘要「配達証明」朱文長方印

・付属品四 電報送達紙

・外寸 縦二一・六センチ×横二二・〇センチ

・本文 受信人居所氏名〔以下、記入箇所のみ手書転写〕ヲサカニシ／ウツボカミドウリ／ニテウメジウロク／バンチハラタセウ／ザエモン「三三二二」黒文印「返信料前納」朱文長方印／発信者居所氏名ヒロシマコ／マチシノハ／ラ／著局日附印 大阪中央／6314／電信局／発局 私報／ヒロシマ／タケヤテウ局／第一五九号／受付午ゼ六時三十分／□□三三字／著局 受付午ゼ七時三十二分／受信常務者

け／指定 ナツ「返信料前納」朱文長方印／アスア
サクノカワグ／チノアヅケタルシナ／ヲトリニユク
オル「リ」カヘシ

・付属品五 受領証

- ・外寸 縦一六・四センチ×横二三・六センチ
- ・本文「〔鞞紀伊国／橋佐野印行〕用箋、墨書」〔二丁表〕
 - 一 蕭尺木「雲從」山水卷／二 卞文瑜山水幅／
 - 三 祝允明書卷／四 尹西村「錫」老猫軸／五
 - 項東井「奎」山水卷／六 楊文綏「聽」山水幅／
 - 七 魯治先生書卷／八 文嘉文從簡山水卷／九 董
 - 其昌正書樂志論／〔二丁裏〕十 劉石菴「壙」書
 - 幅／十一 王昱雲烟山水マクリ／十二 張伯琮草書
 - 幅／十三 蔣山堂「仁」草書幅／十四 王虛舟「澍」
 - 十七帖／十五 明拓顏真卿多宝塔帖／十六 王舟麓
 - 山水幅／十七 徐晉翥「用錫」山水幅／十八 翁方
 - 綱書幅／十九 張墨岑「宗蒼」山水幅／〔二丁表〕
 - 二〇文待詔「徵明」細楷千字文冊／二一 董文敏「其
 - 昌」草書冊／二二 董其昌草書千字文冊／二三 宋
 - 拓孔子廟「廟」堂碑帖／二四 宋拓黃庭經／二五
 - 宋拓書譜／二六 石濤畫冊／二七 王蒙「黃鶴山
 - 樵」山水幅／二八 董其昌山水幅／二九 沈石田

〔周〕縮図幅／〔二丁裏から二丁表にかけて〕「破産
管財人篠原迪印」朱文方印、「破産管財人井前正印」
朱文方印の割印あり〕〔二丁裏〕三〇 文「〔徵明〕
沈〔周〕合卷／三一 徐青藤「渭」卷／三二 李流
芳書画卷以上參拾貳点「元川口国次郎「棲雀」久野
久吉「錦浦」／所有品」／右正二受領候也／大正六
年三月十五日／株式会社西備銀行破産管財人／広島
市小町篠原迪「破産管財人篠原迪印」朱文方印／全
市上柳町井前正「破産管財人井前正印」朱文方印／
原田庄左衛門「大観」殿

・備考 封筒の消印は封書本紙の差出日と齟齬があるた
め、差出日は封書本紙に依拠した。

50 大正六年（一九一七）三月一日（B-10-37-1）

- ・証書写外寸「〔原稿用紙〕縦二三・九センチ×横三二・九
センチ
- ・本文「〔以下原田大観の墨書〕〔欄外〕写シ／証／一✓
王石谷「輦」山水幅／一✓清名賢詩翰／一✓劉「鄧」
完白「石如」書幅／一「董其昌山水幅を消して」✓扇
面帖 壺帖／一✓陸天遊「〔広〕山水幅／一✓黃道周書
幅／右六点代金五阡九百貳拾円也ニテ東京／山本悌二

郎〔二峯〕氏へ売却致置候同氏目下／台湾出張中ニ付
本年四月十五日迄ニ／右代金受取久野〔錦浦〕氏へ御
立換金及手数／料引去り残額御送金可仕候也／大正六
年三月十五日／原田庄左衛門〔大観〕印／株式会社
西備銀行破産管財人／篠原迪殿／井前正殿

・付属品一 包紙

・外寸 縦三一・三センチ×横三一・〇センチ

・本文 〔以下原田大観の墨書〕大正六年五月廿日／
久野元吉〔錦浦〕氏関係／篠原迪氏／井前正氏／書
類入／×

51 大正六年（一九一七）三月一六日（E-3-25）

・封筒外寸 縦二一・八センチ×横八・四センチ

・消印 〔なし〕

・封筒表書 〔原田大観の墨書〕株式会社西備銀行破産
管財人／篠原迪殿領収書式通／入／大正六年三月十七
日

・封筒裏書 〔なし〕

・附属品一 原田大観宛篠原迪葉書

・葉書外寸 縦一四・〇センチ×横九・〇センチ

・消印 広島／6.3.16／后10-12

・葉書表書 〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／二丁目／
原田庄左衛門〔大観〕殿／株式会社西備銀行／管財
人篠原迪

・本文 〔以下墨書〕拜啓昨日参上早速御／引渡被下
厚く御礼申上候／御送附ノ荷物参個本日／無事到着
仕候附御放／念被下度候先ハ不取敢／右申上候頓
首・付属品二 郵便物配達証明書

・外寸 縦二三・九センチ×横九・〇センチ

・本文 〔以下記入箇所のみ墨書〕引受局 当方参
八九／引受番号 □□大阪京町堀上／郵便物区別
〔第一□□□通常〕朱文長方印／引受月日 〔大正〕
六年三月十五日／受取人宿所氏名 広島市小町／篠
原迪／前記郵便ハ六年三月十六日配達ヲ了シ候／広
島郵便局／消印 広島／6.3.16／后0-2〔裏面、墨
書〕大阪市西区靱上通り二丁目／原田庄左衛門〔大
観〕殿 〔通信事□〕朱文印

52 大正六年（一九一七）三月一八日（B-10-37-3）

・封筒外寸 縦二〇・三センチ×横八・〇センチ

・封筒表書 〔以下原田庄左衛門の墨書〕大正六年三月
廿八日／篠原迪氏へ送ル書留証入

- ・封筒裏書〔以下印字〕 大阪市西区靱上通貳丁目拾六番地／博文堂合資会社／電話長土佐堀七八四番／振替口座大阪一二〇一五番／大正 年 月 日
- ・備考 未開封につき内容は不明。

53 大正六年（一九一七）六月九日（B-10-37-5）

- ・封筒外寸 縦二〇・〇センチ×横七・九センチ
- ・封筒表書〔以下原田大観の墨書〕大正六年六月九日／篠原迪氏電報正写入／返信料付
- ・封筒裏書〔以下印字〕 大阪市西区靱上通貳丁目拾六番地／博文堂合資会社／電話長土佐堀七八四番／振替口座大阪一二〇一五番／大正 年 月 日
- ・附属品一 電報頼信紙
- ・外寸 縦二一・六センチ×横一三・一センチ
- ・本文〔以下記入箇所のみ墨書〕郵便切手〔貼附及日附印〕押捺場所「正写」朱文印 大阪靱／669／前10―11 六月九日／受信人居所氏名 ヒロシマシ／コマチ／シノハラテキ／指定 ナツ／発信人の居所氏名を受信人に知／らする必要があるときは此処又は／本文の終へ片仮名にて記すこと ハラダシ／ヨウザエ／モン／私報／第八七号／受付午前十時

二五分／一二ノ二七字／著ヒロシマ局／サルニニヒ／カネフリカ／エコウザ オクツタツ／イタカヘン〔以下日付のみ墨書〕「六月九日正写交付」朱文印〔以下鉛筆〕（正写）／発信人は自己の居所氏名を成るべく本字にて此処に記すこと〔以下鉛筆〕靱上通貳丁目原田〔大観〕

54 大正六年（一九一七）六月一〇日（B-10-37-4）

- ・封筒外寸 縦二〇・〇センチ×横八・〇センチ
- ・封筒表書〔以下原田大観の墨書〕大正六年六月十日／篠原迪氏ヨリ之返電文
- ・封筒裏書〔以下印字〕 大阪市西区靱上通貳丁目拾六番地／博文堂合資会社／電話長土佐堀七八四番／振替口座大阪一二〇一五番／大正 年 月 日
- ・備考 未開封につき内容は不明。

55 大正六年（一九一七）六月一二日（E-25）

- ・封筒外寸 縦二〇・〇センチ×横七・八センチ
- ・消印〔なし〕
- ・封筒表書〔原田大観の墨書〕久野元吉氏分／大正六年五月廿二日／「篠原迪氏／井前正氏」へ振替送金証入

- ・封筒裏書〔記載なし〕
- ・封書本紙外寸 縦一五・二センチ×横七・一センチ
- ・本文〔以下記入箇所のみ墨書〕受領票／口座番号大
阪一六二八五番／加入者氏名 篠原迪／一金四円八百
式拾壹円五拾壹銭也／払込人氏名 原田庄左衛門〔大
観〕殿／受付局日附印〔判読不能〕／6522／多遍
〔ハ〕

56 大正六年（一九一七）六月二二日（B-10-37-2）

- ・封筒外寸 縦二〇・〇センチ×横七・九センチ
- ・消印〔なし〕
- ・封筒表書 広島市／大正六年六月廿二日篠原迪氏へ／
催促状扣〔控〕入
- ・封筒裏書〔なし〕
- ・封書本紙外寸 縦二四・三センチ×横三三・〇センチ
- ・本文〔板野法律事務所〕原稿用紙に墨書〕拝啓久野
元吉〔錦浦〕氏書／画代金領収／書御送付被下度得／
貴意候頓首／六月廿二日原□——〔氏名の省略の印
か〕／□——〔氏名の省略の印か〕／株式会社西備銀
行／破産管財人／篠原迪殿

57 大正六年（一九一七）六月二六日（H-24）

- ・封筒外寸〔封筒一〕縦一九・七センチ×横七・八セン
チ〔封筒二〕縦一九・七センチ×横八・六センチ
- ・消印〔封筒一〕〔なし〕
- 〔封筒二〕〔封筒表はヤブレ〕
- 大阪川口／6627／前9-10
- ・封筒一表書〔以下原田大観の墨書〕大正六年六月廿
七日／〔篠原迪／井前正〕両氏領収証入
- ・封筒一裏書〔以下印字〕大阪市西区靱上通貳丁目拾
六番地／博文堂合資会社／電話長土佐堀七八四番／振
替口座大阪一二〇一五番／大正 年 月 日
- ・封筒一消印〔なし〕
- ・封筒二表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通貳丁目拾
六／原田庄左衛門〔大観〕殿
- ・封筒二裏書〔以下差出日、〽のみの墨書、他は印字〕
〽／広島市三川町／株式会社西備銀行管財事務所／破
産管財人篠原迪／同井前正／大正六年六月二十六日
- ・封筒二消印〔表面は欠損で判読できず〕
- 大阪川口／6627／前9-10
- ・封書本紙外寸〔西備銀行便箋一枚〕縦二三・二センチ×
横一三・八センチ

・本文〔以下墨書〕「大正」「年」「月」「日」は印刷）
 大正六年六月二十六日／拝啓益々御多祥奉賀候／先般
 久野〔錦浦〕氏書画代金四千八百弍拾壹円五拾壹／錢
 也ハ本年五月弍拾弍日振替口座払ニテ御送金／被下正
 ニ受領致申候早速返信可致筈ノ／処当方事務ノ都合上
 誤ラ生シ既ニ発信済／ノ記才〔載〕有之從テ御送附申
 セリト信シ遂ニ遅延／致候段御許容被下度候／先ハ右
 御返事申上候也／「破産管財人 篠原迪」青印「破
 産管財人 井前正」青印「西備銀行破産管財人之印」
 朱文方印

58 大正七年（一九一八）五月一日（H-3-11）

- ・封筒外寸 縦六・五センチ×横一八・八センチ
- ・消印 広島／7.5.11／前10-12
- 大阪川口／7.5.12／前0-7
- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区錦〔靱〕上通／油
谷／博文堂様
- ・封筒裏書〔以下墨書〕×／広島市皆実町五〇／福光
方／久野一男／五月十一日
- ・封書本紙〔巻紙〕縦一八・〇センチ×横五二・八センチ
- ・本文〔以下墨書〕拝啓亡父元吉〔久野錦浦〕儀存／命

中は色々御世話様／に相成居候処去二月中旬来腸チブ
 スと相成り／薬石の効もなく三月十／八日遂に死去仕候
 全体／早速御通知申す筈／の処いろ／＼取りまぎれ／
 葬儀も五月五日漸く相／済ませたる程に候て本意／な
 らずも本日まで延引仕候／段何卒御海容なし下さ／れ
 度候先は甚だ延引な／がら御通知申上候／草々／五月
 十一日／久野一男／博文堂様

59 大正七年（一九一八）五月十三日（H-3-28）

- ・封筒外寸 縦二一・五センチ×横八・四センチ
- ・消印 広島／7.5.13／后□-3
- 大阪川口／7.5.14／前10-11
- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通／貳丁目／
油谷博文堂様
- ・封筒裏書〔以下墨書〕×／広島市皆実町五〇／福光
方／久野一男／五月十三日
- ・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一八・一センチ×横六五・七
センチ
- ・本文〔以下墨書〕拝復／先日御通知申上候処／本日
早速と御鄭重な／る御吊詞を賜はり且つ／亦御結構な
る霊前の／供物御恵与下され誠に有／難く返りて御迷

惑相備へ恐縮の至りに御座候早速御芳志恭〔忝〕く仏前に／手向け候まゝ御安心下さ／れ度候就ては御返礼の／御印までに小包郵便と／して粗品差し置き候／間御受取下され度候先／は取りあへず御礼申上候／敬具／五月十三日／久野一男／油谷博文堂様

60 大正七年（一九一八）一〇月一六日（H-2-29）

・封筒外寸 縦二〇・三センチ×横七・八センチ

・消印 広島／7.10.16／后6時

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂様／必親展

・封書裏書〔以下墨書〕メ／広島市皆実町五〇／久野

一男内〔千代〕／十月十六日

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・三センチ×横九二・六センチ

・本文〔以下墨書〕拝啓／其後者〔ハ〕久々御無音尔〔に〕打ち過／き居申候処時節柄朝夕／盤〔は〕よほど冷氣越〔を〕覚えられ候／折柄御家御一同様尔〔に〕は如何／御起居為〔？〕され候也御案じ／申上候過日者〔は〕父〔久野錦浦〕死去ニ付／誠ニ御親切様ニ香料等御／送附ニ預り一方なら寿〔ず〕恐縮／ニ存候生

前中ハ何可〔か〕と御／懇切ニなし被下色々御配意／ニ預り誠ニ有難く厚く御礼／申上候／就いてハ亡父〔久野錦浦〕が無上の楽として／常ニ持ち居りし軸物或ハ巻物等少々残り居候も何分尔〔に〕も／取る足らざる物能〔の〕み尔〔に〕て候も茲／二一つ「宋米海嶽〔芾〕書卷／黄裳移〔久野錦浦〕藏 羅振玉題印」／と題寿〔す〕る桐能〔の〕箱入二重箱尔〔に〕て巻／物之有候が右ハ時価如何程／能〔の〕もの尔〔に〕て御座候也誠ニ失礼／な可〔が〕ら内々尔〔に〕／御尋ね申上候間／何卒御考へ御もらし被下度／都合次第尔〔に〕て御送附申上候／も宜敷御手数な可〔が〕ら兎角能〔の〕／御返事被下度御依頼申上候／末筆な可〔が〕ら御一同様へ宜敷御伝へ被下度先ハ右御伺まで／何分／可〔か〕しこ／十月十六日／久野内〔千代〕／博文堂様

61 大正七年（一九一八）一〇月二五日（H-2-38）

・封筒外寸 縦二〇・〇センチ×横七・八センチ

・消印 広島／7.10.□／后3時4

・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通式丁目／油谷博文堂様

・封筒裏書〔以下墨書〕／＼／広島市皆実町五〇／久野
一男／十月廿五日

・封書本紙外寸〔巻紙〕縦二七・二センチ×横七〇・三
センチ

・本文〔以下墨書〕拜啓／先日者〔は〕御多忙中越〔を〕
早速と／御親切なる御返事被下誠／二有難く拜万〔ま〕
仕候／承者〔は〕り候へバ十一月早々わざ／御成
広〔広島〕なし被下登能〔との〕御事／そ江〔え〕誠
ニ恐縮ニ存じ候／へども御折角の御芳志忝／希〔け〕
なくお待ち申上候／就てハ以前より住所も変り／居候
事とて御出発前御／手数な可〔が〕ら時日御一報／被
下度駄までお迎ひし／参上仕べく候何れお目／もじ能
〔の〕上外尔〔に〕も種々御／目尔可希〔にかけ〕御相
談申上度／存居候ニ付何卒／宜／敷お願い申上候／
先ハ右点御要用まで／申上候／何分／可〔か〕し
こ／十月廿五日／久野内〔千代〕／博文堂様
・備考 封筒裏書に「久野一男」とあるが、封書本紙に
あるように、久野千代が書いた書簡である。

62 大正七年（一九一八）十二月一〇日（H-2-15）

・封筒外寸 縦一九・五センチ×横七・八センチ

・消印 広島／7.12.10／□6-8

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通貳丁目／油
谷博文堂様／返信

・封筒裏書〔以下墨書〕緘／広島市皆実町五〇／久野
一男／十二月十日

・封書本紙外寸〔便箋二枚〕縦二六・五センチ×横一四・
三センチ

・本文

〔二枚目〕先日御送附の品々も秘密ニなし被下度候／
拜復〔復〕先日来寒一宋〔層〕急ニ烈しく相成候て御
容体／如何尔〔に〕亘らせ給ふやらんと心尔〔に〕か
ら御見舞状さし上くべく／存じな可〔が〕ら兎角御無
音尔〔に〕打ち過ぎ失礼仕居候処／本日盤〔は〕御尊
書給王〔わ〕り恐縮ニ存候も早御病氣も御全快／之御
事と歳重るもおよろ古〔こ〕び申上候／さて御申越之
儀仰せ之通り印材硯等ハ父事生前／中あれ古〔こ〕れ
とあつめ所持いたし居候ひしも沢山な印材／ハ例之事
件の際持ち出され処分せられし様な次第尔〔に〕て
只／〔二枚目〕今尔〔に〕てハ之れと申程尔〔に〕も
御座なく候へども多少残り居る分ハ何／れ御目尔可希
〔にかけ〕度希望ニ御座候亦硯とても種々尔〔に〕事

情之為め／大半ハ失ひ居り候も極々小〔少〕数御座候
ニ付之亦御覽被下度候／他尔〔に〕も二三点御被見願
ひ度心組ミ居候御手紙のおもむきニ／よれば近日出広
〔広島〕被下よしあらかじめ期日御一報被下度候／何
れ詳しく事共御目もじ之上ニゆづり申可兎角向寒く／
みぎり御用心専一ニ祈り上候先ハ取りあへ須〔ず〕右
御返事まで／何分く／可〔か〕しこ／博文堂様／久
野内〔久野千代〕

備考 封筒裏書に「久野一男」とあるが、封書本紙に
あるように、久野千代が書いた書簡である。差出年月
日は消印による。

63 大正七年（一九一九）二月一日（エ330）

・封筒外寸 縦一九・一センチ×横六・三センチ

・消印 〔広島〕□1215／后6-8

・封筒表書 〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通式丁目／油
谷博文堂様

・封筒裏書 〔以下墨書〕 緘／広島市皆実町五〇／久野

一男／十二月十五日

・封書本紙外寸 〔便箋二枚〕 縦二五・八センチ×横
一四・三センチ

・本文 〔以下墨書〕 〔一枚目〕 拜啓先日者〔は〕御多忙
中越〔を〕わざ／御越被下何可〔か〕ら／何まで
御親切ニ仰せ被下且つ種々と好都合なる御取／は可
〔か〕らひニ預り何とも御礼之申上様も無之実ニ感／
謝之至リニ存候／御折角のお古〔こ〕し尔〔に〕もか、
わら寿〔ず〕只／々何の御愛想も不仕重々能〔の〕失
礼何卒あし可〔か〕ら寿〔ず〕／お許志〔し〕被下度
候さて先日お話之机本日荷造り／いたし御発送申上候
間何卒く宜敷御願ひ申上候／〔二枚目〕 永楽大典ハ
宇都宮叔父〔謙蔵〕ニ尋ね申候処京都の倉／部様の方
ニ送りある事ニ御座候故最早当方へ送り帰〔返〕さ
れ度旨申送り候ま、何れ帰〔返〕り申候時ハ御送附申
上可／万々宜敷御願ひ申上候何もかも御許様之お可希
〔かげ〕／尔〔に〕て暗夜ニ灯大〔台〕を得し心地い
たし実ニうれしく存候／何分尔〔に〕も万事宜敷御願
ひ申上候先ハ御礼可多〔かた〕く御通知まで／十二
月十五日何分く可〔か〕しこ／博文堂様／久野内〔千
代〕

・備考 封筒裏書に「久野一男」とあるが、本紙にある
ように、久野千代が書いた書簡である。差出年は消印
では判断できないため、封書の内容によって大正七年

(一九一八)と推定した。

64 大正八年(一九一九) 一月一〇日(壬子三)

- ・封筒外寸 縦一九・二センチ×横七・九センチ
- ・消印 広島／8.10／后02
- ・封筒表書 「以下墨書」 大阪市西区靱上通式丁目／油谷博文堂様
- ・封筒裏書 「以下墨書」 封／広島市皆実町五〇／久野一男内「千代」／一月十日
- ・封書本紙外寸 縦一五・七センチ×横五五・〇センチ
- ・本文 「以下墨書」 新玉能「の」年の始めの御寿／歳千代可希「かけ」て目出度申納候／先以て御一同様御揃ひ御重／歳為「？」されし御事と御よろ古「こ」び／申上候降りて当方もお蔭さま／にて加年仕候間他事な可「が」ら御休心／被下度候／さて昨年中ハ種々御配意ニ預／り誠ニ有難く存候就てハ字／都宮「謹蔵」叔父尔「に」万事能「の」話いたし／おき候まゝ、若し御目もじの／節尔「に」ハ万事お話被下度候然し／な可「が」ら例の秘密尔「に」願ひし軸／物丈けハ何処までもお話し下／さるまじく候其他ハ御許様／が一時おとり代へ被下て又他の／分尔「に」て御差引の事等

ハ私よりも話居候まゝ、何卒お話被下度候／亦何卒万事宜敷お運びの／程幾重尔「に」も御願ひ申上候／先ハ新年の御挨拶尔「に」併せて／右御依頼まで／何分可「か」しこ／一月十日／久野内「千代」／博文堂様

65 大正八年(一九一九) 一月二八日(壬子十)

- ・封筒外寸 縦二一・〇センチ×横八・三センチ
- ・消印 広島／□1.28／「判読不能」
- ・封筒表書 「以下墨書」 大阪市西区靱上通二丁目／十六／油谷博文当「堂」様
- ・封筒裏書 「以下墨書」 〆／広島市皆実町／師範学校前土手／久野千代／一月二十八日
- ・封書本紙外寸 「便箋四枚」 縦二七・〇センチ×横一四・三センチ
- ・本文 「以下墨書」 「一枚目」 拝啓寒気きびしく御座候処／御一統様御機嫌如何に御座候や／御伺ひ申上候扱て毎々売物／の儀御世話に相成り厚く／御礼／「二枚目」申上候私事此度子供の事に付／金子入用の事出来誠に困難に／仕り居り候間御手数には候へども／水晶の印材と昨年来宇都宮「謹蔵」／伯父事持来仕りし

書籍如何／「三枚目」相成り居り申候や未だ売られ居り／申さ須「ず」候へばあつかましき御願／ひには候へども御当家へお引き受／け下さるわけに参り申さ須「ず」候や／当方事情御推量下され何卒／「四枚目」好都合にお取り者「は」からひ下さる様／御願ひ申上候先は乱筆にて／御願ひ申上候時候不順の折から御一統様／御自愛專一能「の」程祈り上げ候／何分／可「か」しこ／一月二十八日／久野千代／博文堂様

備考 差出年は消印では判断できないため、封書の内容によって大正八年（一九一九）と推定した。

66 大正八年（一九一九）二月二十八日（エ3-33）

- ・封筒外寸：縦一九・三センチ×横七・七センチ
- ・消印 広島／8228／□□-8
- ・封筒表書 大阪市西区靱上通二丁目／油谷博文堂様
- ・封筒裏書 メ／広島市皆実町／五〇久野一男内「千代」／二月二十八日
- ・封書本紙外寸「便箋二枚」縦二〇・九センチ×横一四・六センチ
- ・本文「以下墨書」「一枚目」拝啓時下餘寒なほ去り難く存せられ候処／御家御一同様ニハ御機嫌御慶はし

く為「？」らせ／られ候御事と賀し上候／さていつもな可「が」ら何かと要「容」易ならぬ御配意／二預り誠ニ有難く喜び居候／誠ニお古「こ」がましく候へどもかねてお願ひ申し上希「げ」／し例の品ハ如何相成居候也私方尔「に」も御承知之通り病人はあるし殊ニ主人「久野錦浦」の一週忌も／近あり何かと雑用のかさ子「ね」候只今之処何も／かも宇都宮「謙蔵」へ申出づる事ニ相成居候も一から／「二枚目」十まで云ふるもなら寿「ず」殊ニ心苦しと存／候事とて実ハ例能「の」品越「を」楽しく存居候／右様之次第故何卒あし可「か」ら寿「ず」御推察／の上一寸御様子御通知被下度待ち居候／先ハ取り急ぎ真ノ要用まで／何分／可「か」しこ／二月二十八日／久野内「千代」／博文堂様

67 大正八年（一九一九）三月五日（エ3-34）

- ・封筒外寸 縦一九・五センチ×横七・六センチ
- ・消印 広島／833／后24
- ・封筒表書「以下墨書」大阪市西区靱上通式丁目／油谷博文堂様
- ・封書裏書「以下墨書」メ／広島市皆実町／久野千代／

三月五日

・封書本紙外寸〔便箋二枚〕縦二・〇センチ×横一四・六センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕先日者〔は〕早速と御懇切なる御書／被下誠ニ有難く拝見仕候いつニ変らぬ／御厚情之段深く身ニしミて嬉しく／存候さぞや仏も如何様ニかよろ古〔こ〕び居候／事あらんと家内一同話居候／御状のおもむきニよれば御多忙中も／か、王〔わ〕ら寿〔ず〕種々御本意なし被下他品と／取りかへ下されて四百式拾円乃至四百円／位と能〔の〕仰せ誠ニ色々と御骨折り下され／候段幾重にも御礼申上候／〔一枚目〕さりな可〔が〕ら只今之処急か寿〔ず〕も少し時を／待ちなバ或ハ今少しハ上僂尔〔に〕相成や尔〔に〕所思召しと能〔の〕おもむきニ候へバ当方／あまり尔〔に〕お古〔こ〕がましく存候へども何とか苦／心いたし時機を待ち申／可くその内尔〔に〕／御許様もはや之以上ハ倒〔到〕底だめだと／所思召寿〔す〕御高価を御一報被下度候／あまり尔〔に〕身勝手な可〔が〕ら何分万事宜敷お／願申上候先ハ取りあへ須〔ず〕御返事まで／二月五日かしこ／博文堂様／久野内〔千代〕

68 大正八年（一九一九）四月二九日（エ・シ・ウ）

・封筒外寸 縦一八・八センチ×横五・七センチ

・消印〔判読不能〕／□₄□／后8-□

・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通式丁目／油谷博文堂様／親展

・封筒裏書〔以下墨書〕メ／広島市皆実町五〇／久野

一男内〔千代〕／四月廿九日

・封書本紙外寸〔便箋二枚〕縦二五・八センチ×横一四・五センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拜啓時下晩春之候ニ御座候処貴家御一統様益々／御清栄之条奉賀候さて引続き要易ならぬ御配意ニ／預り誠ニ難有く深謝奉候兼て御依頼申上おきし／机色々御心配被下候ひしもあまりはかばかしから寿〔ず〕とやら／宇都宮叔父〔謙蔵〕より詳志〔し〕き事情承はり誠ニ失望の念に堪え／不申候只今の処あれをあのみ、ニ放置な寿〔す〕も本意／なら寿〔ず〕存ぜられ候が全体如何程なれば貴家様尔〔に〕てお／引受被下事の出来申候也一寸御一報わづら者〔は〕し度存候／〔二枚目〕第二伸／亦例の秘密ニ御依頼の巻物ハ此節如何なる状況にて候也／何分尔〔に〕も困り候間之れも近々の内何とか宜敷お片附希

〔け〕／下され度と存候処未だ先ニ延して望ミの御座候もの尔〔に〕か／如何様な事ニ御座候也御手数な可〔が〕ら之亦一寸御通／知被下様御依頼申上候先ハ取り急ぎ右要用まで／四月廿九日 可〔か〕しこ／久野千代／博文堂様

・備考 差出年は消印では判断できないため、封書の内容によつて大正八年（一九一九）と推定した。

69 大正八年（一九一九）六月一日（エ26）

・封筒外寸 縦一八・七センチ×横五・六センチ
・消印 広島／8615／后1012
・封筒表書〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通式丁目／油谷博文堂様
・封筒裏書〔以下墨書〕メ／広島市皆実町／久野千代／六月十五日
・封書本紙寸法〔巻紙〕縦一八・二センチ×横一五・三センチ
・本文〔以下墨書〕 拝啓／時下うつとうしき梅雨／能〔の〕候に御座候処御一統／様益々御健勝能〔の〕段賀上候／さて引き続き要易ならぬ／御配慮に預り誠に有／加〔か〕たく厚く御礼申上候／此度は誠におこが

まし〔き〕儀に候へども私方事情承知の通りの事情かて、加へて／長女〔久野タミ〕病氣中の処近頃／至り病勢増悪いたし／一時ハ心配仕候も仕合せと／昨今は少々快方に向ひし／様な次第尔〔に〕てそれやこ／れやと思はぬ費用もか／さみ実に困却仕候／就てはかねて御依頼申／上候品小里寿〔こりす〕御申越下さ／れし四百五十円位ならと／のお思召尔〔に〕て候ひし越〔を〕当方／勝手をお願ひ致し只今／まで延び居り候もも早昨今は氣長に待つ事も出／来申さぬ様な次第尔〔に〕て／御多忙の処恐縮に存じ候／へ共以前御申越被下し価格／にても宜敷御座候ま、／何卒事情御推察の上至／急御都合御付け被下度／呉々も御願上候亦先日／も申上候通り机の儀は御／返送ニ預りし越〔を〕驚き／入り候様な次第尔〔に〕候へども当／方尔〔に〕ても何ともいたし方も／御座なく何と申ても御許様がたよりにてねうち／の無きもの越〔を〕無理に高／価尔〔に〕とは申さず〔ず〕御許様に／てお引受け下さる処の／価格およそ何程位なら／と御仰せ被下度何卒／／心中御推察の上折り／返し兎角の御返事被下度／待ち入り候／先は勝手ながら／右要用まで／お願ひ申上候／何分／／可〔か〕しこ／六月十五日

70 大正八年（一九一九）六月三日（丁卯）

・封筒外寸 縦一八・七センチ×横五・七センチ

・消印 〔判読不能〕／86□／后4-8

・封筒表書 〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通式丁目／油

谷博文堂様

・封筒裏書 〔以下墨書〕 広島市皆実町五〇／久野千代

拝／六月廿三日

・封書本紙外寸 〔便箋四枚〕 縦二五・八センチ×横一四・

五センチ

・本文 〔以下墨書〕 〔一枚目〕 1／拝啓先日は突然と御

無理な御願申上候処早速尔〔に〕も／御親切なる御返
事被下誠ニ有難く御厚情之段幾重ニも／深謝奉候さて
この儀ニ付突然と要易ならぬ事件／出来以多〔いた〕し
誠ニ当方ちゆうちよいいたし居候／実ハ昨日此ニ少者可
〔ばか〕り残り居軸物越〔を〕も今度売却／の目的に
て一応之れも宇都宮叔父〔謙蔵〕ニ相談いたしてと／
存じ御目に可希〔かけ〕し処その内ニ例の秘密ニ御許
様ニ／〔二枚目〕 2／お預希〔け〕いたし今度処置お
願ひ申上候品の事詳細ニ記／したる巻物有之私共ニハ

何か何やら相なク申さぬ事／とて詳志〔し〕き説明を
して聞かされ実ニ驚き又々申候／何分大した代物故ニ
叔父上〔宇都宮謙蔵〕も一方なら寿〔ず〕御心配被下
あら／ゆる方面ニその行衛〔方〕を尋ね被下様な御様
子尔〔に〕て叔父〔宇都宮謙蔵〕と／の真心ありある
御親切ニ対しても今更ら事情を打／ち明希〔け〕る事
も出来不申さりとてこのま、秘密ニ通しても／亦将来
に於テ御許様ニ御迷惑相可介〔かけ〕様ニなりても／
〔三枚目〕 3／御申訳もなき次第さりとて最早先の如
き勝手なお／願ひいたせし越〔を〕御快諾被下し折柄
とて誠ニ／御申訳／次第も御座なく候へども元の品
一応御返し下さる訳尔〔に〕ハ行き不申候也若しもお
き、入れ被下様なれバ／直ちニ参上仕可候実ハ私事今
尔〔に〕も参上いたし詳志〔し〕き／お話いたしとく
と御挨拶申上度山々本意ニ候へども／何分此ニお申上
候通り病人をか、へし身の自由なら須〔ず〕／不本意
な可〔が〕ら書中を以て御依頼申上候段何卒／〔四
枚目〕 4／苦しき／心中御推察被下て何分／宜敷
お願ひ申上候／実ニ度々と勝手な事御願ひ申上誠ニ御
申訳次第も御座なく候／因ニ宇都宮叔父〔謙蔵〕本月
廿七日頃ニハ上阪いたし何れ印／材の事ニ就きお願ひ

二出る都合ニ相成居候ニ付その／節例の話出るやも知れ不申候ニ付何卒／御存／じなき様御せ被下度何れあらためて御依頼申上度候／何分印材の事ハ宜敷お願申上度御手数な可「が」ら折り返し／御返事被下度幾重ニも願上候／何分／かしこ／六月廿三日／「久野」千代より

71 大正八年（一九二〇）六月二十九日（丁卯）

・領収書外寸 縦一七・八センチ×横二〇・〇センチ
・本文「以下墨書」証／一金五拾円也／右久野元吉「錦浦」分銅器／処分之差金／右領収候也／大正八年六月廿九日／宇都宮讞蔵／博文堂様

72 大正八年（一九一九）八月一日（丁卯）

・封筒外寸 縦二〇・八センチ×横八・〇センチ
・消印 広島／8815／「判読不能」
・封筒表書「以下墨書」大阪市西区靱上通二丁目／博文堂主様
・封筒裏書「以下墨書」広島市段原町三〇〇／宇都宮讞蔵／「寸心千里」朱文長方印二顆
・封書本紙外寸「便箋二枚」縦二四・七センチ×横一六・

七センチ

・本文「以下墨書」「一枚目」拝啓残暑難退御座候／処不相変御繁榮奉賀候／陳ハ去月上阪之際両度／御訪ね候処一度ハ御上京中／一度ハ御入浴中尔「に」て遺憾／千万空しく帰広「広島」仕候御配／意御願置き候件久野未亡人「千代」／より御無理を願上候趣ニ候処／「二枚目」如何御座候哉小生「宇都宮讞蔵」も先／月末来宿痾再発到／底月中尔「に」て上阪難出来／存し居候折柄／一応□様／御伺ひ候昨日差口故尔「に」／任すべく存し候間一応ハ貴／意御識し被下置候様願上候不尽／「宇都宮」讞蔵／博文堂様

73 大正八年（一九一九）八月二七日（丁卯）

・封筒外寸 縦二〇・四センチ×横七・六センチ
・消印 広島／8827／后6-8
・封書表書「以下墨書」大阪市西区靱上通二丁目／博文堂事／原田庄左衛門「大観」殿
・封書裏書「以下墨書」広島市段原町／宇都宮讞蔵／「寸心千里」朱文長方印二顆
・封書本紙外寸「便箋二枚」縦二三・六センチ×横一六・〇センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拝読廿一日付花墨正尔〔に〕拝／見仕候引続き乍例御繁／榮奉候重々何角御配慮千万／難有奉深謝候然る尔〔に〕寸紅堂／ハ其儘尔〔に〕て何等申越呉れ／す候故予て御配慮被下候通り御／処分相願度候外無之と存し候／印材之方も未亡人〔久野千代〕とも相詫仕候／て申越し通り御引受け被下／候様願上度実ハ長女〔タミ〕永々病／〔二枚目〕氣之処今朝九時死去仕候旁／色々の失礼も相嵩み閉口仕居／候様持入甚多〔た〕御迷惑之御願ひ候も／印材ハ可成早く御処分被下候／様願上候／小生〔宇都宮謹藏〕も先日東京より／帰り候以来痼疾之神室〔経〕痛／尔〔に〕て今以て執筆も自由なら須〔す〕／随て上阪も致さず居候仕〔始〕末御／推想願上候先ハ右ハ願用頓首／廿七日／〔宇都宮〕謹藏／博文堂様

74 大正八年（一九一九）八月三十一日（壬子-8）

- ・封筒外寸 縦二〇・七センチ×横七・六センチ
- ・消印 広島／8831／后2-□
- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／博文堂／原田庄左衛門〔大観〕殿
- ・封筒裏書〔以下墨書〕広島市段原町／宇都宮謹藏

・封書本紙外寸〔便箋二枚〕縦二三・四センチ×横一五・九センチ

・本文〔以下墨書〕〔一枚目〕拝読 色々御配慮二千万奉／謝候別して久野長女〔タミ〕死亡尔〔に〕付／て丁重なる御吊詞を賜たり且つ／香花御供被下候等奉謝候／御送付被下候三百五拾円ニ正尔〔二〕入／手未亡人〔久野千代〕よりも御挨拶可申上と存／し候得共小生〔宇都宮謹藏〕よりも御礼申上候明／一日出発城崎温泉入浴十日頃帰広〔広島〕之途御地へも参り可申其際／親敷御礼可申入候／〔二枚目〕寸紅堂其儘ニ相置居候何分／万事可然御願申上候／草々頓首／三十一日／〔宇都宮〕謹藏／原田老大人〔大観〕坐右

75 大正八年（一九一九）八月三十一日（壬子-37）

- ・封筒外寸 縦一九・九センチ×横七・八センチ
- ・消印 広島／8831／后0-2
- ・封筒表書〔以下墨書〕大阪市西区靱上通二丁目／〔油／谷〕博文堂合資会社／御中
- ・封筒裏書〔以下墨書〕／／広島市皆実町五〇／久野一男／八月卅一日
- ・封書本紙外寸〔巻紙〕縦一七・八センチ×横九五・五

センチ

・本文〔以下墨書〕 拝復残暑の御貴家／御一同様お障御座／なく候や御伺申上候／さて本日は御丁寧／なる御吊詞加ふるに／御結構なる仏前供物／賜り寔に有難く篤つ／く御礼申上候故人〔久野タミ〕／も草葉の蔭より感謝／致し居る事と存候／又印材の事につき候／ては一方ならぬ御配意／にあづかり之又篤く／御礼申上候本日宇／都宮〔讜藏〕の方より右印材／の代として金参百五十円受取り申候間／何卒左様御承知被下度候／尚この上なから／山々よろしくお願申上候／愚母〔久野千代〕よりも呉々よろしくと申／出候時節柄御／玉体益々御用心の程／奉折候／草々／八月卅一日／〔久野〕一男／原田〔大観〕様

76 大正八年（一九一九）九月一日（丁丑31）

・封筒外寸 縦二〇・五センチ×横七・六センチ
・消印 広島／89.14／后8-10
・封筒表書 〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／博文堂／原田庄左衛門〔大観〕殿
・封書裏書 〔以下墨書〕 広島市段原町／宇都宮讜藏／「寸心千里」朱文長方印二顆

・封書本紙外寸〔便箋一枚〕 縦二三・二センチ×横一六・〇センチ

・本文〔以下墨書〕 拝読領収証延引御迷／惑千万奉謝候未亡人〔久野千代〕へ申聞／け置き仕候為免〔め〕已ニ相済み候事と存／候小生〔宇都宮讜藏〕ハ去／一日出發城崎温泉へ／入浴昨夕漸く帰広〔広島〕仕候次第／不取敢別帑差出し仕候近々上／阪仕候其際可申上候頓首／十四日／〔宇都宮〕讜藏／原田大人〔大観〕

77 大正九年（一九二〇）一月十六日（丁丑33）

・封筒外寸 縦二一・八センチ×横八・四センチ
・消印 広島／97.6／□8-10
・封筒表書 〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／博文堂／原田庄左衛門〔大観〕殿
・封書裏書 広島市南竹屋町土手／宇都宮讜藏／「寸心千里」朱文長方印二顆
・封書本紙外寸〔便箋一枚〕 縦二二・〇センチ×横一四・七センチ
・本文〔以下万年筆〕〔一枚目〕 拝読致候六月三十日及七月五日付両度／御書状正尔〔二〕到着令被見仕候水晶印材／之件御申越被下候儀ハ最前小生より申上候次

第と王〔わ〕聊可〔か〕相違之趣も有之／全然小生〔宇都宮讜藏〕の記憶と王〔わ〕相隔り居候得共今更／強て相争ひし程の事尔〔に〕も無之就て王〔わ〕／小生〔宇都宮讜藏〕も甚多〔た〕未亡人〔久野千代〕尔〔に〕対し面目も無之ニ付／右水晶印材のみ王〔わ〕御引取被下候価格の金／五拾円也尔〔に〕て小生〔宇都宮讜藏〕へ御譲り被下候其上未亡人〔久野千代〕／へ無償尔〔に〕て一応返却致し候ハ、小生〔宇都宮讜藏〕の面／目も相立ち貴下〔原田大観〕へも多大の御迷惑とも／〔二枚目〕申する無之候間其義御承諾被下／候ハ、幸甚ニ存し候斯して御同様迷／惑を一掃致度存し候先方〔久野家〕ガ何分／尔〔に〕も寡婦孤児之事ニ有之小生〔宇都宮讜藏〕ハ甚多〔タ〕迷／惑千万ニ候も此れも不得止次第と諦／免〔め〕可申又憐殺被下度候／右御返事次第御返金可申上候間／否や御一報願上候／痼病今以て癒へず罷出不能閉口に／御座候／草々不尽／六日 宇都宮生〔讜藏〕／原田老大人〔大観〕殿

・備考 差出年月は消印による。

78 大正九年（一九二〇）二月二日（H-2-39）

・封筒外寸 縦二・三センチ×横八・三センチ

・消印 広島／922／前10-12

・封筒表書 〔以下墨書〕 大阪市西区靱上通二丁目／博文堂様

・封筒裏書 〔以下墨書〕 ✓／広島市皆実町／県師前土手／久野千代／二月二日

・封書本紙外寸 〔便箋三枚〕 縦二六・七センチ×横一四・三センチ

・本文 〔以下墨書〕 〔一枚目〕 昨年八月三百五十円受取り居り申候／寒気きびしく御座候処／貴家御一統様益々／御健勝能〔の〕段賀し／上げ奉り候毎々御面当〔倒〕のみ申し上げ／相済まぬ次第に御座候先日は早速／に御返事たまわり有りがたく存じ候／〔二枚目〕 直ちに宇都宮〔讜藏〕に持参仕り申上候／御手紙の趣間違の点これ有り候との／事に御座候いづれ近々宇都宮の伯父〔讜藏〕事／上阪の節御立ち寄り致し御目も／ちの上いろ／＼とお話しうけたまわるその事／〔三枚目〕に御座候何卒よろしくくれ／＼も／御願ひ申上候先は右までに／何分／＼可〔か〕しこ／二月二日／久野千代／博文当〔堂〕様

79 大正九年（一九二〇）五月三〇日（丁二・34）

- ・封筒外寸 縦二・九センチ×横八・四センチ
- ・消印 広島／9.5.30／后2-4
- ・封筒表書 「以下墨書」 大阪市西区靱上通り二丁目
一六／博文堂合資会社／原田庄左衛門「大観」殿
- ・封筒裏書 広島市南竹屋町土手／（旧宅改築中仮寓）
／宇都宮謹蔵／「寸心千里」朱文長方印二顆
- ・封書本紙「便箋三枚」縦二二・〇センチ×横一四・七センチ

・本文「以下墨書」謹んで御令妹「山野米子、梅逸二女」之御化鶴を／御悔み申上候／小生「宇都宮謹蔵」儀二月以来発／作の宿痾神望「経」病ニ悩み四月以来／全然歩行難致其後別府へ転地療養中押して本日漸く帰／広「広島」仕候も今以て歩行二悩み此処／暫時外出難致有様ニ有之御憐殺／願上候／「二枚目」右様之事情尔「に」て当分上阪も六ヶ敷／甚多「タ」遺憾ニ存し候在原「三原」よりの端書及廿八日付ハ書面も本日只今同時ニ拝見仕候次第ニ有之就て者「は」従来／屢々申上候水晶印之件未亡人「久野千代」へ親／敷申聞かせ致度候間乍御迷惑前々／より小生「宇都宮謹蔵」申上候事項ニ対し御書面尔「に」て／一応拝承致度存し

候／「三枚目」以上得貴意書中如此御座候／草々頓首／三十日／「宇都宮」謹蔵／原田老大人「大観」／坐右
・備考 差出年月は消印による。

80 大正九年（一九二〇）七月一〇日（丁二・1）

- ・封筒外寸 縦一九・八センチ×横七・七センチ
- ・消印 広島／9.7.10／后10-12
- ・封筒表書 「以下墨書」 大阪市西区靱上通り二丁目／博文堂様

・封筒裏書 「以下墨書」 広島市皆実町五〇／久野一男
・封書本紙外寸「半紙二枚」縦二四・〇センチ×横三二・六センチ

・本文「以下墨書」「二枚目」拜啓其後永々御無音に打／ち過ぎ申候処数日来暑氣／頓に加はり漸く凌ぎ難き時／節と相成申候処貴家／御一統様には御障御座なく／候也御伺申上候扱て／印材の事につき候ては常々より／種々御配意に与り申候段／篤く御礼申上候昨日／宇都宮「謹蔵」の方にて水昌印材／三個正に受取申候間何卒御安心被下度候先は／「二枚目」取り急ぎ御通知申上候／尚時節柄御皆々様益々／御身体用心の程奉祈／候愚母「久野千代」よりも山々よろしくと／

— 114 —